矯正図書館

刑政

第五十卷　三月號　第三號

認識方法の科學化より處遇方法の科學化へ（卷頭言）　中尾文策　二
秩父宮殿下の御台臨を忝うして　根田兼治　五
少年受刑者の適性分類と作業成績（一）　高瀬安貞　牧村進　八
日本古代監獄　細川龜市　一七
書信より觀たる少年受刑者の心的動向（二・完）　龜地繁人　三七
横濱刑務所に於ける刑務委員會制度の試行（上）　三七
百本の巻煙草　吉田律三
海外時報　五六
資料欄　○新刊紹介　○イタリアに於る「行刑改革に關する規定」　六
趣味欄設置と選者の言葉　川田瑞穗・臼井大翼・鈴木花蓑　七
雜報　○御下賜金傳達式　○「父母を思ふの會」を開く　○刑務所長會同答申

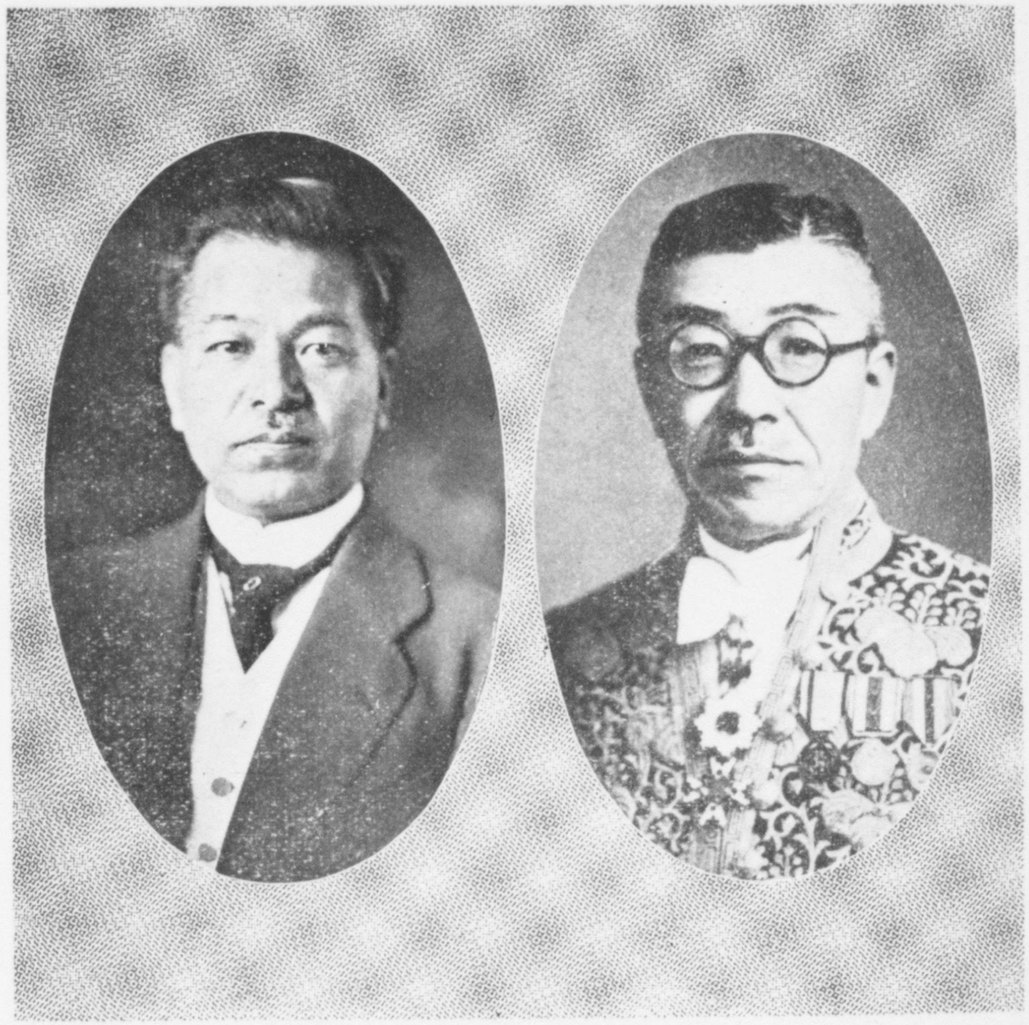
財團法人　刑務協會發行

矯正図書館



秩父宮殿下市谷刑務所移築場御臨台記念

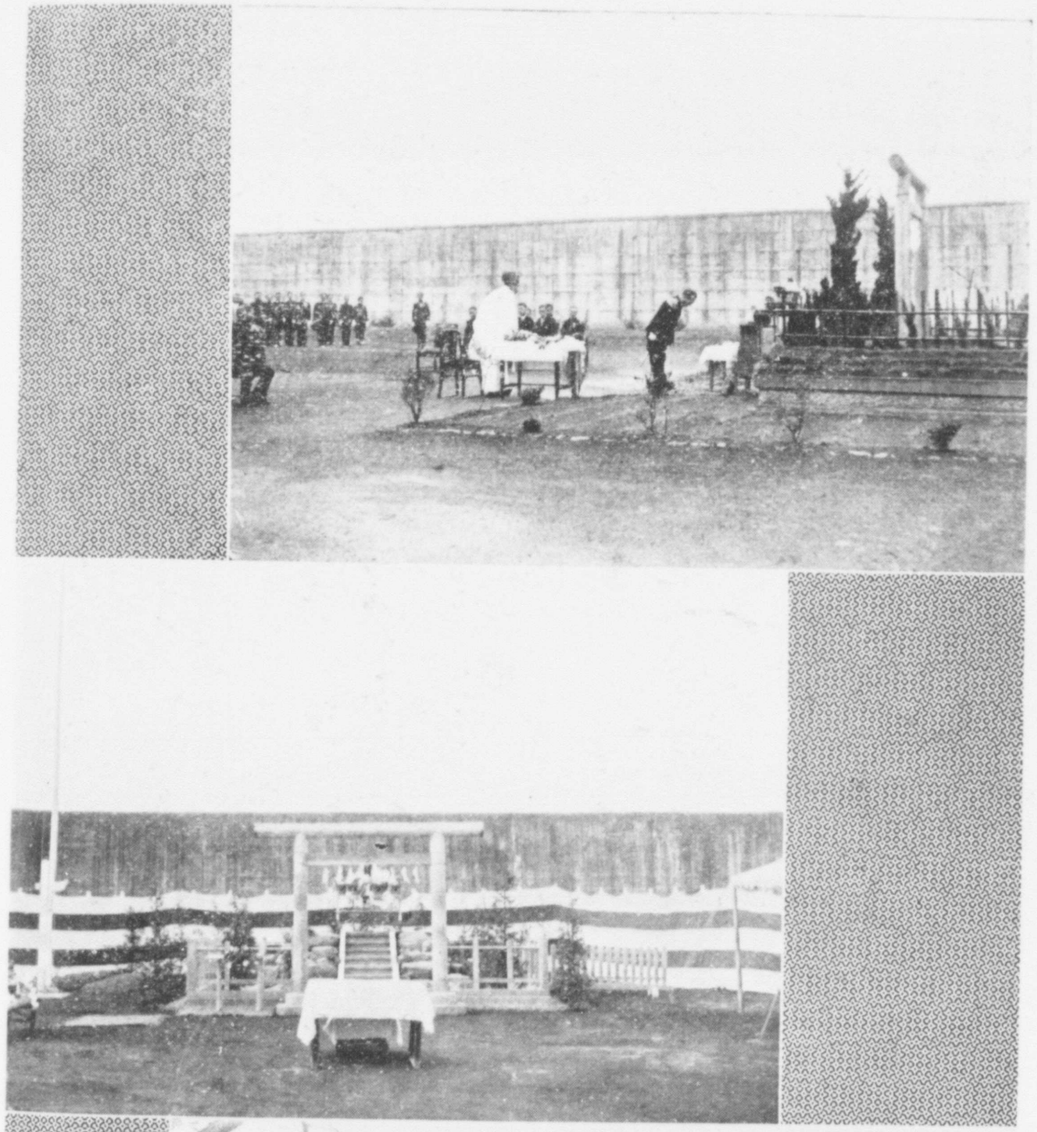
刑政第50巻第3号



鹽野司法大臣（自昭和五年九月至同九年七月行刑局長）

泉二檢事總長（自大正十三年一月至昭和三年二月行刑局長）

鹽野司法大臣、泉二檢事總長は嘗て行刑局長並刑務協會長として在任中幾多の治績を擧げられたことは普く人の知る處であるが、今回行刑界の此の二大恩人が相次いで司法部の最高首腦たる榮職に就任さるゝに至つたことは、我々行刑に携る者にとつて洵に心強い極みである。茲に謹で兩先輩の御健康を御祈り申す次第である。



遙拜所落成記念

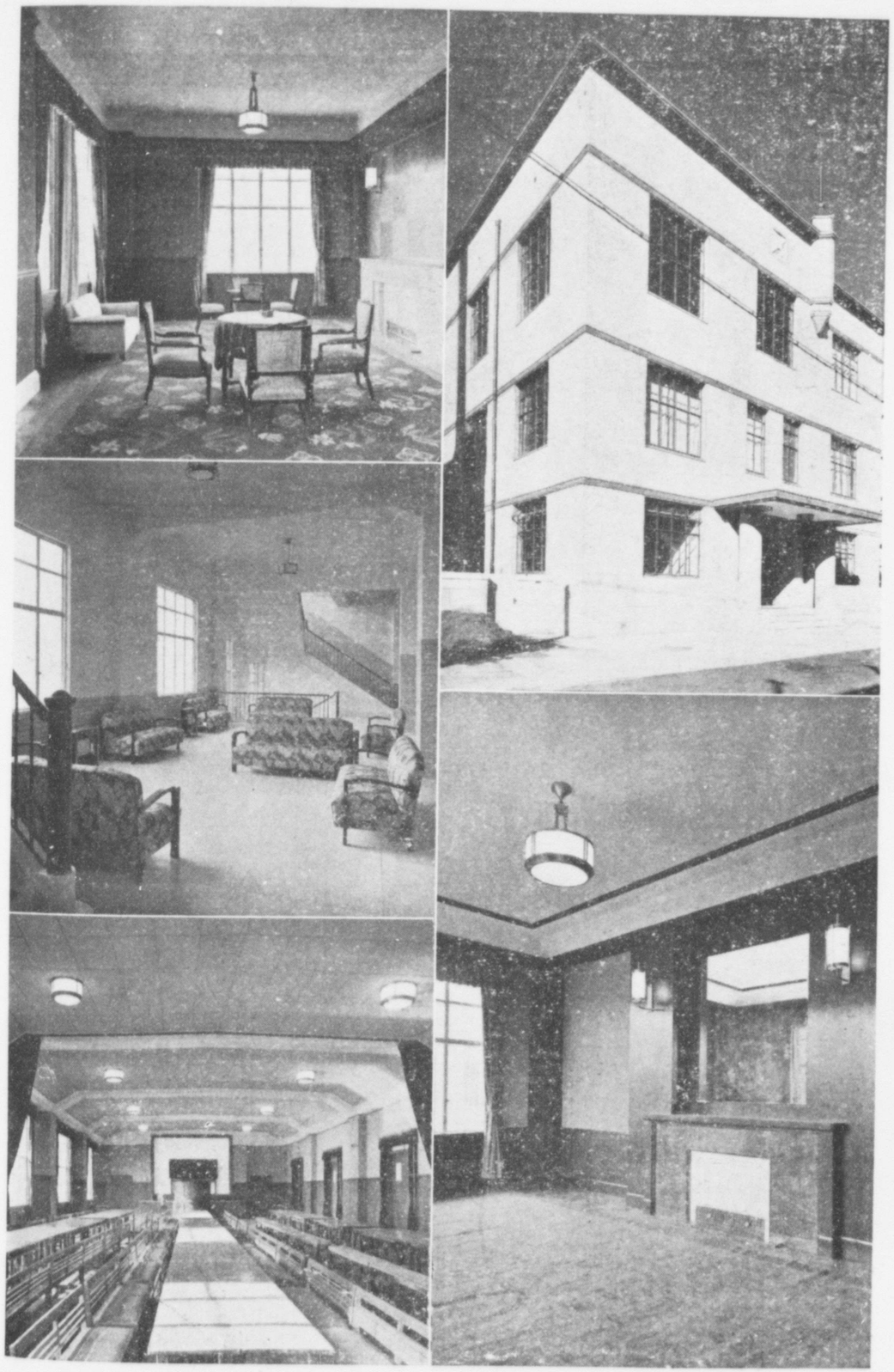
（上圖京都刑務所　中圖川越少年刑務所　下圖久留米少年刑務所）

矯正図書館

刑政

三月號

第五十卷
第三號



刑務協會新館（右上全景　右下會長室　左上談話室　左中
中左　室話談上左　室長會下右　景全上右）館新會協務刑
（但し講堂の机椅子配置は名刺交換會の儘
二階ホール　左下大講堂—

認識方法の科學化より處遇方法の科學化へ

芥川衛生官を中心として昨年以來續けられて居た受刑者の心理學的人格調査は、最近に至つて小菅の一部と川越の全部とに付き一先づ完了を告げ、種々なる結論を見るに至つたとのことである。受刑者の人格調査 Persönlichkeitsforschung に付き科學的方法を導入する必要あることは夙に刑政家の唱ふる所であり、現にベルギー、アメリカの如き國に於ては之を制度化して相當注目すべき成績を擧げて居るのであるが、我が國に於ける右の研究は、我が行刑に對し斯る「明日の水準」を約束するものとして頗る重要なものであると言はなければならない。

此の研究の結論はわれわれに對し多くのものを教へて居る。特に從來われわれが受刑者の人格なるものに就て持つて居る認識は殆ど常識の程度以上に出でないものである丈けに、此の研究が齎した實證的結論は我が國の行刑にとり甚だ貴重なものと言ふ可きである。而して當局は其の完璧を期して更に第二段の調査に着手をせられたと言ふことであるが、如上の意味よりして、私は切に其の成功を祈つてやまないものである。

右の研究の成功を祈ると共に、此の機會に於て私は當局に對する將來の要望を陳べて置き度いと思ふ。それは今後此の調査が進捗して或程度に於ける見透しの得られた場合には、可及的速かに其の科學的研究の焦點を、受刑者の處遇方法の上にも集中せられ度いと言ふことである。換言すれば從來認識方法として應用せられ來つた科學的方法を、將來は處遇方法としても活用し組織化せられ度いと言ふことである。

更に語を換へて言ふならば、受刑者が「何者」であるかを明かにした後に於ては、其の科學的方法を以て、將來更に、受刑者を「如何に」處置し訓練し善導す可きかの具體的方途を探究して貰ひ度いと言ふことなのである。

蓋し受刑者の人格調査は、調査其物として行刑上獨立の意味を持つもので無いこと勿論であつて、それは必然的に其の調査の後に來るもの即ち受刑者の處遇問題と關聯するに及んで、はじめて眞の意味を持つことゝ成るのである。例へば小菅に於ては衝動性異奮性の者が、川越に於ては意志不完放逸性の者が最多數を占めて居ることが明かに成つたのであるが、少く共行刑上の問題としては、此の種の者の特性が何であるかとか其の數が如何樣であるかとかの點に研究の終點があるのではなくて、之を如何に處遇することに依り行刑の目的が最高度に到達せられるものであるかを教ふるに及んで、はじめて科學的方法は其の使命の全きを得るのである。

處遇方法の科學化と言ふことに付てはもとより多くの課題があるが、試みに今其の中から二三のものを拾ひ上げて見よう。

其の一は、拘禁の效果と其の時期との關係である。抑〻拘禁と言ふ事實は受刑者に對し種々なる效果を及ぼすものであるが、其の效果の內容如何と言ふことと、而して其の時期との關係が明かと成るならば、拘禁效果の移行に適應した合理的な處遇を行ひ得るであらう。尙又拘禁は受刑者に對し改善的效果を持つと同時に其の社會性を減退せしむる消極的效果をも伴ふものであるが、前者の最大限と後者の最小限との交叉する時期が多少共實證的根據により判明するならば、刑期の決定假釋放の執行に付きわれわれの享ける利便は蓋し莫大である。

其の二は、拘禁方法 Haftform の研究である。受刑者を日常如何なる住居の關係に置くかと言ふこと

は、其の個別處遇と共同生活の訓練との上から極めて重要なる問題に屬するのであり、而して之に付ては獨居、雜居、折衷の三方法が採用せられて居るのであるが、果してそれが個々の受刑者の性格との具體的關係に於て、滿足なる結果を收めつゝありやの判斷に付ては、不幸にしてわれわれは未だ科學的根據を持たぬのである。又特に、獨居以外の拘禁方法を採る場合に於て、其の團體生活の中に期待せられて居る所の教育的雰圍氣 pädagogische Atmosphäre の釀成が、果して如何に作用しつゝあるかの點に付いても、切に科學者の研究を希望せざるを得ないのである。

其の三は、作業に關する諸問題である。作業訓練より見ても將た又作業による人格陶冶の點より見ても、就業狀態に於ける諸條件の科學的調査が個別的に行はれざる限り、折角の適性檢査も行刑上著しく無力なものと成ることは明かであらう。

サンフオード・ベーツ Sanford Bates は其の近著「監獄と其の彼方」の中に於て受刑者に對する科學的再分類 reclassification の必要を唱へ、行刑の過程に於てたえず之が繰返さる可きことを說いて居る。此の科學的再分類の觀念を敷衍する時は卽ち處遇方法の科學化と言ふことに歸着するのであつて、既に分類委員會が相當活躍しつゝある米國に於て此の提言を見たのは、科學的方法に關する今後の方向を示すものとして興味深きこと、言はなければならない。

言ふ迄も無く處遇方法の科學化は認識方法の科學化を待つてはじめて行はれ得るものである。我が當局は此の點に着眼をせられて先づ認識方法の研究と其の完備とを急がれるのであるから、處遇方法の問題は着々之を將來に準備せられつゝあることを信じて疑はないのである。

昭和十二年二月二十一日

中尾文策

秩父宮殿下の御台臨を忝うして

根田兼治

昭和八年起工以來滿四年間、職員と收容者が協力して築きあげつゝある市谷刑務所移築工事に、輝しい榮光の日が訪れて參りました。

當移築場は、本年五月頃落成の見込で、未だ外觀內容ともに完成に至らざる時、圖らずも司法當局より秩父宮殿下に於かせられては、二月六日御巡視あらせらるゝ旨御達しを受けましたものゝ、殿下を御迎へ申上げる御室の設備はなく、御通路なども亂雜且つ狹隘なので全く恐懼致しましたが、職員はもとより、收容者一同此の無上の光榮に飛立つばかりの思ひが致し直ちに御通路の手入れ、正門の假設、御休憩室の設備など、奉迎準備に着手致しました。

當日は麗かなる陽光に惠まれ、職員一同門前に堵列致し殿下を奉迎申し上げました。殿下に於かせられては、豫定の如く午前十時御到着遊ばされ、奉迎者一同に對し御丁寧なる御會釋を賜はりましたが、先着の長島司法次官、瀧川行刑局長、齋藤會計課長と共に階上の御休憩室に御案內申上げました處、不肖私に至るまで咫尺の間に拜謁を賜はり、只々光榮に感激致したる次第で御座います。

次で司法次官、行刑局長、會計課長より輓近我國に於ける行刑の趨勢と、當移築工事の特色に付き言上致しましたところ、殿下には一々御熱心に聞召され、落成期日、豫算關係等に就いて御下問遊ばされましたが、や

がて御少憩の後愈〻場内御巡視といふことに成りました。御進路は私が御先導申上げましたが、先づ廳舍屋上に至り大體の建物の配列を御説明申上げ、それより二階各事務室を御覽の上、戒護事務室に至るや、特に平素の戒護狀況、並に夜間に於ける戒護人員等を御下問あり、次いで雜居舍房御巡視の際、畏多いことながら房内に入らせられ、收容者の起居動作、並に貸與品に就き御興味深げに聞召され、殊に殿下には御自から窓を御開閉遊ばさるゝなどの御熱心振りで、私は今思ひ出すだに目頭の熱く成る感じが致します。又雜居浴室に入らせられたる際には、先年（大正十四年三月二十日）御巡視あらせられし際も使用し居りたる砂時計を御覽遊ばされまして、御思出深き御様子に拜し奉りました。醫務所に於かせられては、手術室を初め各室を一々御覽相成り、特に精神病舍については詳細に亙つて御下問を賜はりました。次で炊事場、接見室等に御足を運ばせ給ひ、接見室にあらせられては、接見の要旨、面會時間、並に其の設備に關して數々の御下問を賜はり誠に畏多いことながら、獨居待合室に殿下御自から入らせられ、その上私に「外より戸を閉めよ」と仰せられましたので、御意のまゝ戸を御閉め申しましたものゝ、餘りに御仁慈の有難さに、感激にむせび、御下問に奉答する聲さへ出でさる次第で、只管恐懼に堪へませんでした。それより府中刑務所出品の軍需品、及び石川島監獄署、並に舊巢鴨刑務所の立體圖を御覽遊ばされ滯りなく御巡視を御濟まし遊ばされました。

尙當日は一般收容者には、よそながら殿下の御巡視を御迎へ申し上げさせましたが、工事中のことゝて、高所や地下に於て作業中の者もあるので、不知不識の間に萬一不敬にわたる行爲があつては畏多いことゝ存じ御通過の際は、「氣を付け」の號令を以て奉拜せしめましたところ、極めて嚴肅に、而も感謝と至誠の態度を以て終始し、謹愼の中にも平靜を失はず、眞摯に作業に精勵致しました事は、實に涙ぐましい狀況で、無恙此の大任を果し得ました事は、偏へに神佛の御加護と一入感謝致した次第で御座います。

殿下を當所に御迎へ申しましたのは、之れで二回目で御座いますが、私は初めての光榮に浴しましたので、萬一不始末にわたる樣なことがあつてはと、御巡視の跡を顧み、それのみ懸念せられた次第で御座いますが、御機嫌殊の外御麗はしく御歸還遊ばされ、何等の御咎めもなかつたとの事を拜聞致しまして、安堵致した樣な次第で御座います。幸ひ此の度の大任を無事に終つた事は、一重に神々の御加護によるものと存じ、御歸還後幹部一同と共に明治神宮に參拜し、只管神前にぬかづき御禮申上げました。

申すも畏きことながら、殿下の此の度の御巡視によつて垂れ賜はつた溢るゝばかりの御仁德、御温容はともすれば萎縮し因循になりがちな私達の心に、大なる感激を御與へ下さいました。殊に收容者に及ぼし給へる感激は、到底筆紙に盡し難く、彼等は何れも如何にしても御尊慮にこたへ奉り、一日も早く忠良なる臣民として更生せんことを誓ひ、その眞情が張り裂ける計りに一同の中に漲つて居ります。刑務所全體の士氣は、これが爲め彌が上にも喚起せられ、規律を嚴守し、且つ作業能率も著しく向上せるのみならず、一名の犯則者も出ださず、未だ嘗つて見ざる明朗な空氣が溢るゝ樣になりました。これも一重に至仁至愛なる殿下の御威德の然らしむるところで、百の理論、萬卷の著書にも勝り、我が行刑史上に輝かしい御足跡を御殘し下されましたことは、獨り私のみの光榮に止まらず我が行刑界の爲め慶賀に堪へない次第と存じ、不肖をも顧ず、當時の狀況の一端を謹記致した次第で御座います。

尙當日は椎名所長には餘儀なき事情に依り、御案内の光榮に浴せられることが出來なかつた爲め、私が代つて此の重任を勤めさせて頂いた次第で御座います。

少年受刑者の適性分類と作業成績 (一)

——行刑技術に對する心理學的寄與の一方面——

高瀬安貞
牧村進

一 序論
二 適性及技能度の分類
三 適性分類と作業賦課の現狀（以上本號）
四 適性と作業成績との關係
五 結論

一

少年行刑は行刑の中核をなすものである。(一) いづれの國に於ても、いづれの時に於ても、その刑罰理論に於ては如何なる立場が採られるにせよ、少年行刑の分野に於ては教育刑主義が無條件に支持せられた。(二) 少年行刑の根本理念は常に「感化」であり、「教育」でなければならなかつた。何故ならば少年は一方に比較的可塑的な、發達的な性格と性能を有つものであり、他方には第二の國民として國家の善良にして有爲なる一員となるべきものであるか

らである。(三)

一 正木亮氏「少年行刑の再組織」（刑政第四九卷、第九號卷頭言四頁）

二 同氏「少年犯人に對する行刑教育」（刑政第四七卷、第八號八頁）、尙同氏「行刑法」（昭和十一年、三九頁以下）

三 同氏「少年犯人に對する行刑教育」前掲九頁に於て歴史的に何故に少年犯人のみは然く教育的處遇を行ひ來つたか、その理由として三つの點を擧げて居られる。

かくして犯罪少年の問題は國家的、民族的重要性を有つ故に、從來各種の專門的立場より多くの理論的考察や實驗的研究がなされた。殊に犯罪原因論に於ては幾多の貴重なる統計、研究がなされた。(四)

かゝる犯罪原因論的研究は少年犯罪者の人格的構成の理解や刑事政策的考察に重要なる示唆を與へるであらう。併し我々は更に又當面の科學的課題として少年行刑の技術的研究に進まなければならぬ。卽ち我々の科學的研究は單に研究に止まらしめず、更に一步を進めて行刑の實際に深く關聯し、犯罪少年の教育的處遇に對する方法に直接科學的研究と工夫を加へ、行刑の實踐を規定し、技術的指導を與へるやうにしなければならぬ。(五) かくしてこそ假釋放審査規定第二十三條に於て揭げられたる科學的審査の應用から更に進んで行刑累進處遇令第九條に於て科學的審査を義務付けるに至つた我國法制の進展（六）に副ふことが出來る。

四 N. Healy: The Individual Delinqu.nt. 1927. C. Bart: The Young Delinquent. 1925. などの古典的文獻を始め、近くは Heinz Vogelsang: Untersuchungsgefangene. 1935. など、又我國に於ても近くは正木亮氏の前掲諸文獻を始め、岡司法書記官「少年行刑教育令釋義」の理論的考察や、吉益脩夫氏「都市靑少年犯罪者の研究」（精神神經學雜誌第四〇卷第九號）近藤貞次氏「少年犯罪者の危險性の規定條件」（刑政第四九卷第三號乃至第五號）杉田直樹博士著「社會病理學、第一編」（昭和十一年）の實證的研究など。

五 靑木誠四郎氏「累進處遇の教育的基調」（刑政第四七卷第二號六四頁）に於てこれに就き注意を喚起せられてゐる。

六　正木亮氏「收容者の個性審査に關する我法制」（刑政第四八卷第一〇號一〇頁）

こゝに於て我々は受刑者の科學的審査に於ける一部門たる心理學的審査が行刑の教育的技術に寄與せんとする一端を提示したいと思ふ。心理學的審査が行刑の技術に寄與すべき方面は多いであらうが、その最も重要なるものは陶冶性の分類、性格偏倚性の分類、適性分類などであらう。併し前二分類に就ては後の機會に於て論述することゝし、この小論に於ては、先づ適性の分類に就て二三の考察を試みたい。

蓋し、前述の如く少年行刑の根本理念は犯罪少年をも第二の日本國民として社會生活に對する適應性を涵養せしめ、將來國家の善良にして有爲なる一員たらしむべく敎育し改造するにある。而して現今の社會生活に適應することの第一條件は彼等の職業生活に適應することであると考へられる。少くとも現實の問題としては少年をして將來の職業生活に破綻を來す懼のない「生産的國民」たらしめなければならない。行刑敎育の手段としても作業が最重要視せらるるに至つた本義もこゝに在るのである。受刑者は刑務作業によつて職業的技能を修得し、或は熟練すると同時に、それによつて職業生活に必要な性格を矯正し或は陶冶して積極的に社會適應性涵養の效を擧げ得るのである。（七）

七　近來作業偏重を難じ、精神主義、人格陶冶主義を强調する聲が聞かれるのは喜ぶべきことではあるが、又一方具體的な社會生活、職業生活から離れた精神修養は考へられない。正木亮氏は「昭和十一年を送る」（刑政第四九卷第十二號、卷頭言三頁）に於て「一心不亂に働かせてその中に誠實と正直と勤勉とを習慣付けやうとする爲の手段と見れば勞働は精神主義の糧である」と言つて居られる。

又、青木誠四郎氏「少年受刑者の適性檢査に就て」「勞作敎育と刑務作業」（刑政第六卷第七號）參照。

殊に犯罪少年の經歷を見るに未だ職業訓練を受けなかつたものが大部分を占めてゐる。（八）而して青少年に對し適性による職業指導の重要なることは現代の社會的常識となつてゐる。我が行刑累進處遇令第六及第七條は適性により職業指導すべきを規定したものと解釋することが出來る。（九）而して考査期間中に課する手工業は適性考査の手段とされるのであるが、多くの刑務所の課する麻工、紙細工等の手工業によつて職業に對する適性を判定することは殆ど不可能といつてよいであらう。玆にどうしても科學的方法が必要となる。同令第八條に於て科學的知識を基礎として調査すべきを規定されたのはそのためである。而しこれで現代の心理學は人間性能の範圍に於ては比較的短時間に於て可成正確なる判斷を與へ得る狀態にあるといひ得られる。故に適當なる性能檢査を施すことによつて彼等の性能に適應する職業の方向を見出すことも出來、或は少くとも彼等の希望する職業に對し不適性であるといふ消極的忠言を與へることが出來る。刑務所の作業中に於てその最も適する職業に就業することが出來れば、日々の勞苦も直接出所後の社會生活の準備訓練となり、且つ適性である點より作業技能の上達も、階級累進も速かに、日々希望と興味を以て精勵することが出來る。かくしてこゝにも累進處遇の敎育的基調をなす「希望の原理」（十）、「自發性の原理」を技術的に生み出すことが出來る。

八　近藤貞次氏前揭第四號、抽稿「青少年犯罪者の職業生活」（刑務累第二〇卷第三及四號）

九　正木亮氏「累進處遇に關する敎育的・技術的統制」（刑政第四六卷第八號一二頁）

十　牧野英一博士「累進制に於ける責任と希望との原理」（刑政第四七卷第二號二三頁）

一方わが國の刑務作業は近時物的條件の整備と經營方法の合理化により躍進的進展を遂げた（十一）のであるが、作業の合理化には物的條件、經營方法の他に尙人的條件の重要なるは言を俟たない。從つて刑務作業が將來尙一層躍進をなし、行刑自足の原則の實現を完全に近からしめむがためには人的條件の合理化、卽ち適材を適所に配置する適性分類に期待せらるべきを疑ひ得ない。

かゝる考想と芥川衞生官指示の下に某少年刑務所に於ける適性分類が如何になし得られるか、適性と作業成績との關係如何等の諸問題を考察しよう。このさゝやかなる論述が行刑科學化に對する實證的資料となり得れば幸である。

十一　寺光忠氏「行刑自足の原則」（刑政第四九巻第二號四九、五〇頁）
　　小川太郎氏「刑務作業の研究」（刑政第四九巻第十一號二四、二五頁）

二

某少年刑務所に於ける作業の主要なるものは木工、洋裁工、印刷工、土耕夫及其他の雑業（洗濯、炊夫、掃除夫）群に分類せられる。從つて最初收容少年の性能特徴により、洋裁工型、印刷工型、木工型、土耕型及以上の適性特徴不明なる不定型の五適性類型群に分類した。所が不定型が約二五%の多きに達したるため、尚詳しく之等の性能特徴を分析檢討して皮革工及鍛冶工の適性型を加へることゝし、更に智能性能一般に低劣にして洋裁、印刷、木工、皮革、鍛冶、土耕のいづれにも分類し難いものは炊事、洗濯、便捨夫等の雑業に適するものとして雑業型を加へた。

性能檢査種目は一般智能檢査として東京府少年職業相談所岡部氏編一般智能檢査法A式により、特殊性能檢査として注意力檢査（ブールドン抹消法）、選別力檢査（カード分類法）、構成力檢査（型盤法）、作業速度（棒插盤）、巧緻性（切取法）、力量（背筋力計）、空間辨別力（レーマン目測法）、觸覺力（メタル分類法）、色神、視力、聽力を選び、少年受刑者の檢査結果より各種目の標準尺度を製作し、各個人の性能輪廓（プロフィル）」を得る。而して上述各適性類型の「性能輪廓」と照合して各個人の適性類型を決定するのである。この適性類型を決定する性能規準は第一表の如くである。（一）

一　一般智能檢査や性能檢査の選び方、又標準尺度を犯罪少年のそれでなく一般社會人のそれによるべきではないか、又適性類型を決定する性能規準の選び方等に多くの問題はあるが詳論は省く。性能檢査種目の貧弱にして最小限度以下の設備に於ては止むを得ない。性能檢査の實施方法に就ては拙著「行刑心理學概要」（府中刑務所職員協同會版）や山越製作所性能檢査法を參考せられたい。尚淡路圓次郎博士「職業心理學」増田幸一氏「適性檢査法」等適性檢査に關する著書は多い。

第　一　表

適性型	必要性能	比較的重要ナラザル性能
洋裁工型	巧緻性、觸覺力、注意力	力量、選別力
印刷工型	注意力、選別力、作業速度	構成力、巧緻性
木工型	構成力、空間辨別力、觸覺力	選別力、作業速度
革靴工型	構成力、空間辨別力、巧緻性	力量、選別力
鍛冶工型	力量、注意力、作業速度	巧緻性、選別力
土耕型	力量	智能

第　二　表

適性／智能	上	中	下
良	技能	技能	普技
普通	技能	普技	半技
劣	普技	半技	半技

次に各適性類型はその程度により次の三段階に分つことが出來る。

一、適性上——必要性能全部が稍良段階以上と判定せらるゝもの
二、適性中——必要性能が普通段階或は稍良段階のものを含むもの
三、適性下——適性とは言ひ難きも他型の缺點あるに比して無難と認めらるゝもの

更に技能進歩可能性の程度に就ては次の如き分類を試みた。（二）

一、技能者となり得るもの
二、普通職業能力あるもの
三、半技能又は限られた職業訓練可能のもの

四、無技能又は職業訓練の可能性乏しきもの

而してこの分類は第二表の如く上記適性程度の三段階と智能程度の段階の組合せを規準として査定した。尙精神薄弱者は之を無技能として分類した。

二 New Jersey Reformatory の分類報告によれば職業能力の評價を次の如く分類してゐる。一、無技能（Unskilled）又は職業訓練不可能のもの（二二・五%）二、半技能（Semi-Skilled）又は限られた職業訓練可能のもの（三八・〇%）三、普通の職業能力（三三・〇%）四、職人（Journeyman）又は事務補助者（Clerical help）（六・五%）五、指導者程度の能力（一・〇%）

Frank Moore „Classification — What has it accomplished ?" read before the Warden's Association American Prison Congress, October 13. 1922.

勿論適性の判定は「何職に適せず」と消極的になさるべきであることは心理學的常識ではある。併し刑務作業の如く限られたる種目の中いづれかを指定する場合には「性能輪廓」に基いて積極的に適性を判定した方が便宜が多い。従つて理論的には多少問題はあるにせよ、實踐的便宜のために敢へて以上の規準により、少年受刑者の適性分類及技能進歩可能性の分類を試みたのである。尙此の場合、勿論一個人の適性は必ずしも一種のみに限らず、數種を共有するものあり、或は一種又は數種の特に不適當なるものあるは言を俟たないのであるが、統計の煩雑を避けるため、二種以上の組合せは作らず、最も適當と判定したる第一適性と、その次に適當と判定したる第二適性とのみを擧げることゝし、第二適性に於ては半技能程度の場合は省略することゝした。かくして實際に當つては先づ個人の性能上不適性型を指摘して消極的に該作業の賦課を避けしめ、次に積極的に第一又は第二適性を指示して作業賦課の決定をなすを最も妥當と考へる。

今上記に從ひ少年受刑者二九六名の適性及技能進歩可能度を分類すれば第三表になる。

第　三　表

適性型＼技能度	技能	普通技能	半技能	無技能	計	百分比
洋裁工型	20 (9)	22 (30)	24		66 (39)	22.3
印刷工型	13 (12)	33 (24)	4		50 (36)	16.9
木工型	24 (7)	32 (22)	17		73 (29)	24.7
革靴工型	1 (1)	9 (5)	5		15 (6)	5.1
鍛冶工型	7 (3)	11 (8)	10		28 (11)	9.5
土耕型			17		17	5.7
雜業型			23		23	7.7
特殊處遇				24	24	8.1
計	65 (32)	107 (89)	100	24	296	100
百分比	22.0	36.1	33.8	8.1	100	

（註　括弧内ハ第二適性ヲ表ハス）

三

然らば適性分類上より見て現在の刑務作業賦課が適切に行はれてゐるであらうか。考査を終了したる去年九月末に於ける各工場就業者の適性型分配の狀態を見るに第四表の如くである。此の他五工場、五舍、雜業土耕、營繕等の諸集團はあるが、適性とは比較的關係少なき故に表示を省略した。而して一定の性能を必要とする洋裁、印刷、木工の四ケ工場に就てそれ〴〵の適性を有するもの〻%を見るに第一（洋裁）工場に於ては四一・二%、第二（印刷）工場に於ては六一・一%、第三（木工）工場に於ては四二・五%、第四（木工）工場に於ては四四・一%にして、之を平均すれば四五・九%、第二適性のものをも含めると六一・六%となる。之によつて見ると適材適所の配置として充分でないことが知り得られる。從來作業賦課に際して適性を比較的考慮に容れて決定してゐる當刑務所でもかゝる狀態であるから、他刑務所の狀態は推して知るべきである。

表　四　第

工場	適性型＼技能度	技能	普通技能	半技能	無技能	計
第一(洋裁)工場	洋裁工型	5 (8)	8 (6)	6		19 (8)
	印刷工型	3 (3)	3 (4)	1		7 (7)
	木工型	3 (3)	(4)	3		6 (4)
	革靴工型		1 (1)			1 (1)
	鍛冶工型	1	(1)	1		2 (1)
	土耕型			2		2
	雑業型			2		2
	特殊處遇				3	3
	計	12(14)	12 (16)	15	3	42
第二(印刷)工場	洋裁工型	1 (3)	(3)	2		3 (6)
	印刷工型	6 (1)	3 (2)	2		11 (3)
	木工型	2 (2)		1		3 (2)
	鍛冶工型	1 (1)				1 (1)
	土耕型					0
	革靴工型					0
	雑業型					0
	特殊處遇					0
	計	10 (7)	3 (5)	5	0	18
第三(木工)工場	洋裁工型	1	1 (2)	5		7 (2)
	印刷工型	(2)	5 (4)			5 (6)
	木工型	4 (1)	8 (4)	5		17 (5)
	革靴工型	(1)	1 (1)	1		2 (2)
	鍛冶工型		1 (2)	2		3 (2)
	土耕型			2		2
	雑業型			2		2
	特殊處遇				2	2
	計	5 (4)	16 (13)	17	2	40
第四(木工)工場	洋裁工型	7 (3)	2 (7)	2		11 (10)
	印刷工型	2 (3)	5 (6)			7 (9)
	木工型	9 (2)	14 (7)	3		26 (9)
	革靴工型	1		1		2
	鍛冶工型	2 (1)	7 (3)	2		11 (4)
	土耕型			1		1
	雑業型			1		1
	特殊處遇					0
	計	21 (9)	28 (23)	10	0	59

（註　括弧内ハ第二適性ヲ表ハス）

日本古代監獄

細川龜市

第一節　行刑

一　大化以前のわが古代國家においては社會編成の基礎が氏族制度であつた爲めに、地方分權的な行刑の施行を見た。すなはち、各地に蟠居せる族長は、自己の保有する私地私民に對して直接的且つ絕對的な支配を行ひ、中央權力は族長のかやうな行動を制肘することは不可能であつたのである。先づ、族長の所有する私地をばこれを田莊（たどころ）と言ひ、彼等はこの田莊の單純なる私權的な所有者にあらずして、實に、一種の領主權とでも言ふべき政治的な支配權者であつた。故に彼等が領内の百姓より徵收する米穀は、これ地主が小作人より徵收するところの小作料とは全くその性質を異にせるところの一種の公的性質を有する租稅に外ならなかつたのである。次に私民と言ふのは、もとより族長の私有する人民であるこ

と勿論であるが、これに次の二種があつた。（イ）本來的意味に於ける私民はこれを部民（べみん）と言ひ、その田莊を强制的に耕作せしめられた者を特に田部又または鍬丁（くわてちょう）と稱し、その地位はむしろ奴隷的なものであつた。彼等はその地位が世襲であるとともに人格をも主人に捧ぐる不自由民であるからして、その生殺與奪の權限は全く主人の掌中に在つたのである（一）。

（ロ）そもそも氏族制度は氏ノ上と氏人とを以て構成せられて居るものであるが、わが古代社會の如く崩壞期氏族制度の下に在つては、かかる純粹な形態を保持することが出來ずして次代社會に至るべき幾多の過渡的要素を包藏して居る。すなはち、從來、氏族員として完全に自由な地位に在つた氏人は、氏ノ上（族長）の權力が伸張してその支配が專制的なものとなるに從つてその地位を低下して行き、古代末期に至れば甚だしく不自由民

矯正図書館

に近きものとなつて、族長の爲めに田莊の强制勞働に從事せしめられるやうになつた。かくなれば從來の如き自己の氏族に對する發言權、人格權、名譽權等等を喪失し、族長に私屬してその强權的支配を受けねばならなくなつたのである。

なほ以上の外に、族長の私有する完全なる奴隷たる『ヤツコ』（奴）なるものがあつたが、いづれにしても族長の所有する私地私民は甚だ廣大且多數にわたつたし（二）、しかも、それは族長の私人的な公權力に依つて支配せられて居たのである（三）。されば、その政治は地方分權的なものであり、從つて行刑の如きも亦全く族長の私的意圖および社會慣習に依つて左右せられて居たこと言ふまでもないであらう。

しかしながら、大和朝廷の皇權の伸張の過程は同時に獨立的な族長が皇化に浴することに外ならなかつたが故に、神武東征以來の絶え間なき皇威の發揚に依つて彼等は年月を經るとともに愈愈ますます大和朝廷を中心として統一されねばならなくなつた。その過程は『日本書紀』を繙くことに依つてまざまざと看取することが出來るのであるが、しかし、ここに注意を要するのは彼等が皇化に浴したる具體的內容に就いてである。すなはち、彼等はかくして王臣となつたのであるが、しかし、それは族長として私地私民を支配することを廢棄した結果ではなくて、その支配權は依然として留保しつつも彼等自身のみ王臣となつたのであつた。從つて、私地私民はこの變革に依つて王土王民となつたものでないこと言ふまでもないのである。

されば、かくの如き地方分權政治の行はれる時代においては、行刑の如きも時と處とに依つて必らずしも同じものではないのみならず、むしろ多くの異れる慣習が行はれたであらうと考へられるが、ただ、社會的發展の同じ狀態に在る社會相互間には、甚だしく異らない制度が行はれるものであるといふことを前提として、われわれは大和朝廷の行刑を中心として論述を進めて行くことを許される。事實また古代末期に至るに從つて諸制度はおのづから朝廷の制度が一般化されて行く傾向に在つたのである。

一　田莊の耕作民の社會的性格に就いては從來より諸說が存する。就中、川上（多助）敎授『部についての考察』（史學、第十一卷第一號）、渡部義通氏『日本古代に於ける土地所有關係の發展』（『日本古代史の基礎問題』所收）第四八頁以下參照。

二　しばしば擧げられる如く、雄略紀には『大連等民部廣大充盈於國』と見え（日本書紀、卷十四、國史大系六國史本、第三〇八頁）、さうして、その弊が極端に達して居た狀態は、大化元年の詔に、臣・連の如き豪族たちが各各己が民を置いてほしいままに驅使し、また國縣の山海林野池田を割き取りて以て己が財と爲し、爭戰止まず、或る者は數萬頃の田を兼併し、或る者は全く針さすばかりの地も無し、調賦を進めるときに及んではその臣・連等、先づみづから收斂して然る後に分ち進め、宮殿を修治し園陵を造築するにあたつては各各己が民を率みて事に隨つて作る、と仰せられてある（日本書紀、卷二十五、國史大系六國史本、第五一四頁）に依つて知り得るであらう。

三　裁判の如きも族長みづからこれを行ひ、中央政府の權限に屬したのではなかつた。刑罰の執行の如きも亦もとよりその例外ではあり得なかつたこと言を俟たないのである。

二　古代刑法は、もとより何等の成文法をも有して居らなかつたから、これを體系的に知ることは不可能であり、如何なる行爲が犯罪であるかといふことも慣習に依つて定まつて居たことと考へられる。古くは天津罪と國津罪との觀念があり、前者は神威を冒瀆し社會秩序を紊亂するの行爲を指したに對し、後者は人體の汚れ・母子相姦・獸姦などを包含するところの人道に反する行爲を指したものであつた（一）。しかし、古代末期には既にかくの如き觀念を早くから失つて、謀反・殺人・姦通・竊盜といふ如き犯罪の思惟が出現して居たから、天津罪や國津罪のことを神前で朗讀する祝詞は單なる儀式的なものに化して居たのである。そこに、われわれは、犯罪の觀念が宗敎的なものから地上的なものに進化したことを知らねばならぬのである。

次に犯罪に對する刑罰としては、死刑・追放刑・奴婢刑・入墨刑・財產刑・貶姓などが行はれた。人の生命が十分に尊重されて居らない古代において死刑がすこぶる頻繁に行はれたことは毫も怪しむに餘地なき事柄であつて、その最も多かつたのは斬刑であり（二）、時には梟首刑（三）や火刑（四）なども見られた。追放刑は古くはこれを『ヤラヒ』と言ひ、神代史にはその記事が見える（五）が、それと同時に流刑（六）の如きも亦採用せられて居る。奴婢刑とは卽ち犯罪人を奴隷にするものであつて（七）犬身の沒官なども亦その一つである。入墨刑は『ヒタヒキザムツミ』（黥刑）と言はれ、犯罪人の顏面へ

犯罪人たることの徽標として入墨をする方法であり（八）、これは中世法および近世法に影響を與へて居るのである。財産刑は犯罪人の財産であるところの土地・家具・奴隷などを献進して刑を免れるものであり（九）、これは古代的贖罪（Wergeld）（一〇）の流れを汲むこと勿論であるが、時には妹を献じて死を免れた實例もある（一一）。貶姓は犯罪人の帶有する姓を貶するところの一種の名譽刑である（一二）。

言ふまでもなく、古代刑法は應報刑を以てその基本精神とすること正に洋の東西を問はない。從つて、犯罪人に刑罰を科するのは犯人の罪に對する應報であると考へられ、犯罪に對する社會の責任は寸毫も自覺されて居らなかつた。しかも上述せる刑罰が物語つて居るやうに、生命刑や身體刑や財産刑等等を科して居た當然の結果として、未だ自由刑の行はるる段階には達して居らなかつたから、これが監獄制度の運命を決定して居たことは論ずるまでもないのである。

これを要するに、古代の行刑なるものはただ犯罪人を社會より排除するか、或ひは經濟的に苦痛を與へることのみしか考へられて居らず、犯罪の起つた社會的原因や、如何にして犯罪を社會より撲滅すべきかといふ如きことは少しも考へられて居らなかつたのみならず、犯罪人を改過遷善せしめるなどとは遠く思慮の及ばざる未知の世界であつたのである。極論すれば、古代には刑事政策なるものは意識されるまでに至らなかつたと言ひ得るほどであつて、古代末期に輸入された儒教の敎化主義的思想も未だ當時の刑事政策に影響を及ぼし得なかつたのである。

一　拙著『日本固有法研究』第一八頁以下。

二　斬刑を行つた事實は甚だ多いから到底一々枚擧する煩に堪えないが、試みにその一例を示して見れば、雄略紀九年春二月甲子朔の條に、凡河内直香賜と采女とを遣はして胸方神を祠らしめ給ふたところ、香賜は采女と壇所に至りて事を行はんとするに及びてその采女を奸した、仍つて香賜を捕へて斬刑に處した（日本書紀、卷十四、國史大系六國史本、第二九四頁）。なほ、しばしば展開されたる平定事業にはその謀叛人を死刑に行ふことを伴ふて居る。

三　崇峻紀の卽位前記に依れば、捕鳥部萬を八段に斬りて八國に散梟せとの中央政府の命令に依り、河内國司は卽ちこれを實行して居る（日本書紀、卷二十一、國史大系六國史本、第四三七頁）。かかる方法も亦廣く行はれた

であらうと考へられる。

四　欽明天皇の二十三年、馬飼首歌依の妻が皇后の御鞍を盜んだらしいとの嫌疑に依り訊問したところ、歌依は苦痛に堪えずして死んだので、歌依の子守石と中瀨氷とを捕へて火刑に處せんとした。尤も、この場合は都合に依り減刑してやつたが、『日本書紀』にはこの火刑に註して、『投レ火爲レ刑、蓋古之制也』と言つて居る（日本書紀、卷十九、國史大系六國史本、第四〇五頁）。されば、これに依つて考へるに、火刑はわが古代において一般に採用せられたものであることが知られるのである。

五　日本書紀、卷一、神代上には、すなはち素盞嗚尊が追放されたことを記して居る點は人のよく知れる通りである。

三　允恭紀、二七四年夏六月の條には、木梨輕太子が同母妹たる輕大娘皇女を奸けたまひしに依り、太子は儲君であるから罪するを得ず、輕大娘皇女を伊豫に流された（日本書紀、卷十三、國史大系六國史本、第二七四頁）。また推古天皇九年九月、新羅の間諜が對馬に來たので、これを捕へて上野に流して居る（日本書紀、卷二十二、國史大系六國史本、第四四七頁）。これ流刑の例である。

七　履中紀元年夏四月辛巳朔丁酉の條に依れば、謀叛の從犯人を屯倉（皇室御領）にて役使し、その身を沒官して居る（日本書紀、卷十二、國史大系六國史本、第二五七頁）し、顯宗天皇の元年五月には、皇子を弑し奉らんとする陰謀に依りその犯人の死を免じて陵戸に充てられて居る（日本書紀、卷十五、國史大系六國史本、第三二三頁）。陵戸はすなはち山陵を守る奴隷である。更に、雄略天皇の十一年十月、鳥官の窩が蒐田の狗のために囓まれて死んだので、天皇大いに嗔りたまひ、蒐田の面を黥みて鳥養部となされた（日本書紀、卷十四、國史大系六國史本、第二九九頁）。これは黥刑と奴婢刑とを併加せるものであつて、德川幕府法の二重御仕置に該當する。なほ鳥養部とは卽ち養鳥の部民に外ならないのである。

八　履中天皇の元年春二月、仲ツ皇子とともに謀反をはかれる阿曇連濱子の死を免じて『ヒタヒキザムツミ』を科し、卽日メサキキザマしめた（日本書紀、卷十二、國史大系六國史本、第二五七頁）。

九　古代における贖罪刑は、とりも直さず財産刑の起源を爲す。それに就いては拙著『日本固有法研究』第一六頁以下に詳し。またゲルマン法のそれに就いては H.Brunner, Deutsche Rechtsgeschichte, Bd. I ,Aufl. II, 1906, S.

119ff. C. v. Schwerin, Grundzüge der deutschen Rechtsgeschichte, 1934, SS.17.27.90. 參照。但し、ゲルマン法の贖罪金は賠償金の制度であつて、それが財產刑の起源になつた點は我れと軌を一つにするけれども、古代日本の如く宗教的なものでなかつた點において注目すべき相違があるのである。

一〇 財產刑に關する詳細なる事例は拙著『日本固有法研究』第二四頁以下に擧げてあるから、ここでは省略して置きたい。

一一 履仲天皇卽位前記には、すなはち謀叛せる倭直吾子籠なる者、自己の妹を皇太子に獻りて死罪を赦されんことを請したことが見えて居る（日本書紀、卷十二、國史大系六國史本、第二五五頁）。

一二 貶姓の結果は當然に當人の社會的および政治的地位が低下せざるを得ない。何となれば、姓は今日の爵位の如きものであり、しかも古代末期は實に『姓の時代』であると言はれるほど姓中心の社會だつたからである。貶姓の實例を一つ擧げて置かう——允恭紀二年春二月の條に依れば、皇后に無禮の言を爲したる鬪鷄國造の姓を稻置に貶し、以てその死罪を免れしめて居る（日本書紀、卷十三、國史大系六國史本、第二六六頁）。

第二節　監獄の狀態

一　わが古代監獄が如何なるものであつたかは不幸にしてこれを明かにすること困難である。殊に前節で述べた如き刑罰の行はれて居る時代においては、監獄の必要は國家の痛感するところではなかつた。何となれば、生命刑・身體刑・追放刑・財產刑などを行へる社會においては、犯罪人を監獄に拘禁する刑罰は毫も存在する必要が無かつた（一）のみならず、刑事裁判の愼重審理を行はずして極端なる卽決的な應報主義を採用して居る以上は、未決監としての監獄も亦その存在の必要を有たないからである。これを別の言葉で言へば、凡そ監獄なるものは、人の生命・身體・名譽および財產が或る程度まで考慮せられる時代に至つて始めて出現するものであると言はねばならぬ。

それでは、わが古代は監獄史上いかなる段階にとどまつて居たであらうかといふに、實に監獄の萠芽期であつた。すなはち、もとより未だ一般的な制度として確立せられるまでには至つて居らなかつたが、少くとも中央政府は監獄の設置されて居たことを推察し得る。さうして、その起源が何時であるかは勿論明白でないが『日本書紀』には幸ひにも監獄に關する若干の記事が見えて居るのである。先づそれを檢討しよう。

（イ）允恭天皇が四十二年正月に崩御あそばされたので、この報に接したる新羅王は驚き愁ひて調船八十艘および種々の樂人八十を貢ぎ上るべく使者を來朝せしめた。ところで、この弔使は恒に京城のほとりの耳成山・畝傍山を愛しみ、これをウネメヤマ・ミミハヤと訛りて發音して居たので、これを聞いて居た倭の飼部なるもの疑ひて『新羅人が采女に通けた』と大泊瀨皇子に申し上げた。そこで皇子は新羅の使者を悉く禁固して推問されたのであるが、全く訛言であることが明らかになつたので釋放せられた（二）。さて、ここに『禁固』とあるのは監獄としての設備の有無に拘らず、それが刑事被告人を拘禁してある限りにおいて、その場所が未決監であつたことは言ふまでもない。すなはち當設の監獄ではなかつたが、それの爲めの一過渡的形態であつた所以を暗示せるものである。

（ロ）清寧紀・四年秋八月丁未朔癸丑の條に、『天皇親ら囚徒』と見える（三）。ここに天皇御みづから『囚徒』を錄ひ給ふたのであるから、この囚徒を收容すべき獄舍の在つたことは疑ふの餘地が無い。尤も、これが未決監であつたか又は既決監であつたかは、これだけの記事を以てしては未だ明らかでないが、監獄が未決監より既決監に進んで來た沿革及び前節所述の行刑等を考へ合せると、恐らくこれは未決監であつたであらう。さうして、これを前に述べた允恭紀の記事に比較するならば、わが古代獄制の顯著なる一前進に注目せざるを得ないのである。

（ハ）更に進んで、仁賢紀・四年夏五月の條を見ると、『的臣、蚊嶋穗賀君有レ罪、皆下レ獄死』とあるのである（四）が、これ亦この『獄』なるものが既決監・未決監のいづれなるや不明であるけれども、ともかく監獄であることの一點に就いては少しの疑問もない。しかも、右兩人が獄死したといふのであるから、この監獄には刑事被告人又は犯罪人を相當の期間にわたつて拘禁することとなつてゐた所以が暗に想像せしめられるのである。

（ニ）敏達天皇の十三年、勅を奉じて來朝せる百濟人日羅が、筑紫においてその從者德爾等のために殺された。これは恩率參官の敎唆に基くものであるが、ともか

く天皇は贄子大連・糠手子連に詔して、その妻子をそれぞれ分住せしめるとともに德爾等を收縛して下百濟阿田村に置き、數名の大夫を遣はして訊問せしめられた。この訊問に堪へずして德爾等は自己の犯行を自白し、且つこれは恩率參官の敎唆――命令――に從つて爲したものであることを申し立てた。仍つて彼等を獄に下してこの旨を朝廷へ奉答したので、朝廷では使者を遣はして悉く日羅の眷屬を召し、これに德爾等一味の犯人を賜ひ、以て情のままに決罪せしめられた（五）。これに依れば、この場合に犯人を投じた獄なるものは未決監であつて、勅命に依り刑の宣告あるまで此處に拘禁して置き、刑の宣告ありて後初めて右の如く犯人をそれぞれ處分して居るのである。

一　されば、クローネも亦言ふ――古代の刑罰には死刑（Tod）・肉刑（Verstümmelung）・不具刑（Geisselung）・痛苦刑（Leibesqual）・追放刑（Verbannung）・罰金（Geldbuss）・體奴刑（Strafknechtschaft）などが行はれ、從つて、監獄はただこれらの刑を執行する場所たるに過ぎなかつたのである。（K. Krohne, Lehrbuch der Gefängniskunde unter Berücksichtigung der Kriminalstatistik und Kriminalpolitik, 1889, S. 3）

二　日本書紀、卷十三（國史大系六國史本、第二七四頁乃至第二七五頁）。

三　日本書紀、卷十五（國史大系六國史本、第三一五頁）。

四　日本書紀、卷十五（國史大系六國史本、第三一八頁）。

五　日本書紀、卷二十（國史大系六國史本、第四二二頁乃至四二三頁）。

二　わが古代史に見える監獄の記事はすこぶる貧弱であつて、右を以てしては到底その全貌を窺ふこと不可能であるが、しかし、要するに古代末期になつて始めて監獄が出現したことが知られるし、且つそれは刑事被告人を收容するところの未決監であつたことも證明せられて居る。されば、監獄に拘禁することそれ自體は刑罰でなかつたのみならず、諸外國の古代監獄に見られる如き慘酷なる强制勞働をも行つて居らないのである。これは當代行刑の形態より來る當然の結果であると言はねばならぬ。

しかしながら、監獄が古代的應報思想にもとづいて暗黑・不潔・苦痛等等の伴へる土牢とか石牢とかが使用せられて居たであらうことは推想し得るところであり、また未決囚をも强制勞働に從事せしめるが如きことがあつたかも知れない。また中央政府直屬の監獄以外に各地の族長たちの所有する私的監獄も恐らく存在したことと思はれるが、諸外國に見られた如き債務不履行者を犯罪人と見たる『債務者獄』なるものが在つたか否か不明である。今これを諸外國の古代監獄史に就いて見むか、古代インドにおいては材木または石で作れる檻を路上に橫へ、その中へ囚人を入れて禁鎖し、これを灼熱せる太陽の下にさらして飢渴（Hunger und Durst）に依り半死半生（Halbtod）に至らしめ、以てこれをすべての通行人に對する威嚇となした（一）。また古代エチオピアの監獄には債務不履行者を收禁する獄（Schuldgefängnis）があつた（二）し、更に古代ローマには、國家の監獄の外に各種のものがあつて、特に債務者を收容する私的監獄（der Privatkerker für Schuldner）や奴隷のみを收容する私的監獄（der Privatkerker für Sklaven）のあつたことに注目される（三）。さうして眼を轉じて古代エヂプトを觀るに、そこでは囚人に對し恐ろしい强制勞働（Zwangsarbeit）を科した。就中、鑛山勞働は最も苛酷なものであつて、囚人や捕虜などは夜となく晝となく金坑で虐使せられ、甚だしきに至つては囚人の親族をも緣坐せしめてこの刑を科した。もとより、老人たると幼者たると婦女たるとを問はなかつたこと言ふまでもない（四）（五）。古代監獄が復讐主義にもとづき如何に非人道極まるものであつたかはこれ以上煩雜に述べる必要はないであらう。

中央政府の監獄は軍事を掌れる物部氏をして管掌せしめ、同氏の滅亡後は蘇我氏がこれを兼併したものと考へられるが、蘇我氏のことはここでは問題ではない。さて現に養老の職員令には、刑部省の被官たる囚獄司に、罰人を主當し決罰のことを掌るところの物部四十人が充てられて居る（六）が、これは大化以前において物部氏がその部下を率ゐて監獄を守つたことの遺制ではないであらうか。殊に物部氏は軍事の主管者であつたのであるから、監獄をもその管下に置いたであらうことは容易に想像し得るところである。

以上の所述を要約すれば、古代末期に至り漸くにして監獄の出現を見たが、それは當代の刑罰制度の當然の結果として單なる未決監たるに止まり、監獄に拘禁するといふ自由刑は未だ行はれるところとならず、しかも、そ

の未決拘禁者に對しては屢々非人道的な處遇を加へ、全體的には監獄制度の萠芽時代であつたと言ふべきである。さうして、推古朝頃から大陸の先進文化が急激に輸入されるに至つたけれども、それは主として先づ精神的な方面に影響を與へたのであつて、監獄制度には猶ほ何等の變化をも與ふるところがなかつた。それは、この社會の據つて立つ族長的・地方分權的形態を止揚するにあらざれば到底實現し得ないことであつたのである。されば、わが國における監獄制度の確立は支那の制度を大規模に實現せる大化改新以降に俟たねばならぬのである。

一 K.Krauss, Im Kerker vor und nach Christus, 1895, SS. 23—24.

二 derselbe, SS. 35—36.

三 derselbe, S. 56 ff.

四 derselbe, S. 37.

五 同樣の問題に就き瀧川幸辰氏はその『近代的自由刑の誕生』において曰く、『古代・中世の自由刑は應報・威嚇・排害の目的を達するために行はれた。從つて、その執行は、じめじめした薄暗い地下の穴倉とか、城壁の廢墟が使用され、被拘禁者の境遇は陰慘を極めたものであつた。しかし、當時は生命刑・體刑が刑罰組織の中心であつたので、拘禁の多くは生命刑・體刑を執行するまでの、一時的のものであつた。ソクラテースはデロスから船が歸るまで牢屋につながれて死刑の執行をまつたのである。一言でいえば、古代・中世の自由刑は被拘禁者を苦しめることに、その本質があつた。(中略)要するに、古代・中世の應報的・威嚇的・排害的な自由刑に對し、近代的自由刑は「秩序と勞働への教育」を眼目とする點に特色がある。昔の自由刑が漸次に新しい自由刑に變化したのではない、全然、別の思想から生れたところの新しいものが、古いものと戰つて、その地位を奪つたのである。』(瀧川氏著『刑法史の或る斷層面』第一三九頁、第一四〇頁)と、しかし、わが古代の監獄は飽くまでも未決監であつて、決して『應報的・威嚇的・排害的な自由刑』の執行所ではなかつた點に深く注意されねばならぬ。

六 令義解、卷一、職員令(國史大系、第十二卷、第四五頁)。

書信より觀たる少年受刑者の心的動向 (二・完)

龜地繁人

一、通信の社會性と少年行刑
二、少年受刑者の書信の形式 (以上前號)
三、內容に於ける一般性と特殊性 〔A 一般性 B 特殊性〕
四、結語 (以上本號)

三

A 一般性

少年受刑者の收容中の書信に於ける生活狀況はその形式上より觀れば一種の報知文であるが內容的に之を考察する時は現在の心境の表現である。吾々は之を內容に於ける一般性として次に述べる特殊性との聯關に於いて彼等の心的動向 (Psychische Tendenz) を理解しようとするのである。先づ一般的なるものの一群を提示して見ると左の如きものとなる。

A群 一般的なるもの

一、暑熱と戰ひつゝ修養に努力してゐる
一、此處ばかりが暑いのではないと思へば我慢が出來る
一、仕事が面白くて一日がとても早く過ぎる
一、軍事教練に依り心身の鍛練を怠らない
一、學問、作業、教練の實施せられる修養の道場である
一、現在の生活が將來生甲斐ある生活への道程だと思ふと感謝にたえない
一、職業を覺えたから之によつて自活の道を講ずる
一、希望を將來にかけて健全に服役してゐる
一、社會のため國家のため必ず更生して恩返しをする
一、罪で穢れし身も丈夫で暮せることを感謝する
一、明朗なる行刑に感謝の日暮をしてゐる
一、所內の行事に際し故郷を懷しむ
一、非常に寂漠を感ずるとき身から出た錆と諦める
一、過去の失敗は無學に起因するとて一生懸命勉強する

一、收容されたことを好機として（不幸中の幸）修養に努める
一、目の覺めたるときは既におそかつた今更悔いても取返はつかない
一、皆樣の期待に背かぬやう出所を一日千秋の思で待つ
一、人並に徵兵檢査が受けられぬのが殘念
一、曾ての意見が今更の如く身に泌みて有難く感ぜられる
一、過去の罪惡を思へば身の毛もよだつ
一、過去の生活を思ひ現在と比較して社會が戀しくなる
一、責任を自覺して世の爲人の爲に自分を活かして行く
一、祝祭日及免業日の教誨を拜聽するのが樂みである
一、假釋放條件

近況通知の表現形式は丈夫で暮してゐる、少年刑務所は社會の人々が考へてゐるやうな所とは全くちがつて修養の道場である、學校の設備あり、職業を授けられるので之によつて將來の生活の方針を立てる、軍事敎練にて身心を鍛練して以て團體的規律訓練を受けてゐる、從つて氣分は頗る明朗であり、スポーツ精神を涵養し、愛汗主義の行者となつてゐるから仕事が面白くて一日がとても早く經つやうに思へる、暑さなどは此處ばかりではないと思へば何でもないと筆を揃へての平和な且賴母しい若人の意氣を示してゐる。乍併吾々は此の種の書信によつて改悛してゐるとか更生の意氣旺んであると斷定するにはあまりに早計であらう。彼等は現在の姿を以て身から出た錆と諦め、不名譽を挽回せんと誓ひはするがそれは前節に述べた如く檢閱されるがための修飾か、家庭の人々を安心せしめる以外に實際に彼等の書信に於けるが如く眞情その儘を吐露したものが幾何あらうかを推想するとき思半に過ぎるものがある。曾て或反則者を調べたところ彼は作業の精神も學業の必要をも認めてはゐたが如何にしてもそれを實行するとは誓約しなかつたのである。石に噛りついても更生する、期待に背かず父兄の片腕となるとはいふものの喉元過ぎれば熱さを忘れる此の種青年の動搖し易い意志は短期間には安定しさうにもない。假釋放條件通知（現在では極めて少くなつたが一時流行的であつた）の如きは家族親類の者を安心せしめ、引取を承諾せしめんとの一種のトリックと解しては酷に失するであらうか。又非常に寂漠を感ずるといふことは彼等の過去があまりにも華かであつた反面を物語るものとして當然であらう。殊に運動會・祝祭日其の他の行事に於いて過去を追憶し、家庭・社會を想像して一層その

感を深からしめるやうである。音信のないのが何より淋しいとの告白には同情を禁じ得ないが、音信のない理由が一概に規定せられないもののあることをも見逃してはならない。吾々の經驗に依れば入所時より出所時まで一回の音信がなくて本人は自暴自棄となり手の下し樣もなかつた受刑者が釋放日に父の出迎を得、且その父から無音の理由を聞かされて初めて親の慈悲に感泣し立派に更生してゐる實例がある。又天涯の孤獨と思つてゐたものが實母の生存居所を知り、怒つて居ると思込んで居た兄の面會に全く性格が一變して一路更生に邁進して居る例は珍らしくないのである。併しながら無音なるが故に家庭に容れられないのだとか或は許されて居ない若しくは見捨てられたのだと思込んでゐるとき、彼等の單純なる思想は家庭に讀書の出來るものが居ないとか或は近所への體面、外聞等を考へて見る餘裕がないやうである。確かに彼等は現在の少年行刑に感謝してゐることは事實である。過去の邪惡な暗黑の生活は一定の職業がなかつたからであつたが今や確かな職業を覺えたから之によつて自活の道を講ずる心算である、現在の生活が將來に生甲斐のある確實なる人間を作りつゝあるのだと思ふと感謝に堪へない、而して希望を將來にかけて健全に服役してゐるといひ、世の荒波に打克てるだけの精神を鍛へつゝ一日も早く實社會へ出て役に立つ樣になりたい、之が今の場合亡父母或は家族・社會へのせめてもの孝養であり義務であると思ふといふ言句を繰返し繰返し述べてゐる。又一方では技術が上達した、出來ることなら自分の製品をお目にかけて之が以前の我が子我が弟の手で作られたものであるかと褒めてもらひたいといふ無邪氣な心情を表現してゐる。自分が出所するまで老父母の健在を祈り、兄弟舊の如く相提携して家運の挽回を約することは斯る境遇にあるものだけの心境ではないであらうか。

さて以上の如く受刑少年の生活狀態は希望に起きて感謝に眠ることをモツトーとして暑熱と戰ひながら修養にいそしんでゐることを看取することが出來る。前揭の諸項から吾々は何を理解し把握しなければならないかは自ら明白である。左に二三の文例を揭げて參考にしよう。

一……過去の醜き自己を反省しながら現在の生活の一端をお知らせ致します……當所では役人を先生と呼びます……所內は凡て軍隊式です、起床・就寢・食事等凡てラッパの合圖です、殊に嬉しいことは軍事敎練です、ひねくれた私も現役陸軍大尉殿が敎官として御指導を賜はるとき、嚴正なる軍紀の下に次代國民として恥かしからぬ一社會人となり

得るかと思へば今日のお教が有難く……又所内には學校も設けられそれ〳〵相當の教育を受けて居ります……

二……寂しい生活をつゞけてゐる私は一日たりとも更生の道を忘れず常に修養を怠りません、我が身に當然の報は止むを得ないとしても平和な家庭に及ぼした迷惑、姉弟の進み行く道、自分の行末凡ては自分の罪によつて少からず妨げられたのです、姉様のお手紙、それはどんなに自分の立場を考へさせられたことでせう……

三……國法を犯し社會に害毒を流し進んでは兄姉の涙となり延いては自分の將來を傷けました、如何致しませう、此の罪の懊惱と苦痛の荒野を彷徨すること數ケ月只管諸先生の懇切なる御指導の下に朝な夕な修養に力めて以て向上を圖りつゝある昨今であります……

四……今では君達兄妹（從弟妹）を僕は一番頼りにしてゐます、父母は字が書けぬ、手紙を出しても返事を書くことが出來ないし、又讀めないから他人に見てもらはねばならない有樣です、だから手紙はもう出すなと父が面會に來て下さつた時に云はれました、併し僕達は家や世間の樣子が知りたい、樂しみといふのは手紙を出して返事をもらふのと面會に來て下さることだけです、しかし父にはそれが云へなかつたのです……

等の如き以て彼等の日々の生活狀態の一端を窺ふことが出來るであらう。

一、歸省を促されるも一旦決意して出郷した以上罪滅のために成功するまでは歸らない
一、從來の仕事は再びつゞけたくない
一、社會へ出ると辛いことは覺悟の前である
一、自己の缺點（意志薄弱、虚榮、懶惰等）を表明して修養に努力する
一、罪惡觀念に懊惱し虚無主義者となる
一、更生を誓ふことが出來ない、過去の經驗に徴して現在尚修養されたとは思はれぬ
一、此の苦き體驗を永久に胸に祕めて父の片腕となる
一、病軀を押しての父の活動に感謝と申譯なさを感ずる
一、面會に來た父の面窶せる姿を見て必ず更生すべく決心す
一、讀書中の人物と自己の現在とを比較して修養に資す
一、收容中父に死なれその死因を自己に歸して悲觀す

B　特殊性

さて問題は彼等受刑少年の現在の心的動向である。A群に於いて表現せられたものに對して特殊的なるものとして之をB群に總括すれば次の如きものである。

B群　特殊的なるもの

一、兄の軍隊生活が己の罪償のための奉公と思ひ奮起す
一、弟の臨終の聲が耳底に殘つて思出さずには居られない
一、妹の純情に感動されるが出所後頭が上らぬ
一、友の墮落を氣遣ひ自身の體驗より意見する
一、友の甲種合格及各方面への活動の狀況を聞かされ自身の不甲斐なさを嘆く
一、刑務所に居る自分のことを思ふ父母兄弟は命をとられるほど辛い思であらう
一、父の無分別を憤り母や弟姉の身を案ずる
一、惠まれない現在の生活だが何時かは何とかなるだらう
一、普通人の考へ及ばなかつた事をした僕です、惡に伸びんとする心を善に向けることの出來ないことはない
一、恩師の厚情を想起し現在は運命開拓への一大試練と思ひ忍從する
一、現在の特殊作業例へば計算夫・雜役夫・看病夫等の實社會に於て役立つ範圍を考慮する
一、渡滿兵を送る萬歳の聲を聞いて切齒扼腕す
一、返事はなくとも決して落膽はしない、人をあてにするのは間違つてゐる
一、技術が上達した製品をお目にかけたい
一、實母の怒解けず舊主・知人に宛たるもの

先づ彼等の罪惡觀念であるがそれは學力程度によつて表現形式若しくは技巧的に種々の相違や巧拙のあることは云ふまでもなく、多少なりとも自己の非行を認めてゐないものはない。唯例外として偶々刑の過重を云々したり控訴しなかつたことを後悔してゐるものもないではないが何れにしても人倫を踏外した行爲そのものを否定するものはない。即ち缺如の狀態にあつた道德的意識が刑罰てふ體驗によつて初めて覺醒されて切實なる自責の念に驅られてゐるのである。歸省を促されても尚且近隣友人の手前今更おめおめと歸へられるものではない、其の實此の機に歸省することの得策なることを知りつゝも表面罪滅のために成功するまでと言はゞデイレンマに陷つてゐるのである。自己の缺點をあげて之が修養矯正に力めてはゐるが眞に更生することが出來るか否かは疑問であると過去の經驗と現在の心境とを率直に披瀝してゐる。而して極端な虚無主義に傾いてゐるものの例を左に揭げて見よう。

「……此の書を認めるにあたつて心は千々に碎け、思は過去に馳せ、胸は靜かならず樣々な感情が一時にこみあげて來ます……小生の胸中には何の平安もなく悶々の情は心の全部を占め、苦惱に次ぐ苦惱の狀態です、自問

して自答し得るは罪の意識の故であるとのみ。併し此の切實なる罪意識より脫すべくもあらず、懷疑また懷疑、之を如何に解決すべきかは小生の切なる問題です……小生の現在の希望は一日も早く出所することに非ず、進級を望むものでもない、唯此の自己の意識にある數々の矛盾撞着を回避することなくよき解決の得られんことです……信仰を得たい、併し信ずべき宗教を有たない小生にはそれを希ふべくもない。何を爲しても罪を感じない人は幸福です。然り罪の故に苦しむ小生より遙に幸福です。罪を感じ、自己の矛盾を信仰によつて矛盾が矛盾でなく懺悔が罪滅であることを體驗し得る人はより以上に幸福です。されどそれは小生の心境より遙に遠いことです……」と。

即ち彼は自己に絶望を感じ、若し死が許されるならば問題は未解決であつても永遠に此の苦惱から脫することが出來る故に喜んで生を否定すると云ひ、救濟・慰藉・同情は願ふところではなく却つて凡ての感覺が痲痺するまで打ちのめされることを望むと叫んでゐる。惡人は善人に近しとか。此の文によつてのみ彼を見るならば人は惡逆に覺めたる彼に同情しないものはないであらう。ところが事實は聊か吾々を失望せしめた。と云ふのは彼の態度はあまりにペダンテイシュであつて、自分は此の如く犯行に對して自責の念に驅られてゐるといふことを衒ふが如く嫌忌の情をさへ感ぜしめるものがあるから。

かくして罪の意識に目覺めたる彼等は過去を清算し、現在の苦き體驗を永久に肝に銘じて足一度實社會に出づれば必ず父母兄弟の期待に添ふ、而もその社會たるや四圍よりの白眼視は覺悟の前であるといふ。弟妹の純情に動かされ、殊に弟の臨終の聲が耳底に殘つてゐるとは斯る境遇にあるものならではとの心情を酌むことが出來よう。

又一方には運命開拓への一大試鍊と思つて忍從すると云へば他方には惠まれない現在の身の上だが何時かは何とかなるだらうと云ふ者がある。即ち典型的なる樂天主義を以て安んじてゐるの感がある。此の類型のものは意志不安定であつて訓戒もその場限りであり浮浪性性格者である。これは後に述べる更生を誓ふことが出來ないといふ厭世主義者と正に反對であるかに見える。

現在の習得せる職業によつて將來の生計の方針を立てたいと云ふ希望はげにもさうありたいと希ふものではあるが受刑少年釋放者の多くが所內で指導せられた仕事に從事してゐるものの極めて稀なるを思ふて一面不安なきを得ない。軍事敎練を受けることは青年訓練に劣らない、將來軍人となつて名譽を回復するといふも體格勝れたるものの他は信賴するに足るべき要素を發見するに苦しむ。とは云へ青年の感激性は覆ふべくもない。彼の渡滿兵を送る萬歲の聲を聞いては切齒扼腕出所後は非常時日本のために第一線に立つて必ず御國のために御奉公をすると云ふに至つては流石にその意氣を想像することも亦容易であらう。

かくして父母兄弟親族等を安心せしめ、信用せしめるためにそれ相當に、時には不相應と思はれる言辭を以て所懷を述べてゐるのであるが玆に之とは反對に眞に親の怒の解消しないと思はれるものがある。

「……諸先生の思ひやりの程を感謝しながらも肉親の父母に見離された我身を思ふ時如何に淋しく感ぜられ又賴りなさ遣瀨なさは幾何ぞ、之も我身の爲せる業誰を恨まうよしも無之候されど我犯せし罪を思ひ浮べる時何が功德と申されても悲哀に沈んでゐる人間につくづくと有難いと思はれる程の善事は人間にはあるまいと申され候が眞にその通りと考へさせられ候、母上樣には之までに育て上げし我子のことを思ひやられるとき心底より腹立と口惜さとが込上げさせられ候も無理からぬことゝ思ひ居候……御兩親樣や弟妹を慕ひ居候事はやはり眞實の子にて候、決して他人の親は慕ひ申さず候恨事の如くに御座候へども充分にその邊御察し下され度候……」

打たれても親の杖、懷しければ去りやらずの感を深うするものがある。

返信のないのを卽ち寂寥を感じつゝも諦めて諦め切れず唯一回の許しを哀願してゐるにも拘はらず出所後の彼等の狀況には悲觀すべき要素が多々含まれてゐるのは何故であらうか。彼等は希望を將來にかけ、光明を見出し一路更生に邁進してゐると云ひながらも標準は依然として過去の社會においてゐると樣に思はれる。一受刑者は此の事を率直に表現して「更生を誓ふことは出來ない、それは從來の薄弱なる意志及經驗に徵しても明かである、現在とても嚴格なる規律の下に矯正された樣に見えても一步自由な社會に踏出せば果して更生し得るか否か不安でならない。その時は唯死あるのみ」と云ふ。死と云へば突詰めた考への樣に思はれるけれども彼等は唯肉體の

滅亡を以てそれの全意義を覆ふてゐるのであつて、眞の死は眞の生であり、眞に己を活かすものは自己を捨てなければならない底の覺悟には未だ達してゐない。捨身になれば不可能事はない。世を捨てることは容易であるが身を捨てることはなかなかの至難事である。石に噛りついても更生するとは云ふもの、尚眞に身を捨てるより以前に生命を拋つことを考へてゐるものである。而して責任を自覺して家の爲世のために自分を活かして行くと云ふ。敎誨も敎育も作業も戒護も擧げて責任觀念を人格考査の中心點としてゐる現在果して彼等が責任を何處まで理解してゐるかは頗る疑問であるが私は曾て或釋放者の乘車保護の際別れに臨んで「君は長男であつたの！長男は責任が重いぞ失敗を繰返さないやうに自重せよ」と云つた。その後彼の禮狀に「切符は買つて頂いたがどうして我家の閾を跨げよう？再び東京へと思つたが別れの際先生より長男は責任が重いぞと云はれた言葉に敢然と一路歸鄕しました、案に反して一家擧つて喜び迎へてくれました」との事に訓戒も諭旨も機宜を得なければ效果を得るものでないことを痛感した。

本表に於ける看讀書中の人物と現在の自己とを比較し批判して修養をつゞけてゐるものは之が指導の方法如何によつて良くも惡くもなる素質を多分に有つ。又「普通人の考へ及ばなかつたことをして來た僕です。惡に伸びんとする心を善に向けることの出來ない僕ではない」と云ふ者が重大犯則者であつたことを思へばその心的情態を理解することが出來るであらう。家業を案じ、父の訃報に接し、父なき後の母の健在を朝夕神佛に祈るものであれば一方には父の無分別を憤り、甚だしきは自己の墮落の原因を家庭不和に歸して本末を顚倒せるものもある。例へば「…お父さん甦つて下さい、私達のために力一杯働いて下さい。お母さんはもう弱り切つてゐるのです。お父さんが働かなければ本當に生活して行く事が困難なのです、お考へ下さい、どうぞ考へ直して昔のお父さんにかへつて下さい。お父さん人を賴りにしてもそんなことは長く續く筈がありません結局自分の腕で自分の家は建てゝ行かねばなりません…」と。かうした言句を見るとき彼等の素性を全く知らない人には如何にも善良にして孝心溢れてゐる者と思はしめられる。之と類を同じうするものに友の墮落を氣遣ひ自己の體驗より意見をしてゐるものもある。

人並に徵兵檢査を受けることの出來ない自分は殘念でならない。兄の音信に依れば本年度壯丁合格者は皆自分の幼友達である。中には同乳房で育つた○○君もゐる。此の便りをくれた兄は目下軍務に服し成績優秀である。その兄の心中を察するとき彼等兄弟はあまりにも極端なる存在ではある。

扨て最後に殘された問題を提示して此の節を結ばう。それは職業指導の立場から計算夫・看病夫・雜役等が彼等の實社會に於いて役立つ範圍である。勿論勤勞愛好の精神に變りはないが、所內に於いては比較的優位にあるそれらの作業に就かしむるまでには相當期間の修養と技術の習得とを要し、且つ熟達し進步してゐるものである。ところが是等の者を所謂拔擢の名の下に轉業させることは彼等にとつては有難迷惑ではあるまいか。そこでは個性調査も適性檢査も意義を失ふに至るではなからうかを恐れる。

四

以上概觀したところの書信の內容に於ける一般性と特殊性との區別は玆に現はされたる限りのものではなく從つて量的に規定せられるものではない。主として日常彼等の生活狀況を基礎として之にその一端としての此の種の書信が素材として加味されたものである。卽ち作業狀態、學習態度、秩序觀念等その精神的・肉體的なる全聯關に於いて解釋されたものである。夫故少年受刑者の精神訓練は斯る解釋的態度をとりつゝその生活を理解し、協働し、誘拔することを忘つてはならない。吾々は動もすれば批判的態度に傾き易い、批判も時に必要なることもあるがそれは彼等を實驗の具に供するの虞がある。人間は人間自體が目的であつて決して道具化し或は手段としてはならない。此の意味に於いて行刑敎育にチヤンスは把握*することが亦須要事であらう。而もチヤンスは把握し得るだけの能力の涵養をより基本的なるものとする。吾々が日常の敎化敎育は基礎經驗としての實踐理性の自覺を促すことを以てその指導精神としてゐるのである。卽ち彼等少年が過去の生活の淸算止揚へと努力しつゝある現在、止揚するものは人間たるテーゼに對する罪惡非行としてのアンチテーゼである。而して斯る惡行も

人間でふ理性的存在にあつて綜合統一せられてジンテーゼをなし過去と現在とを綜括して未來への發展を約束せられるのである。時間的・空間的に限定せられた彼等の現在の生活を以て人生の全生活と見做すことは出來ない。それは道程であり、過渡であり、發展段階である。行刑に於けるチヤンスの把捉は斯る過渡的發展段階に於ける個々の事象を效果的に利用することである。ところで教育刑の主體たる受刑少年の心的動向の理解は此のチヤンスの把捉によつてのみその實效を期すべきであらう。從つて吾々の問題は實社會に適應し得べき人間生活の基礎經驗を確立することにある。教育は教育者と被教育者との協同作業によつて實現せられるものであるから行刑教育の實踐指導も亦此の軌を逸してはならない。「備へよ常に」Be prepared はチヤンス以前の根本觀念として强調せらるべきであらう。

行刑教化が作業を中心として若くは作業を通じて、殊に少年受刑者にあつては職業指導勤勞愛好の精神を涵養することによつて同時に精神訓練の實的效果を擧げるより外に方法はない。吾々は作業中心主義を作業偏重主義と混同してはならない。働くことは人間の本性であり、人間は道具を作る動物であるとさへ極論された時代もあつた。勤勞によつて人格は完成されるものである。況んや行刑教化の如き特殊性をもつものは此の點に留意せらるべきは當然であらう。玆に於いて私は最後に刑政四十九卷第八號所載の中尾書記官の「行刑に於ける教化的手段は總べて作業を通じて行はれることとは勿論であるが作業中心主義そのものに絕對的價値を認めることとは作業の性質を誤解するものであつて行刑をして跛行的ならしめるものである。」（一九頁）との所論を引用することの非禮を敢てして此の貧しい稿を結び、且多くの問題を未解決のまゝに提示して大方の叱正と教示を請ふものである。

＊　刑政四月號　卷頭言

横濱刑務所に於ける刑務委員會制度の試行（上）

我が國の行刑は、最近の數十年間に、所謂「教育刑主義」の旗幟の下に、世界に誇るに足るべき一大躍進を遂げた。かの「行刑累進處遇令」の實施は、行刑の教育化を徹底したものとして日本行刑史上に特筆大書すべき劃期的意義を有するものである。實施後數年間の實蹟を見るに、之の內容に於て幾分改正を要すると思はるゝ點が無いではないが、一般に受刑者の發奮努力を促し、所謂「自力改善」の實を擧げつゝあることは、假釋放の成績が大變良くなつたことから推しても極めて明かである。何故なれば、假釋放は累進處遇の最終の歸結であり、假釋放の成績が良いことは、行刑成績のバロメーターとしての累進處遇が正しく働いてゐることを示すものであるからである。かくの如く累進處遇の實施により假釋放の成績が良くなつた事實は誠に喜ぶべきことであるが、この成績を更に向上せしめる爲に「教育刑主義」の行刑は「刑務委員會制度」の出現を要請してゐる。それは假釋放の適否の判斷をば、行刑のエキスパートとしての刑務官のみで爲さず、これに社會人を參加せしめんとするものである。だから裁判上の陪審制度に對し「行刑陪審制度」とも云ふべきものだ。その制度の趣旨とする所は、刑務官は稍々ともすれば受刑者の日常の行狀や作業成績等の外面的事實に捉はれ、彼等の內面的心情の洞察を誤り、その眞の人格を判斷するに就きその正鵠を失する處がないでもないし、又假釋放が受刑者を社會に復歸せしめんとするものである以上、過去の犯罪に對する現在の社會の感情の良否、假釋放が社會一般に及ぼす影響如何等も充分參酌考慮されなければならないのであるが、この點に就ては刑務官のみでは正しい判斷が得られないことも多い。そこで假釋放の適否の審査の爲に民衆的要素を加味した刑務委員會を設け、之に社會的常識的判斷を爲さしめんとするものである。

かゝる要請の當否を試練する目的を以て、横濱刑務所に於ては、行刑局長の認可を受け次の如き規程の下に、刑務委員會を設置した。

矯正図書館

刑務委員會規程

一、刑務所長ハ本規程ノ定ムル所ニ依リ刑務委員會ヲ招集シ受刑者ノ假釋放ノ適否ニ關シ諮問スルコトヲ得

二、假釋放審査規程第八條乃至第十一條及第十三條ニ該當スル受刑者ノ假釋放ニ關シテハ刑務委員會ノ評議ニ付スルコトヲ要ス

三、刑務委員會ハ典獄、判事、檢事其他ノ刑務委員三名以上ヲ以テ構成ス

四、典獄、判檢事以外ノ刑務委員ハ年齡三十歲以上ノ人格識見高潔ナル帝國臣民タル男子ノ中ヨリ裁判所長、檢事正及刑務所長合議ノ上刑務所長之ヲ囑託ス

五、刑務委員ハ刑務所長ノ許可ヲ得テ構內ヲ視察シ居房ヲ訪問シ必要アル受刑者ニ面接スルコトヲ得

六、刑務委員ハ己ノ職務ニ關スルト又ハ他ノ者ヨリ聞知シタルトヲ問ハス刑務所ノ機密ヲ漏洩スルコトヲ得ス

七、刑務所長ハ刑務委員會ノ議長トシテ議事ヲ整理ス

八、刑務委員會ニハ必要アリト認メタル場合ニ於テ當該刑務所職員ヲ列席セシムルコトヲ得但評議ニ參加セシムルコトヲ得ス

九、評議ニ必要ナル審査資料ハ第一號樣式ノ假釋放審査票記載シ委員會開催前少クトモ一ケ月以前ニ各委員ニ送付シ置クヘシ

十、評議ノ結果全員ニ於テ假釋放ヲ適當ナリト認メタルトキハ第二號樣式ノ決議票ヲ作成シ之ヲ假釋放上申書ニ添付スヘシ

（樣式略）

現在の刑務委員は横濱刑務所長、横濱區裁判所監督判事、同上席檢事、前横濱高等工業學校長鈴木達治氏、横濱病院長醫學博士栗原清一、前留崩築港所長實業家海老塚肅氏、横濱本願寺別院輪番鹿野久恒氏の諸氏であるが、民間側委員は總て刑務所教化事務の無給囑託にされてゐる。この委員會の性質は典獄の諮問機關たる點にあり、典獄は假釋放上申に付き委員會の決議に拘束されない。

以下は第一回委員會の議事錄である。

× ×

東所長　本日はみな樣御多用中のところを御繰り合せの上、特に御出席下さいまして、こゝに我が行刑史上最初の試みである第一回刑務委員會を開催するを得ました

ことは、私共の非常に光榮とするところであります。刑務委員會とは假に稱へてゐる名稱でありまして、詳しくは假釋放審査委員會とも申すべきものでありませうが御承知の通り、この假釋放といふことは、今日の刑政上には實に非常に重要な役割を有つてゐるものであります。殊に現在の行刑は、敎化といふことを中心として運用されてゐるのでありますが、敎化卽ち受刑者の改悛を促進するといふ上に於て、この假釋放の制度がどれだけの働きをしてゐるか、その效果の大きいことは何人も承認せざるを得ないところであらうと存じます。しかし一面からいへば假釋放といふことは、刑の滿了以前に受刑者を釋放する處分でありますから、法律的に申せば、刑事裁判で言渡された刑期に對し、或程度の變更を加へるといふことに外ならぬのでありまして、從つて、萬一にもその處分が當を得なかつたとすれば、卽ち未だ改悛をしてゐない、言ひかへれば、再び犯罪を犯すかもしれないといふやうな人間を、一日でも早く社會へ送り出したといふことになれば、社會からいへば、それだけ一つの危險を加へるといふ結果になるのでありますから、假釋放の處分には、私共としても餘程愼重なる態度を必要とするのであります。と同時に、私共として又大に考慮しなければならぬことは、眞に改心し、社會へ出しても、再犯の惧はないと認め得る人間を、刑期が滿ちないといふ故を以て、引續き刑務所內に拘禁しておくといふことは、啻に無意義なことであるばかりでなく、却つて本人を惡くする結果になるといふことであります。すでに拘禁の必要なき人間を、たとへ一日でも刑務所に留めておくといふことは、國家から見れば結局一日の無駄費用を費すといふことでありますが、それ以上に、受刑者として見れば、自分は心から改心し、成るべく早く假釋放の恩典に浴しやうとして眞面目に努力してゐる、それなのに刑務所では一向にその恩典を與へてくれない、實に筋の通らぬことではないかといふやうな考へに捉はれ、その揚句が自暴自棄となつて、結局良くなるものまでを却つて一層の惡の道へ追ひ込むといふやうな結果になることも決して珍しいことではないのであります。要するに假釋放の問題は、社會へ送り出しても差支ない受刑者を適當の時期に社會へ送り出す、言ひかへれば、いかなる受刑者をいかなる時期に假釋放に附すべきかといふことに歸着するのでありまして、その點に運用の妙を見るのでありますが、實はその點の判斷が六ケしいのであります。その判斷は從來刑務所長の裁斷に委せられてゐるの

であります、所長としても、自己の判斷の標準が果して當を得てゐるかどうか、心竊かに疑ひなきを得ないのであります。受刑者の心情や行狀や、改悛の程度といふことを大體の標準として觀察するのでありますが、それが實に困難なことなのです。この受刑者を社會へ送り出して、果して再犯の惧がないかどうか、社會はその受刑者の出所によつて、危險を感ずるやうなことがないであらうかどうか、又かうした犯罪を犯したものを、刑期を縮めて社會へ歸して、それが一般社會の正義感に牴觸するやうなことはないかどうか、假釋放處分に對し一般世人は果してどんな感想を抱くであらうかといふやうなことをそれからそれへと考へて來ますと、刑務所長の心も迷ふのでありまして、從つて的確間違ひないといふ判斷は、刑務所だけでは非常に困難、といふよりもむしろ不可能に近いことではないかと考へらるゝのであります。その意味に於て、いはゆる假釋放審査委員會といふやうなものを設置し　社會有識者の方々の參加を御願ひして、その健全なる常識により、ひとり刑務所としての立場に於てのみならず、汎く社會的の立場に於て、假釋放にすべきや否やの問題を判斷していたゞくことにすればよからうといふことは、すでに刑政に心ある人々の間にも、以前から考へられてゐることである、外國にはその例のあることでありますが我が國の行刑は未だそこまでは行つてゐないのであります。裁判の方は、御承知のやうに、社會化といふ點に於て餘程進歩してをりまして、陪審制度までもすでに布かれてゐるのであります。行刑の方は密行主義を原則としてゐます關係上、社會の關心も自ら薄く、從つて行刑の社會化――社會的方面に對する進出も、比較的遲れ勝ちになつてゐるのであります。然るに、御承知のやうに、近く刑法も改正になる筈であり、それによりますと、假釋放審査機關として刑務委員といふやうな制度も設けられることになつてゐるさうで、これは行刑の一進歩として私共も大に喜んでゐる次第でありますが、それについては先づ試驗的にといふやうな意味で、我が神奈川縣に於て一つトップを切つて見たいと存じ、司法當局にも相談して見ましたところ、當局でも大にこの事に注目され、その成績如何は、今後に於ける刑事制度の動向に對しても大關係のあることであるから、一つしつかりやつて貰ひたいとの御希望附きで御許可を得ましたので、そこで各位に委員となつていたゞき、こゝに第一回の刑務委員會を開催いたすことゝなつた次第であります。さうしたわけで、この委員會の成

績如何は將來設置さるべき刑務委員會制度に對し、幾多の示唆も與ふれば、又大に參考ともなることゝ存じますので、みな樣に於かれましても、何卒その點を充分御諒承下すつて、行刑の社會化といふことを期待する一つの方法としてのこの制度の順調なる發展のために、十分なる御力添へを賜はるやう、幾重にも御願ひいたす次第であります。尙ほみな樣の御手許へ、刑務委員會の規程を差し上げておきましたが、前に申しましたやうに、行刑は密行主義を原則としてをりまして、委員會の經過、內容をそのまゝ社會へ發表することは法律上許されぬことになつてゐますので、その點を特に御承知置き願ひたいのであります。假釋放の審査は元來秘密といふことになつてをり、いかなる人間を審査にかけたかといふことも公表を憚るのであります。それではこれから、本人を呼び寄せて審査に移ることにいたします。今日は第一に、特別公務員暴行致傷罪の〇〇〇〇〇の審査から御願ひいたすことにいたします。その點、何卒御諒承願ひます。

では〇〇〇〇〇を呼んで……。

〇〇〇〇出づ。東所長、本人に對し、姓名、年齡、教育程度等を訊く。〇〇〇〇姓名〇〇〇〇〇、年齡三十四歲、教育程度高等小學校卒業、と一々明瞭に答辯する。

東所長　本名の生育關係について、菊樂庶務課長から報告を願ひます。

菊樂庶務課長　本名は明治三十六年十二月二十日生れの當年三十四歲で、犯罪當時は三十三歲でした。本籍は〇〇〇〇〇

村松看守長　本件は現職○○の暴行事件として、當時、相當社會感情を刺激した事件であります。本名は○○署へ轉勤してまゐりましてから、一ケ年間ばかり○○○○○○に勤務してゐたのでありますが、丁度昨年四月十一日午後九時頃のことでした、いつもの通り○○に立つてゐますと、ある通行人から、これから一丁程先きに一人の醉拂ひが道ばたに倒れて臥てゐるといふことを知らされたのです。そこで本名は、早速自轉車に乘つて、現場へ駈けつけて見ますと、成程一人の男が道路脇の溝板の上に、泥醉して死人のやうになつて横つてゐるのです。酒の匂がプン〳〵してゐたといひます。そこで本名は、氣附けのつもりで、バケツに二三杯、水をぶつかけた上、平手で面部その他を打ちのめし、その上靴穿きのまゝで、胴體を強く蹴上げたのであります。

それでも醉拂ひは未だ眼を醒す様子がありませんので、通りかゝりの圓タクに載せて當人を○○へ送り込み、そこで又、打つ蹴るといふ暴行を敢てしたのであります。以上は犯行の大體の經過でありますが、靜に本件の經緯を考へて見まするに、大體二つのことが考へられるのであります。その一つは、その前後の本名の行爲に於てどうも同情に値しないものがあるといふことであります。といふのは、本名が、同日巡回中を利用して、夕刻友人の宅に立寄り、酒を飲んだといふことであります。尤もこの酒を飲んだといふことのみが原因で、そのやうな暴行に及んだとは考へられないのでありますが、がしかしこの事は、本件に大きな影響を與へたものであることは爭へませんし、延いてはそれが、本名を非常な不利な立場に置く結果となつたといふことは否むべからざることでありませう。第二に考慮さるべきことは、本名がこの醉拂ひを、普通のありふれた醉拂ひと速斷して、その處置に於ても多少度を過したといふ點のあることであります。尤もバケツで水をぶつかけたり、面部を打ちのめしたりすることは、醉拂ひを正氣にかへらす方法として、世間屢々用ゐられてゐるところでありますが、實はこの醉拂ひといふのは○○○○○といつて、恐ろしく酒癖のある當時五十二歳の老年者で、同日午後七時頃、泥醉の揚句、○○○行のバスの通つてゐる通路に打ち倒れた際に、頭部を強打して、頭蓋骨折に伴ふ頭蓋内出血といふ致命傷を負ふてゐたのであります。本名は全くさうした事實を知らなかつたのでありまして、もし本名が、さうした次第で醉漢がすでに生命にかゝはる重態にあつたのだといふことに氣付いてゐたならば、恐らく本名とても、右に申し述べたやうな暴行には出でなかつたであらうと想像されるのであります。又私は先刻、本名が當時酒を飲んでゐたといふことを申し上げましたが、しかしその飲酒の程度は、○○○としての勤務に差支を生ずる程多量のものであつたとは考へられないのであります。從つて本名が、醉漢に對する判斷を誤つたといふことに對しては、勿論酒の影響が全然なかつたとは申されないかもしれませんが、しかしかりに本名にあらざる何人がその地位に置かれたとしましても、道傍に横つてゐる醉漢を見ては恐らく本名と同樣の觀察を下したであらうと想像されるのであります。ところが被害者は翌十二日の午前十一時頃になり、とう〳〵死亡してしまひました。死亡の原因は腦出血のためであるか、毆打のためであるかよく判らないのでありますが、その前夜、醉漢を○○○○いたします際の樣子を目擊してよく知つてゐるところの町民たちはこれと死を結び付けまして、段々と事件が大きくなつて來たのであります。打たれやうと蹴られやうと、醉漢が死にさへしなければ別に問題は起らなかつたのでありませうが、不幸にして偶々死亡したがために、被害者はもとよりのこと、本名のためにも、まことに氣の毒な結果を見るに至つたのであります。

そこで本名は、同日早速、○長の手許へ始末書を差し出し、その結果十七日には懲戒免官となり、同時に檢事局に召喚されて取調を受け夕刻には當刑務所に收容されたのであります。越えて七月十八日には一旦保釋出所いたしましたが十月十一日に至り、横濱地方裁判所で懲役六ケ月の判決を受けたのであります。本名としては、すでに深く自己の非行を反省悔悟してゐましたので、直に服罪するつもりでゐましたが、同僚並に親族のものに勸められまして上訴いたしましたが、一昨年十二月二十六日の第二審の判決も、第一審と同樣でありました。そして更に本年五月五日には、上告棄却となりまして、刑が確定いたしましたので、いよ〳〵受刑の身となつて、今日に及んでゐる次第であります。

東所長　本名の犯罪關係について、委員各位から何か御質問でもありませうか。

鹿野委員　特別公務員の犯罪は、普通人に比して、刑が加重されますか。

竹上檢事（○○○○事件の係檢事たりし關係上特に出席す）——特別公務員の犯罪構成要件に就き說明す。

中島委員　本人は當日、どれ位、酒を飲んでゐたのでせう。

村松看守長　當日本名が、一緒に酒を飲んだ友人といふのは、何でも〇〇の〇〇〇とかに勤めてゐる人なそうですが、本人のいふところによると、二人で七合程は飲んだらしいのです。

中島委員　本人の平素の酒量はどの位のものでせう、

村松看守長　大體五合程度のものらしいのです。

栗原委員　本件は、醉漢の死は暴行の結果に原因するものであるといふ意味で刑を科したものでせうか。

先刻の御話では當人は醉餘路傍に打倒れ、すでにその時腦膜內出血で致命傷を受けてゐたものですが、醫學上から申すと、腦膜內出血といふことには容易ならぬ重症なのです。

東所長　本名が暴行を加へずとも、醉漢は或は死んだかもしれないと想像されるのですが、唯、暴行がその死を早めたといふことだけはいへるかと思はれます。

栗原委員　しかし法醫學的にいへば多少見解がちがつて來るやうに思ひます、腦膜內出血は、脾臟が脹れ、それ自身に致命傷となる場合が多いのです。從つて死因はすでにその點に在つたのではないかと思はれるのです。

さうした狀態にあるものに對し、アバラ位を少々打つたとて、格別の影響はないものなんですから、靴で蹴つたといふことが、當人の死を早めたといふやうなことは私共としては考へられないことです。勿論〇〇が、勤務中に酒を飲むといふこともよくないことですし、いかに醉漢だとて、足蹴にするといふことも規則に反くことでありませうが、醫者の立場として、死因は果して何處にあるか、暴行が死を早めたかどうかといふことを論ずる日になりますと、本人の暴行には、格別の責任がないやうに思はれるのです。暴行なくとも、醉漢は死んでゐたであらうと思はれるのです。

竹上檢事　しかし檢事は、暴行を以て死因と認めて起訴したのです。ですが醉漢はすでに重症の狀態に陷つてゐたのですから、その點も考慮して、二年の求刑をいたしました。判事とてもその見地に於て判決を下したのです。放つておいても醉漢は死んだのであり、暴行は唯、その死を幾分早めたにすぎないといふことは、判事としては承認しなかつたのです。

栗原委員　そこが實は問題なのですね。

東所長　では次に、白倉戒護課長から、戒護關係について御報告願ひます。

白倉戒護課長　私は戒護關係についてのみ申し上げることにいたしますが、本名の刑期は懲役六ケ月といふ短期なもので、一ケ年以內のものでありますから、累進處遇令の適用は受けてゐません。しかし現在は、準累進處遇として三級の待遇を受けてゐます。累進處遇令の適用を受けないもので、相當の得點數を得て、五ケ月以內に四級待遇から三級待遇に進級し對るものは比較的に少ないのですから、この事は本名の行刑成績の良好なることを如實に物語つてゐるものと思ひます。本名は最近まで本縣の〇〇を勤めてゐました關係上、所內には顏見知りのものが澤山にありますので、他囚との共同作業に就かしむることはいかにも不適當のことに思ひましたので、晝夜共獨居拘禁に付してをりまするが、入所以來日常の行動を見まするに、規律をよく遵守し、專ら謹愼を旨として、反則粗暴の行爲などは少しもなく、又よく禮節を辯へ、官吏に對する態度等にも十分に注意を拂ひ、他囚に屢々見受けるやうな表裏反服の言動の如きは、本名については、殆んど認められません。又居房內もよく整頓してゐますし、その他、衞生や物品取扱ひ、等に關する考へに於ても、申分はございません。要するに本名は、深く自己の責任を自覺し、受刑者としての本分をよく守つて、專ら反省悔悟の心境を經驗しつゝあるもやうで、從つて、戒護關係より見ますれば、本名は絕體に再犯の惧なきものと思料されるのであります。更に得點數について申し上げますと、操行並に責任感等の點に於て本名は何れも最高の點數を獲得してゐるのであります。要するに戒護方面から觀察した本名の行刑成績は、以上の如く頗る良好なものでありまして、優に社會復歸に値するものと認定されるのであります。次に接見書信について言しますれば、接見は今日まで一回もなく、信書は、最近、叔父に宛てゝ、釋放後の身の振り方について相談の手紙を唯一回發送したのみであります。本名が、かやうに接見、信書の機會に乏しいのは、入所前に、家族のものと約束して、接見は全く御斷りするし、信書も本名の身に異常なき限り、出來るだけ發信を差し控へるといふことを、相互の理解の下に、申し合せてゐるからであります。さうした點においてもいかに本名が、自己の犯罪に對し、責任と悔悟の念に打たれてゐるかゞ窺へると思ふのであります。

東所長　本名の作業成績について、湯川技師から御報告願ひます。

湯川技師　本名の作業は、廁工で草履の鼻緒の蕊を作ることなのですが、一日の課程は五百四と決めてありまず。ところが今月の始めから、六百、六百、八百、七

百、八百、八百といふやうに非常に好成績を擧げてゐます。同じ作業をするのにも、本名は整然としてまことに段取りよくやつてゐます。それは何か心中に強い信念を把握してゐるもの丶如くであります。さもなくして、常に雜念に驅られてゐては、到底かやうな好成績は擧げ得られないこと丶存じます。要するに本名は、全く思を打ち込んで、熱心に作業に從事してゐます。役人に抗辯することもなく、反則等も勿論ありません。私は敎化の效果は作業の成績によく現れて來るもので作業は敎化の試金石であるとさへ考へてゐますが、本名の場合の如き、その最も良き一例かと思ひます。心に落付きのないものは、作業の成績も惡く、課程も少いのでありますが、本名は、見るから心持がゆつたりと落付いてをり、從つて作業の成績も非常に良好なのであります。ですから、本名の如きは、社會に出ても優に人並以上の働きは出來ること丶信ぜられます。

東所長　次に渡邊醫務課長から、本名の健康狀態につき御報告を願ひます。

渡邊醫務課長　刑務所では、診査規定によりまして、刑期一ケ年以上のものは六ケ月目に、一ケ年以上のものは六ケ月毎に健康診査を行ふことになつてゐますが、本名の收容當時、卽ち昭和十一年五月九日の健康診査によりますと、身長一・五九米、體重五五瓩、胸圍〇・八九米、榮養良、四肢完、視力及辨色力完、聽力完、齒牙完といふことになつてをり、その他の疾病等はありません。十一年十月四日の診査では、體重に於て〇・八瓩を增加してゐるだけで他には變化はありません。家族關係に於ても、精神病、肺結核、癌等の罹病者はなく、又大酒家も犯罪人もありません。從つて本名は幼年時代から良き健康を維持して來ましたが、唯三十歲の時に性病に罹されたことがあります。酒は五合乃至一升位は飮めるやうですし、煙草も嗜んでゐました。種痘や、チブスの注射もやつてゐない。本名は元〇〇を勤めてゐて、多少インテリ性を帶んでゐるわけですが、他のインテリが、刑務所へ入ると、環境の變化からとかく拘禁性神經衰弱に襲はれるのに比し、本名は一回もさうした傾向はなく、至つて壯健であります。

東所長　次に拘禁中に於ける本名の精神狀態、釋放後の聯業並に保護關係等につき、大村敎務課長から御報告を願ひます。

大村敎務課長　この種の犯罪に於きましては、多くの場合、犯行直後に於て、あゝしまつたことをした、取り返しのつかぬことをしたといふ悔恨の情に襲はれるのが、むしろ普通の例でありますが、本名とてもその例に洩れず、暴行直後酒が醒めてからといふものは、急に慚愧の念が募つて來たらしいのであります。しかし被害者が、翌日の午前十一時に〇〇〇〇に於て遂に絶命したといふことを知つた際には、いかに相手が、言ふに足りない一ルンペンに過ぎないものであるにもせよ、とにかく人間一人の生命を奪つたことであるからして、本名は非常に煩悶懊惱し、自己の罪の深さに戰慄して、心中無限の淋しさを味つたらしいのであります。かりに外面的にはそれ程ではなかつたとしても、心理的に潛在する人間としての弱さ、善さ、たとへ多少の酒氣は帶んでゐたにしても、一旦の不注意から人間一人を殺したといふその申譯なさに對する懺悔の心根は、當時の本名に於て十分に想像することが出來ると思ふのであります。かくて裁判は決定し、本名は刑務所に入つて遂に受刑の身となつたのでありますが、その間にも自己の行爲に對する悔悟反省の念は常に惻々として心身を蝕み、何ともいへぬ心の淋しさから或は敎誨師に訊ね、或は宗敎書等を耽讀するの氣持を起させたのであります。元來橫濱刑務所に於ては、敎誨の目標を、受刑者をして先づ懺悔の念を起さしむること、次にそれによつて感謝の心に目醒めしむること、更に延いて贖罪奉仕の信念に到達せしむることといふこの三大綱目に置いてゐるのでありますが、本名は、犯罪當時からよく自己の罪を認めてゐるのでありますから、裁判官の前に出ましても、裁判官に迷惑をかけるやうなことは至つて少なかつたこと丶思ひます。未決以來、受刑中も、本名は、「サン・フランシス傳」とか、「信は力なり」とかいふやうな宗敎書を熱心に讀み、專へに懺悔更に進んで感謝の光りをさへ仰いでゐたやうに見受けられたのであります。普通の犯人は、宗敎心が乏しく從つて敎誨師の言葉に耳を傾けるやうな氣持が少なく、その氣持を引き出すことに私共としては苦心するのでありますが、本名は自ら進んで、私共の話によく聽き入り、不審な點は幾度も訊ねに來るといふやうなわけで、私共としても、いかにも張合ひがあり常に喜んで話をして聽かしたやうなわけでした。本名は、身體こそ頑健でありますが、心情には、か弱い點があるやうに見受けられます。この點が申さば、人間性としての善さであり、一旦の過を深く悔悟し、やがて感謝、贖罪奉仕の信念に到達し得るとせば——又到達し得るやうに思ひますが——その芽生えは、その點に存すること丶存じま

す。

次に本名の出所後のことについて申し上げますが、審査票を御覽になつたゞけでは、或は二三の短點もあるかと思ひます。第一に本名の父母はすでに死亡してゐますが、○○縣の本籍地には、兄○○○○○が健在であり、外に弟妹が各一名づゝもあるのに、何故本縣下に住居してゐる叔父○○○○の許へ歸へすかといふことであります。しかしこれは、唯便宜上の問題で、兄の○○○は事實生活困難のため本名を引取るだけの力はないやうです。

これに反し叔父の○○は、申さば普通の人間で、格別の資産としてはありませんが、以前○○をしてゐて恩給もついてをり、且つ目下は○○の○○株式會社に勤務して月收七十圓位はありますので、本名を引取つた上は、同じ會社の方へ就職せしむる意向であるらしいのです。それに本名も最初この叔父を賴つて鄕里を出て來たといふ關係もあつて、叔父は本名の身の上に非常に同情してをり、從つて兩人の間柄はよく融和してゐるらしいのです。旁々、本名を叔父の許へかへすことにしてゐる次第であります。

第二に、先刻も戒護關係で御話がありましたやうに、本名は入所以來、接見は一回もなく、信書も一回發信したゞけであります、一寸不審なやうでもありますが、先刻御話のありました通り、本名は入所に際し、家族のものと約束して、接見信書共にこれを辭退してゐるのです。自分も、一身上に異狀のなき限り、手紙も出さないと約束もし、決心もしてゐるのです、唯、最近叔父へ宛て一回發信いたしましたのは、叔父に出所後の身の振り方について相談してやつたのです。それにつき、教務の方でも問合せて見ましたところ、叔父も、責任を以て引受けると確答して來ましたので、本名の出所後の生計については懸念はないものと認められます。

第三に、醫務關係で、本名はかつて性病に罹つたことがあるやうでありますが、本名も多少酒癖がある上に、以前には桃色の場所へ出入したこともあるらしいのです。しかし、本件を契機として本名も禁酒を誓つてゐますし、更生の上は、素行等にも十分注意するところがあるだらうと想察されます。

次に本名が、被害者に對し非常に申譯なく感じてゐる一例として、次のやうなことがありました。本名は、慙愧悔恨の氣持から、是非被害者の遺族に會ひ、謝罪の意を十分に述べやうと心がけてゐましたところ被害者に三

十歳位の一人の男の子があり、左官職として下宿を轉々してゐるといふことを聞き込み、保釋出所中、當人を探し當てゝ、心から自分の非行を詫びたいといふことであります。これだけでも本名が、いかに眞面目な青年であるかといふことが肯はれるかと思ひます。要するに、本名は、酒癖その他、○○としてやゝ不謹愼なりし行爲等の點に於て、自己の犯罪に對し、或程度の責任を負ふべきは勿論でありませうが、暴行直後から、受刑中にかけての本名の心理並に行爲等について見まするに、人間としての本來の善良さが、一旦の過失を契機として、頓に宗教的並に倫理的の自覺をさへ促し、以て右申述べたやうな現在の更生的心境にまで立ち到つたものと思はれるのであります。尤も委員の御方としては、本名の心境はとにかく、犯罪に對する社會的感情若くは社會的影響といふことも御考へになられることゝ存ぜられますが、成程犯行當時こそ相當社會的非難もありましたにせよ、すでに人間的に見て、本名には格別の惡性といふものを認め得ない上に、行刑の效果も著しく、現在は全く改過遷善の境地に到達してゐるのでありますから、恐らく社會に出ても、私共の期待に反することなく、立派に更生、否贖罪奉仕の一路を辿つて行くものと想像されるのであります。

東所長　以上の點について、委員の方から御質問でもございませうか。

木內委員　本名を一旦叔父の許へ歸さうとしても、外に本名を世話するやうな保護關係はないのですか。

大村教務課長　叔父の手許へやれば、附近に神奈川縣佛教慈德會の支部がありますから、イザとなれば何かの世話を見るでせう。

木內委員　竹上さんは、公判に立會つたのですか。

竹上委員　私は檢事として公判に立會ひました。

海老塚委員　出所後給料を得る見込みがあるのですか。

大村教務課長　先刻申した○○○の○○會社の方へ、何とか目鼻がつくかと思つてゐます。叔父も、親身に盡力するでせうから……。

海老塚委員　○○をしてゐた時代の給料は、眞面目なことに使つてたのでせうか。

大村教務課長　これは想像ですが多少酒色の方面にも使つたらしいのです。

海老塚委員　今後は、給料をとつても、正しい方面にのみ使ふと、判斷がつきますかね。

大村教務課長　本名は性格的に少い弱い點があるやうですから、今こそ禁酒を誓つてゐますが、出所後は果してどうか、それは私としても斷言は出來ませんが、適當なる保護者があり、その外に保護會があつて、十分に監察的に保護善導して行つたならば、本名の現在の心境がすでに前申したやうなわけですから、正しい道を見誤るやうなことはあるまいかと思つてゐます。

海老塚委員　保護者や保護會に賴りすぎて、自分で飽くまでも更生の道を進んで行かうとする決心が鈍るやうなことはないでせうか、その點どんなものでせう。

大村教務課長　その點については本名としても撓まず修養に心がけてゐるやうでありますが、將來は尙一層發奮努力するやう、私共からも十分注意しておくつもりであります。

栗原委員　暴行犯が罪となつたのは、暴行といふ行爲そのものが惡いといふのであるが　それとも、實害を伴つたから惡いといふのでせうか。前にも申したやうに、腦膜內出血といふのは殆んど致命的なものでありますが、さうでなくとも、深く酩酊してゐるものは、少々毆打しても少しも痛みを感じないものです。丁度痲醉劑をかけておいて毆打するやうなもので、痛くはないのです。暴行といつても普通のものを毆打したときとはちがふと思ふんですが……。

木內委員　しかし、裁判官から見れば、暴行といふ行爲そのものが惡いのでせう。尤もこの事件は、その上に實害を伴つてゐますから、更に刑が加重されたといふ關係はありませう。要するに法律的の見地からいへば、社會の秩序といふことが眼目であつて、從つて本件の場合も、實害よりは行爲そのものが許されないといふそこに重點があるのだと思ひます。現に同し殺人罪でも、刑は三年から死刑まであり、又執行猶豫といふやうな特典もあります。行爲の結果が重點であるなれば、そんなことはない筈なんですが、法律は動機と行爲とを重視いたします。本件はその點においてどうも良くないやうに思ひますね。

栗原委員　勿論行爲そのものも勿論良くはないでせう。ですが、暴行よりは、言葉で人を侮辱することの方が罪が少々輕いやうに思ひますが、しかし私には、痲痺狀態に在るものを打つよりは、普通の人を非常に侮辱することの方が實害が多いやうに考へられるのです。といつて私は、法律家ではありませんから、法律上の解釋についてはよく分りませんので、唯ホンの御參考までに一

言いたしたまでゞす。

東所長　それではこれから、〇〇〇〇〇を假釋放にすべきや否やについて、委員各位の御意見をうかゞうことにいたしたいと思ひます。

鈴木委員　假釋放を許すべきものと思ひます。

栗原委員　同感です。

海老塚委員　贊成。

（その他の委員すべて贊成のもやう）

木內委員　假釋放にするには日數がかゝりますか。

東所長　二十日位はかゝります。ですから殘刑としていくらもなくなるわけですがしかし、一ケ月でも二ケ月でも、假釋放になつたといふことになれば、本人の氣持がちがふわけです。又社會も比較的好感を以て迎へてくれることになりませう。

中島委員　私は、殘刑が幾何もないといふ點で假釋放に贊成いたします。しかし本件は、元來面白くない事件だと思ひます。公務員の暴行といふやうなことは、單にその時の行爲自身についてのみでなく、その社會的意義、社會的影響といふことも十分考慮に入れて判斷すべきだと思ひます。その意味に於て、私は裁判も寬大に過ぎたやうに思ひます。先刻來の御話で、本人自身の中に格別の惡性は認めないとしても、公務員の地位に在つたもの丶暴行、といふその點を大に考へて見なければならぬこと丶、思ひます。しかし、前申すやうに、殘刑が幾何もないことですから、私としても反對はいたしません。

東所長　どなたも反對がないやうに思ひますから、これで、〇〇〇〇〇を假釋放に付することを可決いたします。——では晝食ですから、こゝで一休みして、午後から〇〇〇〇〇事件の受刑者に移ります。（つづく）

正木參與消息

本會參與正木控訴院檢事は今回大審院檢事事務取扱を兼ねられ大審院檢事局に於て執務せらるることゝなつた。



（閑話欄）

百本の巻煙草

吉田律

玄關に出る。そこにセダン型の自動車が待たせてあつた。

玄關から門まで、凡そ二三十間もあらう、そのあひだの兩側に恐ろしくたけの伸びたポプラがならんでゐる。それが烈風にあほられて、弓なりに曲つて、時々わくら葉がちぎれて飛んでゐる。空には黒雲が低く垂れて、午後の三時といふのに、どんよりとうす暗く、なんとなく陰惨な天候を思はせた。

潘君と一緒に自動車に乘る。藤原君と岩間君とが兩側の扉を排して、どか〳〵と飛込んだ。乘車する時、潘君が空を指差して笑つた。『大雨沛然として到らん』と云つた恰好だ。自動車はさうしたぶき味な感じの中を疾走して門を出た。門衞が捧銃をして見送つてゐた。銃先の劒がキラキラ光つて如何にも、ものものしい。

潘君は安東の監獄長で、二年前に日本を訪れて、各地の刑務所を視察した。特に豊多摩刑務所へは四日間もかよつて來て色々な調査をし、私の官舍にも來て呉れた。それ以來私とは昵懇の間柄である。さうした因緣から、私が朝鮮へ出張し、新義州刑務所の視察を終つて、衞兵のゐる鴨綠江の河畔に立つたとき「この向側には潘裕忠君がゐる」と思ふと急に鐵橋が渡りたくなつて、僅かな休養時間をさいて安東監獄に同君を訪問したのである。

潘君は非常に喜んで、肝膽をくだいて私を歡待しようとつとめてゐる。

十分位疾走したと思ふ頃、自動車は急カーブして右折した。附近の山繭工場へ案内するためであつた。山繭工場は十坪ばかりの中庭を圍んで、四方に建てられてあつた。正面の一方が事務所で、他の三方は煉瓦造の低い工場である。案内されて工場内にはいる。暫くしてやつとはつきり判つて來た位工場の內部はくらかつた。中央が通路になつてゐて、兩側に糸繰機が据ゑられてある。壁ぎはで豆ランプの光で糸を繰つてゐるのには驚かされた。職工は男でみな肌を抜いでゐる。なんとなくじめじめしてゐる。私は色々と質問を試みて、そこに刑務所のそれよりも遙にひどい生活があることを現實に見た。そして同時に豆ランプの世界があることを知つた時、この工場の參觀は決して無意味ではなかつた。私に取つては大きな收獲であつたことに氣がついた。豆ランプの世界——それを私は今日まで忘れてゐた。

ふと母を思ひだした。行燈の光で着物を縫つてゐる。そばで私が小學校の讀本を讀んでゐる。外は雪らしく靜かな良夜である。母も私もそれで暗いとは思はなかつた。

私の中學時代が頭に浮んで來た。人はみな寢しづまつた眞夜中に、私ひとり机に倚つて豆ランプの下でリーダーに讀耽つてゐる。油が盡きさうでランプの芯が秋の夜の虫のねのやうに音を立て初めた。それでもわたくしは暗いとは思はなかつた。然るに現在はどうであらう。六十ワットの煌々たる電燈の光、それすら猶その暗さをかこつ。文化生活が私の視力を弱くしたのだ。曾に視力ばかりではあるまい。さう思ふと私は堪へ難きおのゝきを感じながら工場を去つた。その時、小石のやうな雹が自動車の窓ガラスをぶちつけた。安東の市街地に乘込んだ頃には、兩側の店には既に灯がはいつて、しめつた路面にネオンの光が流れてゐた。

潘君は私を一流の料亭へ案內した。亭內には支那服を着た七八人のボーイが口々に會釋してわれわれを迎へ入れた。二階の廣間に通されると、前以て打合せがしてあつたものとみえて、そこには安東監獄

の周殿士君、木俣善孝君、呂向端君、管守廉君、河本黄海雄君、田士和君、張平揮君、新義州刑務所の加來龍夫君、佐長秀雄君、鹿田實君、阿部敬夫君等三四十名の人が集つてゐた。少しく誇張して云へば、つまり私に對する日滿合同の國際的歡迎會であつた。生粋の支那料理で宴が開かれて、珍味が運ばれる毎に乾杯が叫ばれた。滿洲の歌も出れば、日本の流行歌も唄はれた。潘君が座持がうまいので、終始なごやかな空氣が流れてゐて、ほんとうに氣持のよい集りであつた。

感謝の思ひに充たされながら、いとまごひを告げたのは午後の八時頃、日本ではもはや九時頃であらう。潘君の自動車に乘る。藤原、岩間、濱口の三君もついて來た。潘君が瀬りに運轉手に話掛けてゐる。滿洲の芝居をみせて呉れと頼んで置いたので多分劇場へ行くべく命じてゐるのであらう。自動車はある建物の前で止まつたが眞暗らなのでやがてハンドルを廻はして他の方へ向つて疾走した。晝間の天候險惡のため芝居がやまつたとのことである。

間もなく自動車がとまつた。飲食店のやうな感じのする屋内へ案内された。そこが劇場で、こゝは開演中であつた。場内はむせかへるやうな大入滿員で胡弓の音がキーキー聞えてゐる。二階へ上つたが空席がない。やがて四五人の觀客を他へ移してわれわれの席が造られた。少し横暴のやうな氣がした。

くばられた俳優の役割と筋書とに依つて劇の梗概をつかまうと苦心したが漢文なのでなかなか讀みづらい。劇の名は「翠屏哭井」と云ふのであつて翠屏といふ女が李金祿へ嫁した。所が金祿の內は赤貧洗ふが如しで、その日の糧にすら困る程な窮乏のどん底にあつた。そこで翠屏が實家に歸へつて何んとか急場を救つて呉れと頼んだのであるが、實父は肉屋で少しも義理人情をわきまえぬ男と見えて、娘の訴へには耳をもかさず、却つて『金祿は末の見込がないから此の際離婚して、外の裕福な家へ再婚せよ』と云つてすゝめるのであつた。然し翠屏は所謂三從四德の賢婦人であるから、父の申出を拒絶して金祿の許へ歸へつた。そこで翠屏の父は非常手段に訴へて金祿を殺害し、肉を貯藏して置く乾井戸の中へ抛り込んだ。それを知つた翠屏は井戸の傍に來て身も

世もあられぬ思ひで動哭するといふのが大體の筋である。この翠屏を座頭の劉艷霞が熱演するのである。

舞臺に眼をやると、日本のそれとは全く勝手が違つてゐる。支那芝居は料理と同じく極めて圓熟したもので、眼でみる芝居ではなく耳で聞く芝居だと或人が云つたのを聞いたことがあるが、事實さうらしく思はれた。舞臺の廣さは五六坪で背景などはなくそして驚いたことには緞帳がない。所謂のべつ幕なしに俳優が胡弓に合せてキーキー唱つてゐるだけである。舞臺の左側に一寸した小高い所で三人が胡弓をひいてゐる。舞臺の後方では一人の男が柝をたゝいてゐる。胡弓と柝の音と、俳優の唱ふ聲とで耳が聾するばかりには辟易した。俳優が唱ひつかれて時々うしろを向くと、舞臺監督が魔法壜から水を出して飲ませるのである。その傍に十歳位の女の子が子供を背おつて林檎をかぢつてゐる。若し俳優のゴテゴテした扮裝がなかつたならば、どれが演劇をやつてゐるのか一寸見分けがつかないであらう。

惡人を表徴した白のくまどりをしてゐる父親が、奇妙な身振をして引込むと觀客がどつと笑ふ。翠屏に扮んした劉霞艷が悲痛な聲を絞りあげて、命の糸がそこでぷつつり切れるのではあるまいかと思はれる位な高度に達すると、熱狂した滿洲の若い女觀客がそこゝで鼻をすゝり初めた。中にはハンカチを出して眼頭を拭ふものもある。

場內は凡て長い腰掛けで、前の腰掛けのうしろに狹い長い棚が造付けてあつて、そこへ土瓶や水瓜の種子のはいつた小皿がのせられてある。茶を飲んだり、水瓜の種子をかみながら觀劇する仕組になつてゐる。

演劇中時々觀客へ蒸タホルがくばられる。それには係りがゐて、むしタホルを隅から隅へ、階下から階上へ、恰度ボールのやうに投げる。客の頭上を白線を引いて飛ぶさまは實に奇觀である。投げる者も受ける者も巧みなもので、それを客へくばるのである。むしタホルは支那が本場かも知れない。何處へ行つても出るさうである。眼に危險と云ふので私は手だけふくことにしてゐた。

元來私は芝居そのものを見に來たのではない。劇場へ這入つたならば、滿洲人の風俗や樣々な動作が見られるであらうと思つて潘君へ案內をせがんだのである。然るにこゝは廣濟街にある安東和記といふ東京ならば場末のキネマ館程度の劇場で、大衆向で、

下層階級の者ばかりの觀客らしく私の期待は全然裏切られた。われわれのゐる所は樓池で、一角卽拾錢の座席であつた。入場券に滿洲帝國の壹分の收入印紙が貼つてあるのが面白い。羅馬字で 1FEN とあるから壹錢に相當するらしい。或は入場券といふのはあたつてゐないかも知れない。料金は入場する際に拂ふのではなくて、座席に腰をかけると係りの者が徵收に來るのであるから、寧ろ席料と云つた方が當つてゐるであらう。立見をしてゐる間は徵收に來ないので、氣にくはぬ芝居の時はさつさと歸つていゝのである。非常に合理的に出來てゐると感心させられた。

劇の中途ではあるが、潘君を促して場外に出た。そしてそのまゝ安東驛へ赴いた。特急の『のぞみ』が來るまでには隨分時間があるので五龍背へ行つて、そこで『のぞみ』をキヤツチしようと云ふのである。

驛前の廣場には、洋車（ヤンチヨ）や馬車（マーチヨ）がならんでゐる。洋車の梶棒がべらぼうに長い。滿洲では自動車を汽車（チーチヨ）といつてゐるが、その汽車の流しがゐないのでとても不便だ。さるかはり到るところ馬車がゐる。賃金が安くてその上に危險がないから重寶この上なしだ。車の尻にバケツを下げてゐる所などは滿洲式で實に面白い。

一行と別れて岩間君と一緒に奉天行の列車に乘る。釜山と新京又は奉天との間を往復してる火車（ホーチヨ）（汽車）は四呎八吋半の廣軌鐵道の上を走るので、客車のでかいのが自慢である。成程少々高いやうだ。日本の汽車はホームから階段を一つあがれば中に這入れるのであるが、滿鮮の汽車は階段を三つ登らねばならぬ。としよりや子供達には苦手だらう。

乘客は相當込んでゐた。安東警察署の匪賊討伐隊が乘込んだからである。滿洲の奥地で追いまはされた匪賊が、警備の手薄い安東省の山嶽地帶に入込んで、被害がひんぴんと起る所から大討伐が行はれてゐるのである。窓には黑いカーテンがおろされて、電燈を暗くして走つてゐる。安東監獄の裏手の小山に鐵條網が張つてあつて、二個所ほど見張所があつた。監獄用のものと思つてゐたら、それが匪賊に備へるためのものであつた。

三十分で五龍背についた。驛から東の方へ二丁程あるいて溫泉旅館の五龍閣に赴く、そこが討伐隊の本部になつてゐて、機關銃をかついだ一隊がやつて來た。甚だ以て物騷千ばんだ。然し私はそれ等の人

人に信賴して、久しぶりでゆつたりした氣分で、水なめらかな溫泉にひたることが出來た。

翌日早々釜山行特急に乘込む。乘客は何れも鞄や手荷物をあけてゐる。安東驛で稅關の檢査を受けるためである。旅客の携帶する自用品は大體に於て免稅なのであるが、滿洲から朝鮮や日本內地に搬入する貴金屬品、寶玉石、毛皮、寫眞機その他生活必需品にあらざるものには、價格の十割を課稅される。煙草は葉卷ならば五十本、紙卷ならば百本、刻ならば三十匁までは認定によつて免稅される。私は小さなトランクを一つ携へてゐたが、それでも荷物がぎつしりつまつてゐるので、厄介とは思つたが仕方がないので檢査を受ける準備に取りかゝつた。

汽車が安東驛に這入ると、藤原君などが乘込んで煙草を持つて來てくれた。前以て購入方を依賴して置いたのである。すると最初に煙草の檢査が初まつたので藤原君の持つて來た十本入の卷煙草十箱をトランクの上にならべた。ウエストミンスター以外は見たことのない外國製品で、レツテルがなか〳〵きれいだ。やがて檢査員がきて、きれいな繪の上にべたべた檢印を押して乘車券を出せと云つた。それにも檢印をしたのである。手荷物の檢査員は發車前に漸くやつて來てほんの形式的に檢査して早々に出て行つた。間もなく汽車は鴨綠江の鐵橋を渡つた。そこで私は時計の針を一時間早めた。一時間だけ損をしたやうな氣がした。然し新義州の方から鐵橋を渡つて安東に這入つた時、一時間もうけてゐるのであるから之れで損得なしといふことになつた筋合である。河一つ越すたびに、時計を一時間早やめたり遲らしたりすることは、何んとなく不合理なやうな氣がしてならない。

新義州まで藤原君や岸間君が送つて來て呉れた。そこから私は唯一人になつた。乘客の話聲が頻りと耳にはいつて來る。稅關檢査の話だ。紙卷煙草は九十九本までは免稅されるのであるが百本以上は課稅さるべきものであると云ふのである。若し朝鮮の關稅法に百本以上に對しては課稅する旨の條文があるとすれば、この乘客の議論は正しい。以前の私であつたならば、買込んだ煙草の中から二三本引き拔いて、百本未滿にして置くすべを知つてゐた筈である。今は煙草をやめてゐるこ何處までもつきまとふ淋しさではある。

やる瀨ないさうした淋しさを乘せた列車は、半島の平野をひた走りに走りつゞけてゐる。

海外時報

アメリカン・プリズン・アソシエーション 第六十六回年次大會

——行刑施設に於ける教育の高唱

アメリカン・プリズン・アソシエーション（全米かんごく協會）の第六十六回年次大會は、去年九月シカゴ市で開催せられたが、極めて盛會で且つ示唆せらるゝ所の多かつたものである。參列せる國々の委員は合衆國の四十三ステート（州）を初めイングランド、フランス、キヤナダ及びメキシコより派せられたるもの七百八十三人に及んだのである。この大會と共に、アメリカン・パロール・アソシエーション（全米假釋放協會）ナショナル・プロベーション・アソシエーション、ナショナル・プリゾナース・エイド・アソシエーション（國民受刑者援助協會）、ワーデンス・アソシエーション（典獄組合）及びチヤプレーンス・アソシエーション（教誨師組合）の如きアメリカン・プリズン・アソシエーションと聯合してゐる諸國體の大會も同時に開催せられたのである。この大會に於ける討論は、パロール（假釋放）、作業、受刑者の分類、刑務職員の任命及び犯罪豫防の諸問題を中心として闘はされたが、特にこの大會に於て犯罪豫防に關聯して教育の問題の議せられたことは注目するに値する。

この大會のプログラムの一つとして、この協會の事業の擴張案が上せられてゐるが、合衆國政府司法省行刑局長サンホード・ベーツを委員長とせる擴張委員會では、協會の活動を敏活ならしむるため囑託ならざる常設の職員を置くため必要なる基金を募集することを勸奨する報告書を出してゐるが、この事は協會に密切な關係を有つてゐるもの〻多年切望してゐたことで、遠からず何か具體的の結果が得られようと思ふのである。この報告と共に、この協會の遂行すべき今後の目的について簡單なステートメントが總會で採擇されたが、右の七ケ條のステートメントの中に、

一、作業は受刑者の更生のために必要欠くべからざるもので、民業の權利を尊重し且つ受刑者の勞力の搾取を防ぐ條件の下に體軀健全なる凡ての受刑者にあてかはれなければならない。範圍又は實行に制限を設けず、道路建築の工事をも包含して、徹底的に官用制（State Use System）を採用せしむべく、これ受刑者に作業を給する最も公正なる方法である。

一、刑罰、處遇及び訓練の箇別化の原則を是認し、この目的のために一切の設備を適合せしむべきである。

一、賢明に適用せられ且つ監視の十分なるパロール（假釋放）は受刑者をプリズンより解放する最も安全なる方法である。

等の三ケ條がある。

カウンテイー・ヂエール（County Jails）の問題

この度のカングレス（大會）に於ける討議の主たる問題となつたのは、年來大方の攻撃の的となつてゐたカウンテイー・ヂエールの制度と其弊害に關するものであつた。これはヂエール調査委員の報告によつて刺激されたもので、この報告を抄錄すると、「既決未決を問はず、あらゆるタイプの被逮捕者を何の仕事も與へず只だ拘禁しておく場所として一般アメリカで使用せられてゐる地方官（カウンテイー）憲所屬の嚴重堅固な建物である所謂カウンテイ、ヂエール（county jail）は全く信用を失つてしまつた施設である……其本質並びに其管理方法に於て、ヂエールが人道正義、經濟並びに社會的福利の原則に背馳するものであることは概して眞實で、近代的行刑機構に於ける一個の汚點である。わが委員會は、ヂエール並びに一般に合衆國でヂエールの由て以て運用せらるゝシステム（仕組）の一日も早く除き去られなければならないことを痛感してゐるものである。我等と時代を同じうする人々が其廢止を促進するか、はた又た、システムを變ぜず其まゝにしてをいて、根本に於て改善し得可からざる施設を改善せんとする無益の努力をつゞけて行くかはかんごく改良の本旨を建前とするアメリカン・プリズン、アソシエーションにとりては喫緊の重要事なのである」、とある。

更に、ヂエール調査委員の報告は、立派な資格のある專門家によつて正當なる診査分類の施され且つ適當なる處遇の與へられ得る施設に於て、必要とあれば、不定期刑の下に凡ての被逮捕者を收容し、一切の管理を州（ステート）の中央官憲の手に收むべきことを主張してゐるのである。協會は、次の決議によりて進んでヂエールに革正の運動を開始すべきことを宣明したのである。——「協會（アソシエーション）は、

年々合衆國に於ける地方のヂエールの門を出入する幾百萬の犯人、被告人、證人其他の人々に對處するに更に一層賢明にして有益なる方法を制定するべく斷乎たる決心を以て永續的なる運動を起すために、力を盡くして堅くヂエール委員會を支援するものである」。

パロール

極めて議論の多いパロールの問題は、この大會での總會及びアメリカン・パロール・アソシエーションの部會に於ける討議に於ける重要な役割を演じたのである。討議に當つては、ニューヨークかんごく協會（Prison Association of New York）の主事ライト氏によつて行はれた不定期刑法並びにパロール法の研究が利用されたのである。この報告は、全國の二百以上の行刑施設に於けるパロールの狀況を調査した結果編まれたものである。報告の一部に、「恐らく一層好くパロールを理解せしむるの根本的手段の第一は、有効なパロールの手續並びに執行の價値を力說することである。しかし、この研究に基いて考量してみると、恰好な科學的なパロールの手續方法と稱すべきものを有つてゐるものは、合衆國政府及び六七のステートより多くはないことが直ちに結論せられ得るのである。近代的な調査方法を有つたケース・ワーク（犯罪人の身元調査）、人の取扱ひ方に慣れた職員の監視、政黨關係のない執行指揮といふやうな賢明なパロールの重要な要素は、多くのステートに缺如してゐるのである。調査した所によれば、全國中の四十二ケ所の行刑施設では一萬二千百八十二人のパロリー（假釋放者）に對して全く一人のパロール・オフイサー（假釋放監視指導役）も有つてゐないのである。三十六ケ所は各自一人のオフイサーを有つてゐて、卽ち、右の三十六ケ所の假釋放者、八千五百六十六人に對して三十六人のオンイサーがゐることゝなる。十四ケ所は各二人のオフイサーがあつて、全部の假釋放者二千四百〇七人に對して二十八人のオフイサーがゐることゝなる。全部の統計表を綜合してみるのに、平均して一人のオフイサーで二百四十人强のケースの負擔分を持つことになるのである。」と記述せられてゐる。猶ほ、ライト氏は報告書の序文で、この研究からパロールに對する世人の一層深き了解の生ぜんことを望み、科學的にして賢明なる方法順序によりてパロールの適不適を決定するため十分の員數あり資格の具備せる職員を置き、且つ、パロールに於ける人々を監視し善導するの重要なる任務を遂行するため適正なる規定の設けられざるべからざることを主張してゐるのである。

クラシフイケーション（受刑者の分類）

大會のプログラム中のこれまでの大會のものと異つて極めて特色のあつたものは、實地調査の仕事に當つてゐた分類委員の分類實驗で、合衆國政府司法省行刑局（U. S. Bureau of Prisons）の次長ビックス ビー博士の指導の下に行はれたもので、分類といふ方法手續に對して好奇心を懷き又は疑を懷いてゐる人々に、最新のクラシフイケーション・クリニック（分類診査）で使用されてゐる科學的方法を親しく眼前に觀察するの機會を與へたのである。

教育

大會に於ける討論の最も興味ありしものは犯罪豫防と教育に關するものであつた。この主題のための會議に於ける重立者の一人は合衆國政府內務省教育局長（U. S. Commissioner of Education）ステユウドベーカー博士で、博士は行刑施設に於ける教育の部門に於ける際立つた目論見の一例としてニューヨーク州に於ける知事レーマン氏の任命した「行刑施設に於ける教育調査委員」（Commission on Education in Institutions）のやつてゐる仕事に言及し、更らに進んで、「教育に當面する問題は兩樣のものであつて、一つは、行刑施設內に於ける教育の仕組で、二つには、犯罪豫防の結果を生ぜしむべき方法處分を有効ならしむるため一般小學校並びに大學教育をこの方針に特に適合せしむることである。……合衆國政府の教育局（Office of Education）の設立せられてより已に六十九年、其間、教育の多くの部門に於て功績の見るべきもの少くないが、犯罪豫防の方面に於ては今や纔かに手を着け始めたばかりである、小學校もカレッヂも犯罪豫防の努力を助けるべき自己の責任の重且大なるものあるを更らに深く覺悟するの必要がある」、と述べたのである。

……

更らにまた教育局長は、最近自ら犯罪の豫防矯正の部面に活動する諸權威を招致して首府ワシントンに開催せる會議について論じたが、この會議で、一年五萬ダラの豫算で教育局によつて實行せらるべきプログラムの荒筋が定まつたのである。この提唱せられたプランといふのは二部から成り立つもので、一部は行刑施設に於ける教育に關するもので、他の一部は少年の犯罪を豫防するため都市に於ける諸般の設備の組織に關するものである。此等二部の事業はそれ〳〵調査と實地の助力との兩樣の機能を具有することになるのである。局長ステユウドベーカー博士はかゝるプログラムの採用せられ支持せらる

べき必要の極めて大なることを力説したのである。

ニユウヨーク州の行刑省（Dept. of Correction）（註――コムミツシヨン組織で數人のコムミツシヨナーより成り、中一人がチエアマン（長官）となつてゐる）のコムミツシヨナーの一人で且つ前記の知事レーマン氏の任命した「行刑施設に於ける教育臨時調査委員」のメムバーなるレウイゾーン氏は、受刑者の更生を助成するの手段として行刑施設に於ける教育の重要なることを說き、「社會は報復など、贅澤をいつてゐる場合ではない。犯罪は益々增えるのである。プリズン、リホームは斷じてセンテイメンタルな空さわぎではないのである。立派な國民のビジネスで、ビジネスに必要な判斷方に俟たなければならないのである。受刑者處遇の問題は眞個に現實な社會のプログラムであつて、これを等閑に付するは社會の脅威を大ならしむる所以である」、といふことを事實に徵して力說したのである。

アメリカン・プリズン・アソシエーションは、最後の決議に於て、「アソシエーションの第一回大會に於ける行刑原則宣言（Declaration of Principles）に表明せられたる協會の立場を改めて確認すること」を宣明し、且つ、「あらゆる機會を利用して受刑者に實際有用の訓練を施すべきこと」を行刑施設の管理當局に促したのである。更らにまた、アソシエーションは、「行刑施設に於ける教育の技術方法を調査し、若し必要あれば、進んで助力を與ふるの道を講じ、且つ、教育による犯罪豫防の方法を採用し若しくは改良するべく州並びに地方の諸官憲に奬勵することを合衆國政府教育局に促し求むべきこと」を決議したのである。これがためにアソシエーションの教育委員は、最近のワシントンの「教育による犯罪豫防並びに矯正に關する會議」の提案に從ひ行刑施設に於ける教育方案の採擇に必要なる基金並びに援助を得るため協力すべきことの委任を受けたのである。

以上、今回のアメリカン・プリズン・アソシエーション大會のプログラムの最も興味あるもの、概要を記述したにすぎないが、極めて有益で且つ頗る人心を強ふせしむるもののあつたことは疑ひを容れないのである。アソシエーションは、今後も、四方有識の士の援助を得て、賢明にして有効なる犯罪者の處遇に資すべき理想の確立と實踐とに其努力と指導とを惜しまないのであらう。

一九三七年の六十七回大會はフイラデルフイアで開催される筈で、其のプランも已に立てられつゝある。

Journal of Criminal Law and Criminology, December, 1936.

シンシン・プリズンの學校

河（ハドソン）を遡ることニユウヨーク市より北へ三十哩、東岸のオツシニングの町に河に臨んで建てられた「彼等」仲間でビツグ・ハウス（Big House）と呼ぶシン・シン・プリズンでは、今週（去年十二月末）、共處に收容されてゐるボーイズ（受刑者のこと）は近く逼つた試驗準備のため勉强ではりきつてゐるのである。もつとも、誰もしくじるとは思つてはゐないのである。このシン・シンのプリズン・スクールでは、試驗の及落は只だ本人の面目に關する事柄で、卒業のできるできないの問題にはならないのである。

岩の多いハドソン河の岸の上に立つ長い赤煉瓦のセル・ブロツク（房棟）には、ニユウヨークで名うての惡漢の幾人かがステート（州）で一番大きな世界的に有名になつてゐるプリズンに於ける姓名を奪はれた受刑生活の中に姿を晦ましてゐるのである。しかし、彼等が、毎日罷業遠房の午後四時三十分から十時の消燈（ライツ・アウト）まで英語文法、數學、込み入つた實驗教授、さてはまた、速記術や外國語のデリケートな細目の研究に耽つてゐる鼠芭の衣物を着た人達の中に交つてゐるかどうかといふことは、自分達と―そしてワーデン（所長）のリユウイズ・イー・ローズの外は何人も知つてゐないのである。ワーデンは何事も語らないし、受刑者は何の某と名乘ることは許されないのである。しかし、此等の嘗つては鳴らした親分株の幾人かゞ僞造犯や强盜犯、重婚犯やつまらない謀殺犯人のような冴えないけちな惡黨達と一緒になつて、河岸に近い新しいスクールのビルデイングの内で皆と同じに試驗前の詰め込み勉强に一日の二時間なり三時間なりを費してゐるのも、ほんのチヤンスで、人の世の面白い姿である。

シン・シンのプリズン・スクールでは、生徒は午前八時から午後三時四十分の夕食のベルまで、スクールの錠のかゝつてゐないドアを通つて授業を受けるためにクラスからクラスへと移つて行くのである。この校舍から看ると、すぐ近くに一八二四年に受刑者の手で建てられた「オールド・プリズン」（舊監）のいかめしい灰色の外壁

が立つてゐて、夕日に映ゆる校舎のバー（鐵格子）のついてゐない窓々と相對して不思議なコントラストを現じてゐるのである。

生徒となつてゐる九百の受刑者を取締つてゐるのは只二人のガード（看守）と三人の平人の教師とのみであつて、生徒達は氣まゝに談笑して、自由に教室から教室へ往來してゐるのである。七十五人の受刑者がこの學校に於ける教授及び書記並びに圖書に關する事務を擔當してゐる。

このシン・シンの學校は、最近五年間に、合衆國の有つてゐる十個の最良級の刑務所の教育施設と肩を並べるに至つたもので、去年の四月、このプリズンの病院の一番上のフロア（階）の採光の悪い場所から現在のモダーンなビルデイングに移つたものである。現在アメリカのプリズン・スクールで眞個のスクール・ビルデイングと稱すべき校舎を有つてゐるものは、其四分の一にも足らないのであつて、多くはプリズンのメス・ホール（食堂）でクラスを開いてゐるのである。

現在印刷術の授業手（instructor）をやつてゐるブロンドのかつちりした受刑者は殺人犯で二十年から終身の刑期で入つたのであるが、共當時に於て、彼はシン・シンスクールの印刷部でこの國の刑務所に於ける最上の教習を與へ、「卒業生」には勞働組合協定の賃銀を獲せしむることを期してゐたが、已に生徒の中の四人は釋放後好い仕事に有りついてゐるのである。

自働車機械工のナンバー・ワンと云はれる授業手は今から五年前にこのプリズンの古い理髪所で講義をやり始めた男で、これから先二十年、事によると終身、刑に服してゐることになるのである。とにかく、現在は自働車學校のボス（監督）で、已に彼の生徒の七人は出所して職に就いてゐるのである。天井の高いグラウンド・フロア（一階）の彼のショツプ（工場）では、百〇四人の受刑者が自働車に關しては何でもできる立派な職工たるべく精出して勉強してゐる。

自働車工の教室の隣りは電氣教室で、玆處の教師（teacher）である電氣學者は、近く開始せらるべきエア・コンデイショニング（室内空氣の冷煖、乾濕、清濁等を檢査調節する技術）の講義について大きな抱負を有つてゐるのである。

別に、色々資格を有つてゐる受刑者が小學教育、更らに進んだ高等學科を受持つて教授してゐる。專門の語學者である一人のドイツ人の受刑者は四十人の受刑者を指導してフランス語、スペーン語並びにイタリア語の入り組んだ難解の箇處を教へてゐる。

進歩の遲速は固より生徒各自の心組みに依るもので、最近の例に、一人のスカンデイナビア人の受刑者の如きは、入所の時には、英語を讀めも書けもしなかつたが、十八ケ月の在所中、小學程度の六級を全部終業し、更らに進んで英語と數學の高等科の講義をも立派に消化するやうになつたのである。

管理當局では、所内の告知板を通じ、更らに教師をして受刑者と面晤せしめて、セル（居房）で勉強のできるコレスポンデンス・コース（通信教授）の契約に勸誘これ努めてゐるのである。學科の課程は、二万二千五百冊のスクール・ライブラリー（藏書）から貸し出す書籍の助をかりて、セルで「アト・ホーム」（氣樂）に十分仕了はせることができるのである。こゝのライブラリーの目錄はプリズンには稀づらしいカード式で、書籍の選擇は極めて容易なのである。

新收容者のある毎に、本人の履歴性格が仔細に査察せられた後、本人のため必須なりと認められた學科の教程が授けらるゝのである。これ、このスクールの目的が、正路の生計を營ましむるため手に職のないものに職を教へて、社會的生活の不合格者をして有用なる公民たらしめんとするにあるからである。

Literary Digest, December 26, 1936

アメリカに於ける殺人犯の減少——但し少年殺人犯は増加の傾向

合衆國には、普通一週間に二百件から二百五十件の殺人が報ぜられてゐるのである。これは一年間の統計に現れる約一萬二千件の殺人犯から割り出したもので、月にすると約一千件に當ることになる。

それにしても、殺人率は減りつゝあるのである。久しい間、法律無視の無秩序狀態のために外國の叱罵の的となつてゐた合衆國も、今は著しく改まつて、一九二五年から一九三五年の間に殺人率に於て二五パーセントから三三パーセントの急激な減少を見たのである。一九二五年には、殺人率は十萬人について一一・二一件であつたが、一九三五年には、八・一件に落ちたのである。これは生命保險統計の大家ホフマン博士の報ずる所である。

更らに、博士の統計によると一九三六年に入つてからは猶ほ其以上の新しい低いレコードに落ちてゐるのである。博士の統計は一九三六年の上半期のメトロポリタン生命保險會社の一千七百萬人の職工契約者を包括してゐるもので、今迄にない低い殺人率を示してゐる。即ち、此の期にはレート（率）は十萬人につき四・八件で、一九三五年の五・九と比べて一九パーセントの低下である。一九二七年には、レートは之に比べて三四パーセントも高かつたのである。

なほ、別の指數によつても分明だが、ニユウ・ヨーク・ステートでは、さすがエムパイア・ステートと呼ばれて面積も廣いし人口も多いので、殺人件數でも國民をリードしてゐるが（レートはそうではないが）、一九三六年の上半期には僅かに二百五十九件で、前年同期には二百八十三件を數へられたのである。

しかし、合衆國でこれまでに一番多かつたのは一九三三年で、其年には、一萬二千百二十三人が殺されてゐて、レートは十萬人につき九・六件の割合である。一九二八年の八・八から引きつゞいて不況時代の間漸次高まつていつたのである。

一九三四年に入つてから降り初めて爾來引きつゞいて低減してゐるのである。

新聞紙では書き立てないが、殺人犯の漸次減少しつゝあるのは統計の示す通りであるが、しかし、他の國民に比べるとアメリカ人は遙かに多く殺人を嗜むといふ惡い傾向に禍されてゐるのである。例へば、處罰の迅速で的確である刑事司法の典型として認められてゐるイングランドに於ては、一九三四年に殺人率は十萬人につき僅かに〇・六であつた。カナダでは一・二で、イタリーでは二であつた。

アメリカの都市に於ける殺人率の變動は面白いもので、其の際立つた實例はシカゴで、嘗つて極めて惡性なギヤングスターに荒らされてゐた頃には、彼等は平氣で機關銃を浴びせかけ爆彈を投げつけてゐたのだからたまらない。一九二六年には、五一〇件で十萬人につき一六・七の割合だつたが、一九三五年には急に三五一件に減じて率は九・四に下つたのである。去年の上九ケ月には僅か一六二件の殺人が報ぜられた。

更らに一層目立つのは自動車工業で有名なデトロイトのレコードで、一九二六年には三二七件で、率は二五・三であつたが、一九三五年には急に減つて一〇五件となり率は五・六にちゞまつたのである。

ホフマン博士によれば、合衆國で殺人の多いのは人種問題の面倒な南部で、最もひどいのはメキシコ灣に沿つたルイジアナのシユリーブポートで、こんな小さな町で、一九三五年には五〇件の殺人で、勿驚率は六一・七になつてゐるのである。

殺人率は大體に於て低くなつたのだが、青年の殺人犯人は增加する傾向が見えるのである。去年の末の事だが、ニユウ・ヨークのシン・シン・プリズンのデツス・ハウス（死刑執行室）には二十三人の既決殺人犯人が電氣椅子までの「最後の旅程」を辿るべく順番のくるのを待つてゐたが、其內の九人は二十一歳以下であつた。

合衆國中のプリズンには、他にも多くの青年が殺人罪で拘禁されてゐるが、去年の上九ケ月に逮捕された二十一歳以下のもの五萬九千九百五十四人の內で、五百二十六人は殺人罪の嫌疑のあるものである。合衆國政府司法省捜査局長エドガー・フーバーは、合衆國に於ける犯人の總數を三百五十萬と見積り、一九三六年の上九ケ月に逮捕されたものの各百人中の十七人は二十一歳以下のものであると共報告書に記してゐる。一九三五年と其前の四年間は、逮捕せられたものの內、他の年齢のものに比べて十九歳のものが、比較にならぬ程多かつたのである。しかし、一九三六年になつては、十九歳のものに代つて二十一歳のものが一番多く、次いで二十二歳、二十三歳といふ順序になつてゐるのである。これは、一九三五年以前の十九歳のグループが依然犯罪をつゞけて再犯者になつてゐるためか、防犯の協同作業が效を奏したによるか、はた、經濟狀況の改善によるものか、フーバー氏にもはつきりしたことは決しかねてゐるのである。

とにもかくにも、數字の上でマーダー・レート（殺人率）が減じてゐるのはたしかで、其原因について專門諸大家は色々思ひ廻らしてゐるが、一要因と思はれてゐるのは、ブートレツグ・ギヤング（酒類密賣團）相互間の繩張爭奪戰によるすさまじい殺傷の長いレコードを有つてゐるプロヒビション（禁酒法）の廢止と、他の一つは、產業市場の景氣の恢復してきた結果だとされてゐる。

合衆國政府司法省捜査局長フーバー氏は、其報告書に於て、右につき氏の喜ばしい徵候とする所のものを次のように

(一) 合衆國政府（フエデラル）、州政府（ステート）、並びに地方自治體（ローカル）の檢察機關

の能率の向上したること
(二) 禁酒法施行時代に跋扈せるギャングの解體したること
(三) 多數の誘拐畧取犯人 (kidnaper)、暴力脅喝犯人 (extortionist) 及び銀行强盜犯人 (bank robber) の迅速に逮捕處罰さるゝこと
(四) 惡性犯人に對して輿論の硬化すると共に、嘗つては犯人をして處罰を免かるゝことを容易ならしめし裁判手續遲滯の弊を除くに努力しつゝあること
等四つの項目に要約してゐる。

Liberary Digest, December 12, 1936.

ソビエト・ロシヤの犯罪減少

最近、ソビエト・聯合共和國に於ける犯罪防止の機關たる「科學的刑事政策調査研究所」(Scientific Research Institute of Criminal Policy) の副所長たるシユリアポチニコブ氏によつて擧げられた主要項目の中には、一般大衆の生活改善、文化施設の增進、失業の絶滅、及び、農村に於ける生活標準の向上等が數へられてゐる。この事は統計によつて證據立てられてゐるのである。

一九三三年の上半期の RSFSR 共和國に於ける犯罪件數を代表するものとして一〇〇パーセントと假定すると、同年の後半期のパーセントは九三・一に減じたのである。一九三四年の終りには六九・九となり、一九三五年の上半期には六〇・七となつたのである。この減少はソビエト・ユニオンの他の共和國の代表的なものである。

一番件數の多い財産犯は、一九三五年の上半期に於ては、一九三三年の同期に比較して六一・四パーセントの減少を見たのである。

少年犯罪の主たる原因は、家庭を失つたこと、放棄、成年者の使嗾、及び、ギャングへの加入等である。家無し兒及び兒女放棄の絶滅に關する處分、及び、少年犯罪防止處分に關する一九三五年四月七日の法律は、少年犯罪の減少に於て重要な役割を演じてゐるのである。

矯正勞働所の組織は、健全なる社會的生活に少年を更生せしめんとするソビエトの刑事政策を有效ならしむる上に於て極めて重要なる任務を有つてゐるものである。

(一九三六年五月一日のモスカウ・ニュスより)

Journal of Criminal Law and Criminology, December, 1935.

資料

イタリヤ「行刑改革に關する規定」

一九三一年のイタリア刑法と行刑法（詳しくは保安處分並に行刑法）とは種々の點で新しき刑事政策上の要求を立法化せるものとして有名であるが、其の最も著しきものを擧げるならば次の如くである。即ち總ての受刑者に作業義務を負擔せしめた（未決拘留者と雖も拘禁費用支拂ひの不能なる者は作業に就かねばならぬ）こと、拘禁費用を國庫に支拂はしむること、罰金金庫を設置せること、保安處分を實施せること、犯罪被害者に對する損害賠償方法を考慮せること、行刑監督裁判官を創設せること、保護委員會が作られたることの諸點之であり、何れも刑政家の注意を喚起して居るものである。イタリヤは更に其の行刑法の效果を發揮せしむ可く、翌一九三二年五月九日の法令第五四七號を以て「行刑改革に關する規定 Disposizioni sulla riforma penitenziaria (Legge maggio 1932. N. 547)」を發布して居る。定むる所は五箇條で作業の分賦罰金金庫保護委員會に關するものであるが、私は特に此の中に於ける作業の規定に注目をしたい。之は純然たる官用主義の採用であつて然も其の最高の形式でありかくすることにより受刑者が作業賃金を以て拘禁費用を支拂ふ可きものとする立て前も生きて來るのである。之によつて今やイタリヤの刑務作業は民業との關係に於ても作業の分賦に於ても將又職業の訓練に於ても滿足なる成績を收めて居るとのことである。(Gunnar Dybwad, Theorie und Praxis des fascistischen Strafvollzugs, 1934, S.40 ff.) 今玆に譯出せるものは此の一九三二年「改革に關する規定」全五箇條でデイブツッド前揭書に獨譯せられたものから更に飜譯したのである。

第一條

刑務所並に行政的保安處分 Verwaltungs-Sicherungsmassnahmen の爲の收容所に於ける收容者は公的行政官廳 öffentlichen Verwaltungen の需用に對して勞働す。之等の官廳は每年總理大臣に依りて決定せられたる限度內に於て其の需用の一部を刑務所作業當局に Strafanstaltsarbeitsbetrieben に註文するの義務を有す。

第二條

司法省に一の委員會を置く。本委員會は保安處分收容所刑務所管理局長 Generaldirektor für die Sicherungs-und Strafanstalten（我が國の行刑局長に相當す—譯者註）を委員長とし內務・陸軍・海軍・航空並に、遞信省の代表者各一名、大藏省の代表者二名及び勞働省 Korporationenministerium の代表者二名を以て構成す。

委員會の書記は保安處分收容所・刑務所管理局に於ける作業課長 Leiter der Abteilung für Gefangenenarbeit とす。

委員會は各所に對し課す可き作業の種類並に勞働賃金を決定す。

本委員會は監獄法規 Gefängnisreglement の規定する場合に於ては例外的に前項の規定に從はざること得。

第三條

司法省は現在の刑務所管理の狀況を監督し、現在の刑務所に對し如何なる變更、新規定並に改善が可能なりや、又、新刑法典の規定に從ふときは刑罰並行政處分の執行の爲如何なる新建築を必要とするやの點を確認する爲の檢査を行ふ可し。

第四條

保安處分收容所・刑務所管理局に罰金金庫 Strafkasse を置く。罰金金庫は法人格を有し mit juristischer Person 會計法 Staatsrechnungswesen の原則に基き管理せらる。但し監獄法規の中に於て司法省に依り決定せらる可き詳細なる規定に付ては此の限に在らず。

豫算案、會計年度中に於ける臨時の變更及び貸借對照表 Bilanz は大藏省との一致に依る確認を受くるものとす。

豫算案及び貸借對照表は司法省豫算の附錄若くは行政機關の一般決算の附錄に於て公示せらるゝことを要す。

罰金金庫の事務は、貸付並に預金金庫及び保險事務管理局 Generaldirektion der Darlehns- und Depositenkasse und der Versicherungsanstalten 之を

處理す。本管理局に於ては、此の制度に適用せらるゝ當座勘定 Kontokorrent-Konto に關する規定に基き之に相應する當座勘定を設定す。

本當座勘定の處理方法に關しては刑務所會計事務章稅 Ordnung für das Gefängnis-Rechnungswesen の中に於て更に詳細の規定を爲す。

第五條

本法實施後三年以內の期間に於て、公立救護院並に慈善院 öffentlichen Unterstützungs- und Wohltätigkeits-Anstalten 及び刑務所收容者其の家族又は釋放者の保護を目的とする遺贈 Vermächtnisse を管理する團體の定款は、此の遺贈より生ずる利益の分配を、保護委員會 Fürsorgeräte の目的と調和せしむる爲に改正せらるゝことを要す。

現行諸規定の改正に就ては、關係官廳に於て其の改革案を提出したる上勅令に依り裁可せらる。但し此の遺贈が公立救護院及び慈善院若くは團體に依りて管理せらるゝに從ひ、內務省、司法省又は文部省之を提案するものとす。

前項の提議は、また保護委員會に依りても發議せらるゝことを得。但し此の場合に在りては關係官廳の意見を徵することを必要とす。若し意見を徵せられたる官廳にして本提議の送達後三十日以內に於て何等の決定を爲さざるときは、直に同意ありたるものと見做す。

司法省行刑局監修 行刑法規輯纂

第一回加除訂正出來

一、昭和八年六月ヨリ昭和十一年十一月迄ノ監獄關係法令類ヲ加除訂正ス

二、六百頁

三、分讓實費豫定 一圓九十錢

四、御申込ハ個人ニシテ現ニ昭和拾年刊行「司法省行刑局監修行刑法規輯纂」御持參ノ方ニ限ル

刑務協會

新刊紹介

□**國際刑法並刑務委員會編「刑法並行刑事情彙集」**（一九三六年）（Recueil de document en matière pénale et pénitentiare, Vol.V, 1936）

恐らく本卷が一九三六年の最終刊と成るのであらうか。此の一年を通じて本委員會が國際的に活躍せるものは二つあつた。一は外國人釋放者の本國送還問題に關する研究であり、二は國際刑事統計作製の實行案であつた。共に本委員會の仕事としては極めて應しいものであると共に其の文化的價値も高いものと言はなければならぬ。本書の中には其の事情が詳述してある(p. 480 et suiv.)。各國委員の報告中注目す可きものは、リトアニアの行刑法の完成である。リトアニア新法の根幹と成つたものは例の「受刑者處遇に關する基準原則 l'Ensemble de règles pour le traitement des prisonniers」と一昨年のベルリン會議の思想（刑務委員會に關することならん）との二つであると言ふことである。保安處分を採用したこと、刑務委員會を各刑務所毎に設けて之に廣汎なる監督權を與へて居ること、受刑者に休暇を許したこと、作業の經營を官司業のみの範圍に止めたこと、特に農業を重要視したこと等の點に特色がある。具體的なことは不明であるが、「基準原則」を採用した以上、大陸諸國に散見する反動思想は乘ずる餘地が無いであらう。其の他の報告としては、ドイツの自由刑執行指揮法規の統一改正、英國の保護監察新制度、イタリヤの復權制度、ルーマニヤの新刑法及び刑事訴訟法等の記事がある。卷末は例により一年間に於ける各國立法事情一覽表に成つて居る。

（二二四頁　ベルヌ發行）（中尾）

□**一九三五年度ホワード協會年報**（Annual Report of the Howard League for Penal Reform for the year 1935-1936）

新刊として紹介するには餘りに小冊子であつて、殆ど新刊の名に値しないのであるが（全部で十二頁）、其の歷史と而して人道主義的熱意に於て世の尊敬を受けて居るホワード協會の年報に關心を持つことは必ずしも無用ではあるまい。一九三五年度に於ては、英國内では特別な刑事立法は無かつたが、國民一般の刑事政策に對する關心は漸次高まり、特に少年犯罪の增加が之を强く刺戟して居る由。此の少年犯罪增加の結果、一般は少年審判所を支配するセンチメンタリズムを攻擊し、裁判の硬化を要求することが强かつたがホワード協會は種々の角度から之を批評して反動的輿論を抑へ、公正妥當なる審判所改革の意見を提出した。英國は今一つ、卽決裁判 Summary jurisdiction 及び其の附屬の保護監察委員會の形式化無力化を改善する必要に迫られ委員會から數多の改善意見が出されたが、執行猶豫の言渡しと共に保護監察に附せられた者は、書類上有罪として處理す可しと言ふ意見丈けには本協會は强硬なる態度を以て反對する氣配を見せて居る（p.4 et s.）本年度に於ける協會員の刑務所感化院等の視察訪問は、ワームウッド・スクラッブス Wormwood Scrubs 外十三箇所であるが、之に基いて種々なる改善要求を内務當局に提出して居る。婦女受刑者、少年受刑者を田舍の刑務所へ送ること、ペントンヴイール Pentonville 刑務所を廢止することの外、食糧、被服、洗濯、看讀許可方法、衞生狀態の改善等。而して淸潔保持と衞生改善とに付ては特に當局者を動かしたと言つて滿足の意を表して居る。地方的には、死刑廢止協會と共に新會員と資金との募集に努め盛に宣傳を行つた樣である。本年度の新會員は九八人であつたとか。資金難は依然として本協會を去らない。（一九三六年ロンドン發行）（中尾）

□**司法資料（第二百十八號）「新獨逸刑法に對する國民社會主義的綱領」（第一部）**

小林高記氏の譯に係るもの。僅々五十頁に足らざる少冊子であるが、ナチ刑法の動向に留意するものの必ず一本を備ふべきもの。「ドイツ新刑法は國民の爲に作られ、國民の精神より創造せられたる國民法であらねばならぬ」といふものを綱領の第一とし、三十八個の綱領が揭げられ、それの各々に諤々たる「理由」が付せられてゐる。その綱領のうちの多くは既に紹介され批判されてゐるが、この種の邦譯を得て問題の生々しい原本に觸れた感のするのは敢て筆者ばかりではあるまい。（小川）

□**カナダ「行刑年報」一九三六年**（Annual Report of the Superintendent of Penitentiaries for the fiscal year ended March 31, 1936. Dominion of Canada）

これは一九三五年四月一日より一九三六年三月三十一日に至る會計年度内におけるカナダの七つの刑務所（Penitentiary）に關する報告である。收容人員の異動、國籍、飲酒の狀態、婚姻の狀態、人種、刑期、年齡、宗教、前科經費などにつき要領のよい表が收められてゐる。そしてキングストン外六つの監獄の概況が描かれてゐる。わが國の行刑統計年報などに比べれば、勿論僅々四十頁のものであるから、資料としての内容の豐富さは求め難いのであるが刑務所の狀況が俗耳にも入り易く、しかも要點を失はずに書かれてゐる點は將來わが國でも此の種の報告作成上參考とさるべきところであらう。書かれてゐるところはわが國のそれと比して特に參考となるべき點はない。職員の數が增加する一方收容者の數は減少して、收容者一人當りの經費が增して行く傾向があるといふところなど一寸面白いことは思ふけれど。が、最も興味深く感ずるのは、セント・ヴインセント・ド・パウル刑務所の所長ピウスといふ人が、一九三五年あのベルリンの國際刑務會議に派遣されて、その報告とその途次視察した英、佛、白の行刑狀況の報告とを卷末に載せてゐることである。其の記述も極めて要領を得たものである。（小川）

□**イエリネク**「法・不法及刑罰の社會倫理的意義」
（大森英太郎氏譯）

大森英太郎氏が舊譯「イエリネク・法の社會倫理的意義」（大畑書店）に「全部的改訂を加へ」再び世に贈らんとせらるゝものである。本書の價値については今更呶々するを要しまい。その結論は如何樣にもあれ、犯罪現象を見究めようとするものにとつては看過し得ない一古典である。本書の認識を新たにする意味に於て筆者にとつて興味深く思はれる二・三を抜き書きしよう。「若し人間が個人として完全に探究せられるとしたならば、心理學は精神科學全體に於て中樞的・支配的地位を得るの資格があるであらう。しかしながら個人は孰れも國家的に、國民的に、宗教的に、經濟的に、歷史的に、一言を以てすれば社會的に條件づけられてゐるものである。從つて心理學の上に更に個人の共同生活から發展する過程をその對象とする他の科學が現れる。」（二一頁）「社會科學はかくして個人が『我』としてでなく唯原子として現はれるに過ぎないところの諸問題を取扱ふのみである。心理學には個性が解明せらるべき最高の對象として與へられてゐるが、社會科學は之に對しては全く無關心である。血球は顯微鏡下では他と區別せられる獨立の形像として現れるが、しかし血液の循環運動に於てはそれは幾萬億ともなき同じ形の區別なき液體として現はれるやうに、社會研究者の眼にも凡ゆる個人生活は人類生活の中に解消する。」（二三頁）「自然哲學が引力と抗力とから物質の世界を生ぜしめる樣に、社會科學は利己心と利他心とから社會を構成する。」（三一頁）「意志の自由といふよりも寧ろ意志の狂暴をいうてゐる此の理論（意志の自由を意志の絕對的恣意となす說）に止めを刺したのは、道德統計學の偉大な業績である。假令統計學は今日に至るも尙ほ、その確立せる數字が恒常性を有する理由に就いて何等かの普通妥當的說明を與へ得るまでには至つてゐないにせよ、……しかし人間の諸行爲を計算する科學は既に不朽の一成果を提供した。」（八一頁）等々、兎も角もかゝる名著の邦譯を、しかも安價に入手し得るやうになつたことは一つの喜びである。（岩波書店發行定價二十錢）
（小川）

□**ブレーク　マツケルヴエー著「アメリカ行刑史」**
（Blake McKelvey; American Prisons, The University of Chicago Press, Chicago, Illinois, 1936）

著者は行刑學者ではなくて社會史の專攻家、哲學博士である。本書は "The Social Service Monographs" なる叢書（シカゴ大學出版）の一つを成し、同じく社會史家 Arthur Meier Schlesinger 教授の指導下にハーバード大學に於て企圖せられたるもので、米國各種圖書館、行刑當局、其他多數の學者に就き蒐集したる極めて多くの貴重な資料に基きて著述せらるゝに至つたものである。

書名を題して "American Prisons" と稱するも其の内容は一九一五年以前の約一世紀半に及ぶ新國家、米國（アメリカ）の行刑史そのものである。

著者は特に社會學的な立場に於て米國監獄の發達過程を眺め、之を數個の階段に分ちて各時代の特色を把握し、其の思想的宗教的政治的經濟的乃至社會的諸事情の行刑への交涉影響の跡を明らかにして、其處に各時代時代の罪囚改善の理論や其の制度的技術並に監獄管理等に關する事項の發達改廢變遷の經過を追究し、眞摯な學問的態度に於て忠實に米國（アメリカ）行刑史を概說してゐる。

然し行刑學を學ぶ者にとつては著者が本來行刑學者ではないだけに行刑學上重要視すべき事項の取扱につき比較的簡述に過ぎるやうな點もあり一抹の物足らなさを感ぜしめないでもないのは著者は社會史的に行刑史を取扱つたゝめであらうか。

吾々は本書に依り米國行刑史は實に監獄改良家や乃至は社會事業家の勞作の記錄であつたことを窺ひ得ると共に世界行刑史上劃期的な彼のペンシルバニヤ制やオーバーン制や將又囚人自治制を創始して世界の行刑事業に寄與することの少くなかつた米國行刑の動向を理解し得るであらう。

本文十章、二三三頁より成り、各章の末尾には多數の參考書目を揭げて行刑史研究者の便をはかつてゐる。
（小野崎）

御下賜金傳達式情況

梅薫る十一日紀元の佳節に當り、畏き邊りでは全國の司法保護事業盲唖事業、優良社會事業、海員救濟事業等七百九十八團體に對し事業奬勵の御思召により御内帑金御下賜の畏き御沙汰あり、司法省では十一日午前鹽野司法大臣は宮内省に出頭、御下賜金を拜受し、午後一時三十分司法大臣官邸に於て左記次第により都下各團體代表者にそれぞれ傳達、聖恩の宏大に一同感泣したのであつた。尚ほ御内帑金御下賜の光榮に浴した司法省關係の分は二百十一團體である。

式次

一、開會　保護課長
二、御下賜金傳達
三、式辭　司法大臣
四、謝辭　團體代表者
五、閉會の辭

司法大臣　式辭

本日紀元ノ佳節ニ當リマシテ在京司法保護團體ニ對シ謹ミテ御下賜金傳達式ヲ擧行スルコトヲ得マシタコトハ各位ノ御承知光榮トスルトコロデアリマス

畏クモ　皇室ニ於カセラレマシテハ夙ニ司法保護事業ノ發達ニ　御宸念在ラセラレ從來年々巨額ノ御内帑金ヲ優良團體ニ下シ賜ハリマシタコトハ各位ノ御承知ノ通リデアリマスガ本年モ亦有難キ御沙汰ヲ拜シ恐懼措ク能ハザルトコロデアリマス

申スマデモナク司法保護事業ハ罪ヲ犯シ又ハ罪ヲ犯ス虞アル者ヲ保護シ本人ヲシテ再ビ過誤ニ陷ルコトナカラシムルト同時ニ之ニ依リ社會ノ康寧ヲ保持センコトヲ期スルモノデアリマシテ國家ノ刑事政策ノ運用ニ於テ實ニ重要ナル部位ヲ占ムルモノデアリマスガ其ノ使命ノ重要ナルダケ又至ツテ困難ナル事業デアリマス然ルニ此ノ困難ナル事業ガ今日ノ如ク隆昌ノ域ニ達シ著々其ノ效果ヲ顯ハシツツアリマスルコトハ固ヨリ各位ノ熱誠ナル努力ニ因ルコトデアリマスガ併シナガラ皇室ノ厚キ御仁慈ニ職由スルトコロ甚ダ大デアルコトヲ思ヒマシテ感激恐懼ニ堪ヘザル所デアリマス今茲ニ累ネテ　皇室ノ宏大ナル御恩德ニ浴スルノ光榮ヲ荷ヒ各位ハ其ノ責任ノ益々重キヲ加ヘタルコトニ思ヲ致サレ今後一層其ノ成績ヲ擧ゲ聖旨ニ副ヒ奉ル樣精勵セラレンコトヲ切望致ス次第デアリマス

私ハ茲ニ各位ト共ニ斯業ノ爲メニ粉骨碎身益々其ノ力ヲ盡シ以テ　聖恩ニ答ヘ奉ランコトヲ誓ヒマシテ之ヲ以テ式辭ト致シマス

昭和十二年二月十一日

司法大臣　鹽野季彦

「趣味欄」の設置について

來月號から趣味欄が設置されることになりました。從來は俳句の欄だけでしたが、來號からは漢詩、短歌の二欄を加へ、内容、形式ともに一層豐かに充實したものとしてゆきたいと考へて居ります。

各欄の審査は斯界一流の方々に委囑することとなり、左記三氏の御承諾を得ました。三氏は此處に申す迄もなく、斯界に於て一家を成して居られる權威者であります。さうした意味からも本欄はまことに幸福な發足點をもつたと言はなければなりません。

○漢詩欄審査員　雪山川田瑞穗氏
○短歌欄審査員　臼井大翼氏
○俳句欄審査員　鈴木花蓑氏

川田瑞穗氏は山本梅崖、根本通明博士に師事して漢學を、國分青厓氏の門に漢詩を究められ、後に文部省史料編纂員、大東文化學院教授を經て現在早稻田大學に漢詩漢作文の講座を擔當して居られる。號は雪山、漢詩雜誌「昭和詩文」の顧問、「東華」の名譽會員として漢詩復興のため力を盡されてゐる斯界の權威である。

臼井大翼氏は大正六年橋田東聲氏等と共に短歌雜誌「珊瑚礁」を創刊、東聲氏歿後雜誌「覇王樹」を率ゐて歌壇に君臨して居られるが、一方東大獨法卒業後大安生命重役、法政大學講師を歷任され、昭和二年來辯護士事務所を開いて法曹界に活躍されてゐる。歌集「私燭」がある。

鈴木花蓑氏は大正八年以來高濱虛子氏の俳句雜誌「ホトトギス」の同人として令名あまねく、その清新な句風と客觀寫生の澄明な境地は、斯界に重きをなすところである。現在大審院に奉職して居られる。

次頁以下に揭げる「選者の言葉」は、三氏が會員各位のために筆を執られたもの、御熟讀を乞ふと共に、各欄にわたつて今後奮つて御投稿あらんことを御願ひする次第であります。

趣味欄投稿規定

一、締切　毎月十日限（來月號に限り三月十五日）
一、用紙　官私製葉書
一、送先　刑務協會内刑政編輯部宛
一、俳句は當季隨意

（但し投稿の少き場合には休載することあるべし）

刑政第50巻第3号
矯正図書館



詩とは何ぞや

川田瑞穂

紀貫之は古今歌集に序して『花に啼く鶯、水に棲む蛙の聲を聞けば、生きとし生けるもの、いづれか歌をよまざりける』と云ひ、五雜俎には『詩は人心の物に感じて聲を成すものなり。風、樹を拂へば則ち天籟鳴る。水、石に激すれば則ち飛湍咽ぶ。夫れ天地の無心、木石の無情を以てするも、一たび感觸に遇へば、猶ほ自然の音響節奏あり、しかるを況んや人に於てをや』と云ひ、和漢その見を一にせるは、詩歌共に人の心の聲であつて、全く二致なきことを證するものである。

詩は實に性情より發し、少しの虚僞なく、善を善とし悪を悪とし、人をして感奮興起せしむるものであるから、孔子も論語の中で屢々其の重んずべきことを切言し、遂に『詩三百、一言以て之を蔽ふ、曰く思邪無し』と云ふに至つた。因て詩を無邪の教とも名づくるのである。既に無邪の教であるから、その性情を舒暢し、世道を扶植するの具たることは、毫も疑を容れざる所であらう。隨つて詩は單に花鳥風月のみを詠じて消閑の娯樂とすべきものではない。國家の風教を裨益し、社會の治安を維持する點に於て、法律制度と同等の價値と威力とを有するものである。禮記に『禮樂刑政、其の極一なり』と云つてあるのは卽ち其の證で、樂は音樂、古への詩は皆樂器に合せて歌つたもの、取りも直さず詩を指すのである。

今回刑政誌上に詩欄を設けらるゝは其の時と處とを得たるもので、欣快の情に堪へないのであるが、私は勿論詩人又は選者を以て自ら居るものではない。自身も今尚研究中であるから、同志と共に斯道に精進すると云ふ意味に於て、假りに評選の任に當るのである。若し私の評選に誤謬があつたならば、遠慮なく其の理由を申越されたい。私も亦それに對して愚見を述べることがあるかも知れぬ。斯くすることが斯道研究の一助ともならば幸である。



短歌の道について

昭井大空

朝、眼がさめると、社會人としてのつとめが、われわれを待つてゐる。ある者は公署官衙へ、ある者は會社銀行へ、またある者は工場へ、店舗へ、そしてまた、山へ、畑へ、それぞれ、その職場が待つてゐる。

そこでのつとめは、われわれが有つかぎりの強さと正しさと忠實さとを求める。——汗と脂と疲勞——さうした中にわれわれの人生觀照と生甲斐の一日が暮れてゆく。きのふもさうであつた。そして、おそらくは明日も。

それは、われわれの人生に於て、また取り返へすことのできない一日であると共に、自分のたましひの一日でもある。人生の、どの一日でもを、われわれが宜加減なことで送り得ないのも、このたましひの生活を愛しめばこそである。たましひの明日（永い未來をこめて）のために、また、人生の明日のために、自分にとつて大事なものは、いつでもけふの一日である。

人生のこの一日、そこには果して、何があつたか。また、それがどうあつたか。自分のたましひが、何をどううけ入れたか。それを思ふのは、人生とたましひの生活を愛しむからである。水に浮ぶ根無草のやうに、日日をむざむざと流してしまひきれない心、愛しんで愛しみきれない心から生れ出るものが歌である。

心の呼吸といふか、たましひの聲といふか、微塵。濁りのないその内容を言葉に寫したものが歌である。

うれしい時にうれしく、樂しい時には樂しい。あたりまへのことである。哀しい時になげき、腹だたしい時に怒るやうに、人生の日日は、このあたりまへの連鎖であり、喜怒哀樂の四情の裡に繰りひろげられる繪巻である。そしてこれが歌の生れる母胎であると共に、人をも我をもあざむき得ない生一本なたましひのために供へられた、ただ一本のまことの道である。

古來、わが國がらの傳統と共に、世に比類もない特異な文學として、この傳統に培ひながらそれみづから成長し來つたわが國の短歌は、すべて、このたましひの道に咲き出でた優しく靱く輝かしい言葉の華であつた。われわれのたましひは、うれしひにつけ哀しいにつけ、それが純粋であり深刻であればあるほど、内から外への道を求めてやまない。人間のもつ表現本能といふものである。歌ではそれが言葉の道となるが、もともとこれは、たましひの道と一本のものである。

歌を學び、歌を作るといふことは、生活の暇潰しでもなければ、たましひの道草でもない。むしろ、日本民族の精神的傳統を究め、その固有の美質と眞實とを、いやが上にも引き上げ、研ぎ上げてゆくために、それは最後唯一の鍛錬道であるから、その修習はわれわれの義務とも考へられ、歌の如き文學形式を持つことの幸福を思はねばならない。



ごなたも俳句をお作りなさい

花本を著

俳句は誰にでも出來るからお作りなさいと言つて私は常々人に奬めて居ります、日本人は生れながらにして俳句を作る能力を與へられて居る、さういふ天賦の性能を持つて居るのだからして誰にでも俳句は出來るからお作りなさいといふのです、俳句は日本の風物が産んだ傳統的文藝であつて我等の祖先によつて開拓せられた文藝であることは申すまでもない、我等の身體に祖先の血の流れて居ることを思へば同じ環境に生れ同じ環境に育つて來た我等は傳統的に俳句を作る性能を祖先から受繼いで居るといふことが出來ます、日本人の悉くが俳句を作る素質を持つて居るといつていゝのです、だから俳句は誰にでも出來るといふのです。

俳句の特質として十七字の形式と季題を詠み込むことゝこの二つの約束のあることです、然しこれは人爲的に便宜に拵へた規則ではないのです。

十七字の形式は連歌の發句が獨立して成立つたものですけれどもその發祥の源は民族創生の古い昔に根底を發して居るのです、喜怒哀樂の感情の表現が歌の調べとなり後世遂にこの十七字の形式が生れたものであることを思へば傳統的に深い意義の存することがわかりませう。

季題を詠み込むといふことは雪月花その他自然の現象をはじめ春夏秋冬四季の移り變りに伴ふ人事百般の現象を諷詠するといふことです、日本の國は四季の循環が正しく行はれ風光明媚な國であることは他にその比を見ない、この惠まれた環境に生を受けてこれを禮讃し諷詠するといふことは洵に仕合せなことです。

俳句を作るといふことは俳句を通して自己の生活に興味を持つといふことです、この興味に立脚した生活といふものは貴賤貧富老若男女の差別はありません、各々與へられた環境に應じて其に處趣を見出し之を禮讃し之を諷詠するといふのです。

私の家の庭には只一本の梅があります、今年は暖かで寒中から花が咲いてゐます、この頃私はこの一本の梅を眺めて樂しんで居ります。冬から春にかけてこんな句が出來ました。

手髪結ふ下婢の遑や冬の梅
まぶしくて何か恥かし梅日和
梅に浮く雲に心のなしとせず
雀來てをかしくもなし梅の花

『父母を思ふの會』を開く

姫路少年刑務所

昭和十一年十二月二十五日、當所に於ては思出多き大正天皇祭免業日の午後を、有意義に利用せむとて、第一級受刑者五十一名を教誨堂に集合せしめ、「父母を思ふの會」を催した。

當日午後一時、永田所長を初め、教務、戒護、作業及庶務の各課長、並に教育、用度及會計の各主任、何れも列席、先づ楠教務課長より本集會開催の趣旨に付ての懇切なる挨拶があり、次で永田所長よりも熱誠溢るゝ訓示があつて後、いよ〳〵受刑者の感想發表に入つた。

久方振りの集會のことゝて、受刑者達の滿悦の狀況は異常なる謹愼緊張の裡にも隱しきれず、何處となく愉色面上に滿ち、和氣堂に漂つて、まことに朗かな美しい情景を呈してゐた。

やがて春藤戒護課長が、「では只今から皆に感想を述べて貰ふことにする云々」と告知するや、「待つてゐました」と言はぬばかりに、先づ第一九〇番が起ち、そして幼少時代に於ける母の慈愛の一とくさりを述べながら、自づと眼頭に涙を湛へ、鼻聲と變つて來たので、同じ思ひに列座の一同もホロリとなり、話が終つてからも暫時沈默が續く。用度主任の田中看守長が頃合を計つて、「只今の話は大層感動を與へた、今のやうなことは未だ澤山にあるであらうから引續き遠慮なく聽かせるやうに……」と促したので、再び、も一八七番が起ち、その勸告をしたのと、佃作業課長が「一八七番はどうか」と促したとの緊張に返り、第一八七番が起ち、そしてその父母が漆膠まで据ゑて我兒の更生出所を待ちわぶる父母の眞實の慈愛を語り、是れ亦列座の一同をしてその美しい淨らかな眞情に泣かしめた。

斯くして父母を思ふの座談會は、甲より乙に、乙より丙にと順次何等の手數を煩はすことなくして、極めて圓滿靜肅裡に進行し、感想を語りたる受刑者は十八名の多きに達した。此間各收容者は語る者、聽く者孰れも、時に嘘唏し、時に嗚咽し、時に拳を握り、時に顏面朱を注いで、異常なる感激興奮の狀を呈し、悔悟更生の意氣に燃ゆるの懇情と父母の眞劍なる恩愛とに陶醉して、毫も倦厭の狀なく、時の進むを知らざる有樣であつた。

午後四時過ぐる頃、春藤戒護課長は第五六二番の話の了るのを待つて「時間の都合もあるから、まだ話の濟まぬ者は此の次の機會に讓つて貰つて今日は之れにて中止する」旨を宣した。それより收容者一同に對し極めて質素なる茶菓を給與し、滯りなく有意義に祭日の午後を過すことが出來たのは眞に嬉しいことであつた。

因に其の日の挨拶、訓示、及各收容者の述べた感想等の要領を摘錄して左に揭げることにする。

收容者親を思ふ座談會

（十二月二十五日午後一時開會）

出席者

永田所長　楠教務課長
春藤戒護課長　佃作業課長
三喜庶務課長　田中用度主任
泰野會計主任　小井田教育主任
第一級受刑者五十一名

教務課長　開會に先だつて一言申上げます。

年末と言ふと何處の家庭でも多忙なものです。お役所にしても色々と御用があつて大變忙しい時でありますが、斯樣な時に貴重な時間を割いて諸君の爲に今日の集會をお催し下さつた事は全く所長殿のお情けでありまして有難い事と感謝申上ねばなりません。

扨て親は子を思ひ子は親を憶ふと言ふ事は人情の常であつて、皆さんも親を思はない方は一人もない筈で有りますが、平素はついうつかり忘れ勝ちに成り易いものです。然し外に在つて諸君の更生と歸宅の日を一日も早くと待つて居られる親達の心は諸君の身を案じて忘れると言ふ日は有りますまい。殊に普通なれば樂しかる可き新年を迎へる日を目前にして諸君に對する親の思ひは一層深く切ないものがあらうと思ひます。諸君に於ても斯かる時、斯かる場所で靜かに思ひを各自の溫き家庭に馳せる時、親への思慕や懷しき過去の思ひ出が自から湧き來つて感慨無量であらうと思ふので有ります。依つて此の際各人各樣の親に對する思ひ出の浮ぶが儘に有りの儘語り合ひ一層親の慈愛の深き事を感じさせて戴き、而して新しき年を迎へて益々更生の人として親の意を安んずる良き子たる可き事を期する事は、極めて有意義であると思ふので有ります。

其の意味に於て諸君の思ひ出や感想を遠慮なく聽かせて戴き度いので有ります。では是から開會致します。

所長訓示　今日は年末師走の二十五日殊に大正天皇祭の思ひ出多き日に當るのである。今朝收容者に私から話をした樣に此の十二月二十五日と言へば餘す處六日にして本年は去り逝くのである。そして正月を迎へて我々は一つ年を取ると謂ふ大切な時である。今教務課長の言はれた樣に、年末になると何處の家庭でも、商店でも、會社でも、官廳でも非常に忙しいのであつて、之も御互が年の瀨を有意義に送らうと欲する爲である。

人生僅に五十年と昔から言つて居る。して見ると我々人間は此の年の瀨を普通五十回越すことに爲る。尤も中には八

十、九十と謂ふ人もあるが、人生七十古來稀なりと謂つて、我々一億に近い國民の中でも極く僅少の人が長生をすることに爲る、それも精々七十年、八十年が關の山である。此の比較的長命だと言はれて居る人生の七十年、八十年と謂ふものでも之を天地開闢以來悠久無限の年月に比較すれば、我々の世の中に於ける生存は、ほんの一瞬時に過ぎない。從つて我我は如何にして此の一瞬時にも過ぎない僅かな人生を最も有意義に送らうかと考へなければならぬのである。一同は未だ私の謂ふ人生五十年が左程に短かいものだとは考へて居らないであらう、否寧ろ五十年と謂へば相當に永いものゝやうに考へて居るであらう。併しそれは待つて居る間のことで偖其の五十年が經つて見ると早いもので、實際それはほんの一瞬時に過ぎないのである。其處に吾々が何うすれば生甲斐のある暮し方をすることが出來るかと言ふことを考へる必要があるのである。皆は五十、六十迄は隨分永いと思ふに違ひない、私も皆の樣な年頃もあつたが何時の間にか五十を越すの年になつてしまつた。軍隊にも入り相當の困苦窮乏を味はつたこともあるが、其の頃の事などつい先頃の樣に思はれるが、實はそれはもう三十年の昔である。實に人生は自動車に乘つて疾走する樣なものであると考へて宜しい。永い樣で短い此人生に皆は一日も早く目醒めなければならない、そして短かい人生なるが故に一日と雖も無意義に過してはならない。吾人間は世の中に生れ出た以上、人として必ず何等かの使命のあることを辨へねばならぬ、無用のものは天は決して造らぬ。であるから吾々は先づ何の必要があつて世の中に生れて來たかと謂ふことを考へねばならない、人の嫌ふあの蝮や蚤でさへも、それ〴〵の使命があるのである。勿論人間には他の動物植物以上に重大な使命即ち役割を持て居るに相違ないのである。

偖其の役割と謂ふのは何であるか、即ち國家の爲、社會の爲、人の爲に多少とも裨益すると謂ふのが吾々人間の役割である。人に害を加へやうが迷惑を掛けやうが自分さへ滿足すれば、それでよいと考へるやうでは、未だ人間の役割を知らないのである。天地は永遠にして何億年續くか限りない、其の中に僅か一寸の間しか出て居らない人間が、なんで世の中の邪魔をする必要があらう。多少とも世の中の爲に働き世を利し人を富まし、出來得べくんば立派な人としての歷史を遺し、人としての存在を有意義ならしむると謂ふ役割に向つて渾身の努力を拂つてこそ、初めて人としての役割を果したことになるのである。國家社會に於ては其の役割を全うさせる爲に凡ゆる設備が施されて居る。子供が生れると小學校に入れ、道德を敎へ、智識を磨き、體育を奬勵し年を取るに隨ひ世の中の事が判るやう敎へ導き、そして立派な人間として國家社會の爲働き得るやう、人としての役割を果す樣に仕向けて吳れてゐる。そして此等の指導に當つて吳れるのが父母、親族又は師である。

就中誰が一番眞劍に子供の事を思ひ將來を考へつゝ導いて下さるかと言へば、父母を除いては他に眞劍に思つて下さる者は無いと言つて差支ない。本當に思つて下さるのは父母以外にはない。斯う言ふと我々職員の者は一同に對し、眞劍さを有たない樣に聞えるが、我々とても其眞劍さには毫も變りはないのであるが、唯皆の父母の眞劍さには到底及ばないこと丈けは事實であると想ふ。其れ程親は子を思つて下さるのである。子にして若し親心の萬分の一なりとも親を思つたならば、其の子は必ず孝子として表彰せられ、親孝行と言はれるのであつて、此點親の方が非常に割が惡るい。併し親は世間から褒められるから又は表彰されるからと言ふので子を思ふのではない、其の樣な功利的な考へは毛頭無い。誰れが何と謂はうと、如何しようと子の可愛さに堪えられないのだ。身も心も子供の爲には投げ出して毫も悔みない心境に在るのだ、誠に有り難く貴いのは親の恩愛である。

私が函館刑務所長時代であつたが、函館市に大火があつた事は皆も聞いて知つて居ることゝ思ふ、其の時死者約二千を算するの大慘事と爲つたのだが、私が實見したのに次のやうな燒死體のあつたのには思はず涙を誘はれた。それは女性の黑焦になつた死體の下に生々しい二、三歲位の子供が抱かれて居たのだ。勿論子供も死んで居たが、之れは其の母なる女性が身を以て吾愛兒を救はんとしたものであることは誠に明かで、我身を捨てゝ子を思ふ親の愛情、實に尊く有難いものはないと、私はつく〴〵と感動させられた。

先の先迄考へて吳れ、學校に入いれば他の子に劣らない樣に服裝は、辨當はと夜も眠らず彼れ此れと心配して下さる親の心、憶ひ出すことに勿體なく自然と頭が垂れて來る。皆は其の樣に有難い尊い親に養育して貰ひ乍ら間違を起し斯樣な處に來てゐるが、併し親はそれでも決して皆を捨てゝは居られない。「片輪ノ子程可愛イ親心」と言ふ昔の諺にもある如く、親は惡い子程可愛いものである。

皆も刑務所に收容されて諸先生方から色々と有益な敎誨やら訓話など聞かされて今では熟れも少しは親の事を考へるやうに爲つたことゝ想ふ。今日は皆が過去に於て兩親、父でも母でも宜しいが親の膝下に在つた當時の事を色々と思ひ出して之を回想し、十分に人の子として眼覺めて貰ふよう、そして來年からは子としての役割、人としての役割を充分に果して親を安心させると共に尙一層親を思ふ念を增して欲しいと考へて此會を催した

次第である。先に教務課長からも話のあつた様に皆遠慮なく話すやうにして貰ひ度い。又不幸にして親のない者は其の親を憶ひ出して何なりとも構はないから固くならず、極めて平氣に打解けた氣持で話し合つて貰ひ度い。

戒護課長　では只今から皆に感想を述べて貰ふことにするが、其の時には皆必ず自分の稱呼番號と年齡を明瞭に言つてから話をするようにしなさい。

一九〇番（二十二歳）　本日は親を思ふと謂ふ誠に意義ある會を、お開き下さいまして私達の非常に感謝する處で有ります。就きましては僭越ですが、私の母に對する所感を一端述べさせて戴きます。

丁度正月であつたと思ひますが、私が大勢の友達と一緒に立派な晴着を着て嬉しく遊んで居りました。すると私も未だ子供の時で御座いましたので、惡戲が過ぎたのか何うしたはずみか、此母の慈愛の籠つた綺麗な晴着をひどく引裂きました。さあもう恐ろしくて家に歸れません、しく〳〵泣いて居りました。すると其時私を家に連れて歸つて下さつたのは誰あらう、それは慈愛深い母でありました。母は怒りの言葉一つも漏さず他の綺麗な着物に着換へさして下さいまして戴き乍ら現今の境遇、其の時其の心を忘れなかつたならば是迄此の様に、母に精神的苦痛を與へなかつたものをと涙乍らに母の愛を感謝致しました。此の現在の自分の惡い黒い心、之を溫い涙で晒して下さるのは誰あらう、唯慈母あるのみである。今後の我々は唯更生の一路ある而已と私は信じ、皆さんと共に努力したいと思ひます。

用度主任　今の話は大變宜ろしい、あの様な事は澤山あると思ふからもつと話して貰ひ度い。

作業課長　一八七番はどうだ何か思ふ事はないか。

一八七番（二十三歳）　では私も一言述べさせて戴きます。

私は、幼少の頃より何不自由なく溫い父母の手に養育せられましたが、自分の不心得より今の境遇に陷りました。受刑の身となりましてから三年になりますが、親の愛は何時迄も變りなく親不孝者の私の身上を痛く案じ下され、毎日一日も缺かした事なく蔭膳を据ゑて私の更生出所を待詫びて居るといふ事を聞かされます。私は其の度に過去の罪の恐ろしさを感じ、今更親の愛の眞實なる事を涙と共に感謝せずには居られません。慈愛深い親に對し心からなる謝罪の意を以て更生の途を辿り度いと思ひます。

一二五番（二十二歳）　今日の親を思ふの會に私も思ひ出の一端を述べさせて貰ひます。

私は、或女の爲に犯罪を犯しましたが、其の事件前に其の事に就いて母と非常に爭論致しました。遂に受刑の境遇に遭ひ當所に收容せられる様になりましたが、當時兩親の心配は如何程で御座いましたでせう……親の心も知らず罪を犯せし自分の心中……字一つ知らない母が近所の人に字を聽き手紙を出して下さるその心、其の眞心、それからも態々姫路迄尋ねて面會に來て下さる親心、私の様な親不孝者にでも何と良い母で御座いませう……其の時の母の面といひ、身體といひ、非常に痩せ衰へ窶れた姿……私は思はず涙ぐみました。其の時始めて自分の過去に於ける罪の恐ろしさが、心の底から湧出でました。何といふ犯罪は恐ろしいものであらう、今自分は斯うして母と合す顏が有りませうか、實に親の愛程偉大なものはありません。天下廣しと雖も親の慈愛程眞實誠心の籠つたものはないと、心から感謝致しました。其れからといふものは一層更生に努力して居ります。

五九四番（二十一歳）　私は、幼くして母に生別しまして母を實母とのみ信じ、永く御世話になりました。併し繼母と雖も實母と變る處なく慈悲深い母で非常に私を可愛がつて下さいました。そうして何時もの様に學校から歸つてみると、母の姿が見えませんん。私は心配して叔父さんに尋ねると怪我をして病院へ行つたといふ事を聞き、私の幼ない動悸は高なり、無我夢中で家を飛出し當もなく大阪市中の病院を探しましたが判りません。さうする中に雨は降つて來るし、空腹を感じ苦しい思ひを仕乍ら彷徨する中、親切な婦人に遭ひ病院に連れて行つて下さいました。私の喜びは一通りでは御座いませんでした。併し母は泣き乍ら私を叱る様にして追返しました。今度は母は幼い妹を背負ひ車を持つて行きました。其の後姿を見た私は、思はず子を思ふ親の心に有難く感謝致しました。何といふ親は有難いものであつて其の母は良い母だつたと心から御慕ひし感謝致しました。皆さんも左様信じて下さる事と私は思ひます。

五〇〇番（二十一歳）　私も母親について一言述させて戴きます。

私の家庭は人力車の販賣をして居りました。父亡き後の母は子供を勉强させ立派な人間にしたい一心より、身體の弱いのも厭はず、一生懸命に働いて下さつて居りました。丁度私が十四、五歳の時で御座いました。學期末の試驗前で勉强の最中、病院から人力車の註文が御座いましたが判りません。さうする中に雨は降つて來るし、空腹を感じ苦しい思ひを仕乍ら彷徨する中、親切な婦人に遭ひ病院に連れて行つて下さいました。私の喜びは一通りでは御座いませんでした。併し母は泣き乍ら私を叱る様にして追返しました。今度は母は幼い妹を背負ひ車を持つて行きました。其の後姿を見た私は、思はず子を思ふ親の心に有難く感謝致しました。何といふ親は有難いもので

あらう……併し私の心得違ひから折角の母の心盡しも顧みず、家出をしてしまひました。それが抑々私が現在の境遇に陷つた原因で御座います。併し母は何處迄も慈愛深う御座いました。親不孝者の私、其の上前科者の汚名迄貰つた此の私に、遠方より態々面會に來て涙乍らに諭し、亡き父に對し申譯ないと泣悲み、決して母はお前を恨みはしない眞人間になつて歸つて吳れ、一家の者はお前の歸りを快よく迎へて遣ると言はれる其の母の心情……。眞實の親でなければ得られぬ之が尊い母性愛といふので御座いませう……。私は當所に收容せられてからもそれを思ふ毎に、又事を引く度に母の後姿を憶ひ泛べて感謝し、現在の自分を恥ぢずには居られません。實に親の愛程實眞なものはないと思ひました。

戒護課長　今迄禮儀母の事に付いて色色と話しがあつたが、今日は父母を思ふの會であるから父親の事も少しはあると思ふから話して貰ひ度い。

三一六番（二十一歳）　私は父親について一言申述べさせて戴きます。

私は、不幸にして父の死に目にも遭ふ事の出來ない不幸者で御座いました。丁度私が此處へ收容されましてから後、確か昭和九年三月三十一日だつたと思ひます、父の死にました通知が來たことを、先生から敎へて戴きました。嗚呼何といふ親不孝者で御座いませう、それからといふものは自分の過去に犯せし罪の恐ろしさが判り毎日反省致して居ります。それから母が面會に來て下さいまして、父はお前の顏を見る迄は石に齧り附いても死なない、死んでも死に切れぬと言つて死にましたさうです。色々と心配を掛け迷惑を掛けた私の樣な者でも其れ程迄に思つて下さる親の心、母はもうお前を賴りにする他はないのだ、しつかり眞面目に勤めて歸れと涙を流し言はれた其の言葉……、それから幾日か經つと今度は兄が面會に來て吳れました。今の自分は母親一人を賴りに更生に努力してゐるのに、之又意外なる言葉、母は非常に衰弱し明日をも知れぬといふ有樣、現在自分は母一人を賴りに母も亦私を賴りにして居るのにも拘らず今の便り、自分は母なくして何の希望があらう、母あつてこそ希望があり、又辿るべき途を求むる事が出來るのである。現在の私は唯母の健全を祈り、更生に努力して居るのみであります。

四九五番（二十二歳）　今日は親を思ふといふ會をお開き下さいまして、私も思ひ出の一端を述べさせて戴きます。

私が未だ小學五、六年の頃だつたと思ひます。友達と一緒に川へ蟹取に行きました時の事でした。丁度向ふに大きな蟹が居りましたので、私は丸太に乘つて行かうとしました。すると丸太は覆り私は將に溺死せんとして意識不明に陷りました。何と親の慈愛に感謝せずには居られ

ません。今度意識が回復しますると、それは尊い母樣の前では御座いませんか。心配氣な面持で私を見守つて居て下さいました。私が蘇生したのを見ると、母は非常に喜び、嬉し涙を流し、之もお大師樣の御加護と喜んで下さいました。併しそれもありませうが、私は唯之は尊い母性愛に外ならないと固く固く信じます。有難い親の心も考へず斯うした現在の私、それにも拘らず、母は老いたる身を以て字も書けない母が手習迄して手紙を出して下さる其の心……、嗚呼寸秒も忘れた事のない親の愛、世の中に於て之程有難いものは又と御座いませうか……、私はつく〴〵と感謝しました。之を思ふと私は、もう母の爲一歩も速く更生の途を辿り母を安心させたい心が一杯で御座います。

三九番（二十歳）　私は、生れ故郷が違ひますので言葉が判り難いかと思ひますが御許し下さい。

世の中では親は子を思ひ、子は親を憶ふといふが、私はそんな事があるものかと思つて親の事等思つた事もなければ考へた事も御座いませんでした。其の後昭和九年六月頃と思ひます、海山越えて判らぬ言葉に不自由をしながら、面會に來て下さいました。親の心、私は此の親の慈悲深いのには、心からなる感謝を致しました。何時も有難く思ひます。是れからは、石に齧り附いても眞人間になり、親を安心させる事を誓ひ、每日更生に努力して居ります。

六九七番（二十一歳）　本日の會を感謝致します。私は、斯うした大勢の前で話をさして戴くのは始めてで御座いますので、要領を得ませんが御判斷を願ひます。

私の母は非常に慈愛深い母で、未だ私が幼い頃、泣きますと直ぐ、背負つて鎭守の森や、方々を步き廻つて下され、實に良い母で御座いました。何時も感謝致

して居ります。之に引換へ、之は私の隣の人ですが、私の母と性格を全く異にした方で、何彼と直ぐ子供を叱る人でした。之を思ふと私の母は何と慈悲深い母なので御座いませう……。

皆様も御承知のあの西條八十氏の詩の中に、

世界で一番よい處は何處ですか
それは花のパリーでせう
いゝえ〳〵もつと近くです
それは月のヴェニスでせう
いゝえ〳〵もつと近くです
それは櫻の東京でせう
いゝえ〳〵もつと近くです
それはあなたのお家でせう
それはお母さんのお膝です
いつも〳〵溫いお膝です

さうです私もつく〴〵と、親の眞實の愛に有難く感謝しました。

五九三番（二十一歳）　私も思出の一端を述べさせて戴きます。

私は、幼時不幸にして實の母と生別し繼母に養育して戴きました。併し繼母は私を愛して呉れません。其の上繼母に子が出來た爲に、お前の樣な者には用事がないから何處へでも出て行けと言はれ、私は納屋や方々で寢ました事が度々ありました。其の時の悲しさ、さうなると慈愛深い昔の母が戀しくなり、幾度逢ひに行つた事か判りません。思へば繼母も私に取つては大切な母でした。それから私が刑務所に收容されてから、實の母が死んだといふ知らせが有りました。非常に戀ひ慕つて居りました爲、急に深い暗黑へ突落された樣な氣がしました。出所の曉には靈前に跪き吃度お詫びする覺悟です。併し繼母も何時しか心が和ぎ、何時迄もそんな心では御座いませんでした。私が受刑してから度々手紙を下されて、又面會に來ては、涙を流し仰言る數々、何といふよい母なんでせう……、それに自分の淺ましい心、私も始めて母の愛を知り親は有難いものだと思ふ度に胸が張裂ける樣な思ひが致します。今後は一日も早く希望に目醒め、老先短い父母を安心させ度いと思ひます。

三八八番（二十一歳）　私は、幸にして兩親が揃つて居り、兄弟も澤山あります。社會に居る時は父母の事を考へた事はありませんでした。併し受刑して刑務所へ收容せられてからも、最初の中は斯んな事位何だと、自暴自棄になつて父母の事等思つたり、考へたりした事は御座いません。一日、二日と經つて行く中に、所長樣初め、各先生樣の御蔭で始めて親の恩といふ事が判りました。私は何と親に申譯のない事をしてしまつたのだらうと自覺し、それからも親は、度々面會に來て下さつて、他の若衆が愉快にやつて居る處を見ると、お前の事が思ひ出されると、親は私の樣な者にでも、其れ程迄に心配して下さつて居るのだ。親なればこそ、斯うして眞劍に思つて下さる。實に親の慈愛程有難いものはないと何時も思ひ、感謝すると共に、自分の過去を恥ぢずには居られません。是れからは一層、父母の慈愛を感謝し更生に努力したいと思ひます。

四三三番（十九歳）　私は、三歳にして父に死別し兄弟もなく、世にいふ親一人、子一人の身上で成育しました。

幼い頃、井戸へ落込んだ時も引上げて下さるのは、母一人です。さうした母の心も考へず、我儘から十五歳の時、家を飛出しました。そして四十一日目に我が家へ歸つて見まするど、母は非常に心配せられ、色々と心當りを探されましたが見當らず、到頭心配の餘り、病床に臥されて居りました。そして其の枕元に私の靴が置いてありましたので、不思議に思ひ、其の譯を尋ねますと、お前の居ない後は此の靴をお前と思ひ、今迄心を慰めて來たと言はれました。嗚呼私は思はず落涙し心から親の愛、親の心を感謝致しました。併し私の心は何といふ惡いことをしてしまつたのでせう。再び母に心配を掛け、迷惑を掛ける身の上になつてしまひました。母は何時も手紙に少しは母の事も考へて呉れ、母はお前を賴りに今迄斯うした、此の辛抱、夫を亡くして三歳より今迄成長さしたお前……、嗚呼、私は申譯ない事をした、今それを思ふと胸が一杯になります。それのみならず、祖先よりの清い、尊い血に私は、黑い墨を附けてしまひました。何といふ事をしてしまつたのか、何處から何處迄、申譯のない私、今後更生出所の曉は、此の汚れた黑い墨を拭ひ取るべく、母の爲、社會の爲、努力したいと思ひます。

戒護課長　四九四番と指名す。

四九四番（二十二歳）　私は幸にして兩親が揃つて居ります爲、苦勞知らず我儘で育つて來ました。私が十七、八歳の頃だつたと思ひます、僞病氣で寢て居りますと、親は僞病とも知らず、色々と介抱して下さいました。親なればこそ、子供の言ふ儘に心配して下さる親の心、それも思はず斯うした現今の私、親は村人に申譯がない、合す顏がないもう此の住馴れた土地に居られないといつて、泣悲しみました。私は重大犯人として當所に收容せられ、接見信書も禁止せられましたが、親は私に對しても、親の愛には變りなく心配は一通りで御座いませんの。色々と差入をして下され、又接見禁止の解かれるのも、今日か、明日かと待つて面會に來て下さる親の愛……、私は始めて親の恩の有難さを感じ目醒めました。父母に對し申譯ないと思ふ度に、私の過去が恥ぢられます。今後は父母の恩に報ゆる爲、眞面目に修養し、規律を守り先生方の命令をも克く守り、以て一日も早く更生出所するが、現在の私に取つては、これが卽ち父母へのお詫びであり、又孝への第一歩と思ひます。

六八五番（二十歳）　私の母は大變優しく慈愛深い母で御座いました。斯うした母に育てて戴き乍ら、申譯なき現在の有樣、母は私が受刑しました時に、何といふ先祖へ對して申譯のない事をして呉れたのだと、涙を流し泣悲しみました。其の後も母は度々便りを下され、先日も妹から手紙が來ましたのに、兄さんは、今度は吃度、眞面目な立派な人間となつて歸るといふ、手紙が來ましたので、母も非常に喜び、これは〇〇（私）が歸つて來たら着る着物だといつて、綺麗な着

物を拵へて居られます。家では皆兄さんのお歸りを指折り數へて待つて居ります。又、上の兄さんも〇〇が歸つて來る迄は嫁さんも貰はないと言つて待つて居られますから、必ず眞人間に生れ變つて歸つて來て下さいと、手紙に書いてありました。之れを見ました私は思はず母の愛、兄妹の愛を心から感謝し、胸が張裂けん許りの思ひが致しました。私一人の爲、一家の者に迷惑を掛け、申譯が御座いません。一日も早く更生出所をしお詫びしたいと思ひます。

六八七番（十九歳）　今日の會を感謝し思ひ出の一端を述べさせて戴きます。

私の父は非常に嚴しく頑固一徹の人でした。私達の一番樂しく又愉快であつた卒業旅行の際でした。母は父に隱し、餘分に小遣の金を下さいました。私は斯うした親の愛も顧みず、間違を起し警察へ引かれました。最初は父が非常にお詫びをして連れて歸つて下さいましたが、再び取返しの付かぬ現在の境遇に陷りました。併し何時か人雜誌に掲載してありました或る記事に非常に感動され、始めて自分の心得違ひを悟り、父母の愛程有難いものはないと、つく〴〵感謝し父母の恩と謂ふものが判りました。更生出所の曉は吃度、父母を安心させ孝養を盡し度いと思ひます。

三〇六番（二十歳）　私も思ひ出の一端を述べさせて戴きます。

私が高等小學一年の時で御座いました。學校から拔けて活動寫眞を見に行き、歸りが遲くなりました。すると母は心配して探し歩いて居りましたが、私は家へ歸るにも歸れず、家の周りを彷徨して居りますと、其處へ母が來られまして、私は母に連れられて家に歸りました。父は私の姿を見るや、年も行かぬに拔けて活動寫眞を見に行き親を心配さす樣な不孝者は、斯うして遣ると叱り付け私をいきなり、後手に縛つて押入へ入れました。母は可哀相にといつて色々とお詫びして下さいましたが、父は仲々聽入れて呉れません。さうして約一時間程經つと、お母さんがお膳と椀を持つて來られ、繩を解き、これはお父さんに內證で食べさせて上げるから、もう斯樣な事は決してしてはいけないと、色々優しく諭して下さいました。私も始めて母の慈愛に有難く感謝し、今迄考へた事なく思はなかつた親の愛がしみ〴〵と判りました。其れも忘れ、其の上迷惑を掛けた今の私、それでも母は色々と心配して、私の身上を案じ下さる。實に親の愛は眞劍で變りがない。世界の山よりも高く、そして尊い母の愛、私は唯々、感泣して感謝致しました。今後は萬分の一の御恩返しに一生懸命眞面目に働くのが、それが母を安心させる第一歩ではなからうかと思ひます。

三七四番（二十一歳）　私は、父に付いて一言述べさせて戴きます。

私の父は病氣勝で御座いました。斯うして私が大勢に迷惑を掛け、刑務所へ收容せられました時は、病床に在りて色々と心配して下さる慈悲深い人で御座います、私が高知の刑務所に居ります時に、一度面會に行つて遣り度い。私の顏を見る迄は死んでも死に切れぬといつて居られ、其後病氣も餘程よくなられ、面會に行かれましたが、其の時はもう私は、姬路の刑務所に送られた後で御座いました。父は私を思ふ一心に態々、面會に來られ逢ふ事が出來ず、非常に落膽して歸られました。それからも度々手紙を下され、お前の歸りの一日々々と、近寄るを樂しみに待つて居ると言はれました。之が尊い父の愛といふので御座いませう。私は何處迄父に心配を掛け又は迷惑を掛けるのでせう。父はお前の顏を見る迄は死に切れぬ、嗚呼、親なればこそ……此の不孝者の世間に對し申譯なき事をした私の樣な者に、其れ程心配して思つて下さるのは、此の廣い世の中に親より他に無いのだ。親の愛には心から厚く〴〵感謝しました。それを思ふと今迄の私を恥ぢ、必ず眞人間となりて老いゆく父を慰め安心させ度いと思ふ外は御座いません、何時も親の愛に對する感謝を忘れた事はありません。

五六二番（二十一歳）　私は生れ故郷が違ひますので言葉が判り難いかとも思ひますが、一言述べさせて戴きます。

私は、六歳の時實の母と生別して繼母に育てられる樣になりました。併し實の母は慈愛深い母でした。私のために十一里もある處を、態々、幾度逢ひに來て下さいました事が判りません。何時かも表口から入る處を父が見付けて叱り附けました。そうすると裏口から密かに入り、私を連出して、これはお前の着物だと言つては着せて下され、又色々な物を下され、二人が抱合つて泣いた事も御座いました。斯樣な事が二年程續きましたが、其の後父は私や繼母を連れて、內地に來てしまひました。私の思ひ殘りは一通りでは御座いません。何時も優しく慈愛深い、實の母が思ひ出されます。其の後暫く經つと又實の母も、大阪へ來たといふことを聞きました。私も忘れる事の出來ない母、戀しくて色々と所を尋ね探し、漸逢ひに行きました。之を知つた父は、非常に怒り、あれは實の母ではないのだ、もうお前は逢ひに行つてはいけないと言つて叱りました。それから私は家を飛出し罪を犯すに至りました。併し實の母には何時も感謝の意を表して居ります。さうして私は刑務所に收容せられましてからも實の母は、何處から聞いたのか、何時も手紙を出して下され、又月に一回位は必ず面會に來て慰めて下さいます。嗚呼、宜い母だ何といふ宜い母い御座いませう……。誠心の籠つた眞實の愛……、何時も心から感謝して居ります。私は十五、六歳の時、結婚し既に一子を設けて居ります。今迄子の事等顧みた事のない私も、二十歳になつて始めて子を思ふ親の心が歷然として判りました。過去の私を心から痛感し、實の母に對する慈愛を深く〴〵感謝せずには居られません。更生出所の後は心機一轉、母に孝養を盡し社會の爲に働き度いと思ひます。

戒護課長　次々と意見や、感想が發せられるが、もう時間が來たから、今日は是迄にして後は、又次の機會に於て發表して貰ふことにする。そして只今から暫くの間、お茶を戴き乍ら蓄音機の演奏を聽く事にする。

（以　上）

刑務所長會同に於ける諮問事項答申

（司法省行刑局 昭和十一年十二月二十三日 行甲第一、四八六號）

先般招集相成候刑務所長會同ニ於ケル諮問事項第一問ニ對シ書面ニ依ル答申有之ヲ取纏メタルニ概要別紙ノ通ニ候間爲御參考及送付候

諮問事項

一、受刑者ニ對スル精神訓練上有效適切ナル方策如何

答申概要

一、看守ノ教養
二、看守定員ノ增加
三、看守ノ待遇ノ向上

（以上三事項ノ趣旨ハモトヨリ明瞭ニシテ且ツ本會議ニ於テモ幾多協議セラレタルモノナルヲ以テ答申概要ヲ省略ス）

四、刑務官ノ養成機關ヲ設置スルコト

イ、中央ニ刑務官專門學校及中央教習所ヲ常設シ不斷ニ人材供給ノ用意ヲ爲シ有能ナル刑務官ヲ養成スルノ要アリ

ロ、看守採用制度ヲ改正シ各控訴院管內ニ看守教習所ヲ常設シ當該管內刑務所看守ハ總テ其ノ終了者ヲ以テ之ニ充ツベシ

五、看守ノ名稱ヲ改正スルコト

刑務官ノ待遇向上ト共ニ「看ル」「守ル」ナル消極的意義ヲ有スルニ過ギザル現在看守ヲ廢止シ之ヲ輔導又ハ教導ト積極的ニ精神訓育ヲ司ル意味ヲ顯ハス名稱ニ改正スベシ

六、教誨師ノ增員ヲ爲スコト

收容者逐年增加シ敎務事務益々煩瑣ヲ加フルニ比シ教誨師ノ增員ナキハ個人教誨ニ重點ヲ置ク近代行刑ノ方針トシテ相伴ハザルモノアルヲ遺憾トス個人教誨ノ徹底ヲ期スル爲教誨師ヲ增員シ大イニ教化ノ充實ヲ圖ルノ要アリ少クトモ受刑者百人ニ對シ一人ノ教誨師ヲ配置スルヲ要ス

七、教誨師及教師ノ待遇改善

教誨師及教師ノ待遇官制ヲ廢止シ奏任又ハ判任ノ本官タラシムルコトヲ要ス

八、信仰心ヲ涵養スルコト

當爲ノ世界ハ其ノ終局ニ於テ宗教的境地ト一致スル眞ノ精神修養ハ宗教的信仰ニ依存スルモノニシテ「合掌の心」コソ人間ノ最モ美シキ姿ナリ

イ、行刑教誨ノ綱領ノ如キモノヲ制定シ以テ宗教的信念ノ涵養ニ一段ノ力ヲ致スベシ

ロ、彼岸、盂蘭盆會等宗教行事ヲ莊嚴ニ行ヒ以テ信仰心ヲ涵養スベシ尙當日ハ免業日トシテ意義アラシムルコト

ハ、每年一回祖先ニ對シ追弔會ヲ施行シ崇祖、家族愛ノ思念涵養ニ力ムベシ

九、現行教育制度ヲ擴張スルコト

國民的常識ノ普及培養ノ爲現行行刑教育ヲ少年又ハ準少年受刑者ニ制限セズ成年受刑者ニ對シテモ適當ナル教育ヲ施スノ要アリ

イ、每週二時間位ノ程度ニ於テ修身國史等ノ教授ヲ施行シ日本精神ノ涵養ト共ニ國民常識ノ養成ヲナスベシ

ロ、宗教家ニ非ザル教師ヲ增員シ德育ニ重點ヲ置キ五十歲未滿ノ受刑者ニ對シ行刑教育ヲ施スベシ

ハ、四十歲未滿ニシテ義務教育未終了ノ者ニ對シテハ日常生活ニ必須ナル學科ニ付每週一時間ノ程度ニ於テ教育ヲ施スベシ

ニ、工場ニ於ケル休憩時間又ハ夜間居房ニ於ケル就寢前ノ敎化時間ヲ利用シ擴聲器ヲ以テニュース其ノ他適當ナル題材ニ基キ國民常識ノ養成ニ努ムベシ

夜間居房ニ於ケル雜談ヲ防止スル爲ノ一助トモナルベシ

一〇、祭壇ヲ設置スルコト

敬神崇祖ノ思念涵養ノ爲遙拜所ヲ設置スル件ニ付テハ既ニ異論ナク而シテ禮拜セシムル場合ニ付テノ細目ハ本項ニ於テハ省略ス

更ニ工場又ハ居房內ニ祭壇ヲ設置シ精神訓練ニ備フルヲ適當トスル意見大要左ノ如シ

イ、工場及居房內ニ一定ノ神佛ヲ奉祀セザル祭壇ヲ設ケ各個人ノ自由ナル信仰ニ依リ每朝夕禮拜默禱セシムルコト

ロ、各居房內ニ祖先ノ靈ヲ安置シ每朝夕一定ノ方式ニ依リ之ヲ禮拜セシムルコト

ハ、工場內適當ナル箇所ニ神棚ヲ設置シ每朝夕禮拜默禱ヲ捧ゲシムルコト

ニ、本願寺ヨリ阿彌陀佛ノ影像ノ寄贈ヲ受ケ舍房內適當ノ場所ニ安置シ每朝夕禮拜セシムルコト

ホ、全員ヲシテ祖先ノ位牌ヲ所持セシムルコト

一一、國旗揭揚ト國歌合唱

日本精神ノ强調、國體觀念ノ培養、忠君愛國心ノ喚起、遵法精神ノ涵養等ヲ一層强力ナラシムル爲莊嚴ナル國旗揭揚

式ヲ擧行シ國歌ヲ合唱セシムベシ

一二、御眞影ノ奉安ト教育勅語ノ奉讀

一三、社祭的行事ヲ行フコト

宗教的信仰ノ爲宗教行事ヲ行フガ如ク敬神崇祖ノ思念ヲ涵養スル爲社祭的行事ヲ行フヲ適當トス

イ、刑務所々在地ニ於ケル氏神祭（土地ノ代表的神社）當日ヲ免業日トナシ遙拜所ニ於テ莊嚴ナル祭典式ヲ擧行シ總集教誨ヲ施行シ以テ敬神崇祖ノ思念ヲ涵養スルコト

ロ、本人ノ本籍地又ハ居住地（家族ノ居住地ノ意）ノ氏神祭典當日ハ遙拜所ニ於テ禮拜セシメ敬神崇祖ノ思念ヲ助長スベキコト

ハ、春秋二回適當ナル日ヲ一定シ社祭的行事ヲ行フコト

一四、修養訓又ハ歌ヲ齊唱セシムルコト

精神訓練上適當ナル修養訓又ハ修養歌ヲ作成シ每朝夕又ハ總集教誨施行ニ際シ之ヲ齊唱セシムルコトヲ適當トス

一五、正坐默禱ヲ勵行スルコト

夜間居房ニ於ケル教化時間ヲ利用シ一定時間正坐セシメ神佛祖先ノ靈ニ合掌默禱セシメテ敬神崇祖ノ思念ヲ涵養シ報恩感謝ノ念ヲ喚起シ、沈思默考セシメテ過去及其ノ日ヲ反省セシメ改悛ノ念ヲ喚起強化スベシ

每食事ニ際シテモ正坐（又ハ直立）ノ上感謝ノ默禱ヲ行ハシムベシ

一六、父母妻子等ノ祥月命日ヲ利用シ反省修養ノ機會ヲ與フルコト

イ、父母妻子ノ祥月命日ニ際會シタル受刑者ニ對シテハ勞役ヲ免ジ教誨師ノ讀經、個人教誨ヲ受ケシメ、自ラ反省セシメテ報恩感謝、改悛ノ念ヲ喚起助長スベシ

ロ、祖父母、妻子ノ祥月命日ニ於テノミナラズ恩人又ハ被害者ノ祥月命日ニ於テモ其ノ靈ニ對シ燒香禮拜セシメ反省修養ノ機會ヲ與フベシ

一七、父母ノ篤疾又ハ死亡ノ時ハ侍養又ハ會葬ノ機會ヲ與フルコト

イ、父母ノ死亡ニ際シテハ刑ノ執行ヲ停止シ會葬セシメ以テ反省修養ノ機會ヲ與フベシ

ロ、教化上必要ト認メタル場合ニ於テハ、祖父母又ハ父母ノ篤疾又ハ死亡シタル時、直系卑屬又ハ配偶者ノ死亡シタル時、一日內ニ往復シ得ル場所ニ限リ之ヲ護送シ侍養其ノ他ノ用務ヲ處辨セシムルヲ得ルコトトスベシ

一八、本人ノ誕生日ヲ期シ反省修養ノ機會ヲ與フベキコト

受刑者誕生日ニ相當スルトキハ適當ナル行事ニ依リ之ヲ祝福スルト共ニ反省修養ノ機會ヲ與フベシ

一九、巡回講師ノ制ヲ定ムルコト

國體觀念、敬神崇祖ノ思念ヲ涵養シ以テ不朽不拔ノ日本精神ヲ養成スル爲メ特ニ斯道ノ權威者ヲ本省ニ於テ推薦シ年數回ニ亙リ各刑務所ヲ巡回講演セシメラルヤウ考慮セラレタシ

二〇、「ラヂオ」ニ依ル教誨ヲ施行スルコト

社會復歸ヲ最終ノ目的トスル行刑教化ノ根幹ニ基キ彼等釋放後ノ實生活ヲ想起スルトキ彼等ヲシテ現下ノ社會情勢ノ推移ヲ適當ニ認識セシメ置クノ要大ナルモノアルヲ以テ「ラヂオ」聽取ノ制限ヲ緩和シ國事內外ノ情勢市況其ノ他處世上必須ナル事項ハ特ニ差支ナキ限リ適當ニ聽取セシムルコトヲ要ス

二一、標語類ノ揭示ニ依リ道德的慣習ノ養成ニ努ムルコト

精神訓練上有效適切ナル標語ポスター類ヲ適當ナル場所ニ揭示シ常ニ之ニ注意ヲ拂ハシメ反省修養シ過誤ナキ途ヲ辿ルノ慣習ヲ養成セシムベシ

イ、精神訓練ニ關スル標語ポスター類ヲ受刑者ヨリ募集シ最モ適當ナルモノヲ選定シ之ヲ居房工場等ニ揭示スルコト

ロ、一日一訓的カレンダー式ノ標語又ハ人物ヲ揭ゲ反省改悛ノ共助タラシムルコト

ハ、月訓ヲ定メ之ヲ揭示シ常ニ良キ慣習ヲ養成スルコトニ努ムルコト

二二、教化映畫ノ巡回數ヲ增加スルコト

映畫ノ社會人心ニ及ボス影響ノ大ナルモノアルニ鑑ミ教化映畫ヲ擴大シ映寫回數ハ現在ノ巡回々數（年二回）ニテハ不十分ニ付適當ナル回數ニ迄增加セラレタシ

二三、受刑者ノ接見信書ニ付キ積極的活動ヲナスベキコト

受刑者ノ個性又ハ身上關係保護關係等調查ノ上ニ接見信書等ヨリ得ルモノ多シ教誨師ハ特ニ此點ニ付キ更ニ積極的活動ヲ必要トス

殊ニ接見ニ付キテハ父母妻子其ノ他親族恩師等ノ接見ニ依リ當局者ト協力シテ教化矯正ニ努ムルトキハ思想犯受刑者ノ教化ニ其ノ例ヲ見ル如ク親族愛又ハ師弟愛ニ目覺メ教化ノ奏效顯著ナルヲ認メラルルヲ以テ、受刑者ノ接見ニ關スル現行法規ヲ改正シ、單ニ外部ヨリノ來訪ヲノミ待ツコトナク教化上必要ナルヲ認メタルトキハ接見スベキ者ヲ呼出（召喚）スルコトヲ得ルコトトスベシ而シテ接見ノ爲出頭スル者ニ對シテハ旅費ヲ支給スルヲ得ルコトトスベシ

二四、勤勞ニ依ル心身訓練ノ爲作業ヲ奬勵スルコト

イ、勤勞ニ依ル精神訓練ハ其ノ效果最モ明確ニシテ且合理的ナルヲ以テ強制作業ニ依リ或ハ自己勞作ニ依リ勤勞慣習ヲ馴致シ忍耐力勞働力ヲ培養シ他面經濟觀念ノ養成ヲ

ナスベシ

ロ、特別技能ヲ有スル者ハ別トシテ釋放後彼等ノ更生生活ヲ阻害スル主要障礙ハ身體ノ柔弱ナルト勞働力ノ減退トニアリサレバ釋放前數ケ月内ニ於テ適當ナル强作業（外役）ヲ課シ心身ヲ鍛錬シ勞働力ヲ恢復增進セシムルコトヲ要ス

二五、受刑者ノ賞罰ニ關シテハ嚴正ナルヲ要スルコト

刑務所ハ規律的訓練ニ好適ノ道場ナリ日常ノ些細事ニ付テモ之ヲ等閑ニ附セズ事ノ正邪善惡ヲ明ニシ賞スベキハ之ヲ賞シ罰スベキハ罰シ適正ナル處置ヲ施シ以テ規律嚴守ノ習慣ヲ養成スルヲ要ス

而シテ

イ、現行賞表ノ制度ノ外ニ個々ノ善行ヲ表彰スル爲善行證制度ヲ設ケテ之ヲ奬勵シ積極的訓練ニ資スルヲ要ス

ロ、現行賞表制度ノ外ニ勉勵賞（作業）努力賞（努力）誠實賞（責任）篤行賞（行狀）等ノ記錄賞ヲ設ケテ其ノ向上奬勵ニ努ムベシ

二六、體育ヲ勵行スルコト

體育ノ勵行ニ依リ心身ヲ鍛錬シ質實剛健ノ氣象ヲ養フト共ニ團體的行動ノ訓練ヲナシ以テ規律的生活ヲ馴致セシムルヲ要ス

イ、休憩時間ヲ利用シ屋外ニ於テ整列行進ノ運動ヲ爲サシムルコト

ロ、毎月一回若クハ毎週一回兵式教練ヲ行フコト

殊ニ日本精神敬神崇祖ノ思念涵養ニ資スベキ書籍ノ充實ヲ要ス

ハ、三十歳未滿ノ受刑者ニ對シテハ軍事教練ヲ施行スルコト

ニ、在鄉軍人タルノ身分アル受刑者ニ對シテハ軍事教練ヲ施行スルコト

ホ、劍道ヲ爲サシメ武士道精神ヲ鼓吹スルコト

（特ニ反對意見アリ）

ヘ、毎朝冷水摩擦ヲ爲サシムルコト

二七、粗食ニ對シテモ不平不滿ナク勤勞精神ヲ弛緩セシムルコトナキ習慣ヲ養成スルコト

イ、作業奬勵ノ爲ニスル變更菜ハ之ヲ廢止スベシ

ロ、每月若クハ二ケ月每ニ一回「菜無デー」（但シ燒鹽ヲ代給ス）ヲ行ヒ困苦缺乏ニ耐ユルノ精神ヲ養成スベシ

二八、官本ノ充實ヲ圖ルコト

私本ノ看讀ヲ許可スルノ結果官本ノ設備不充分ナルヲ補フコトヲ得ルモ私本ハ本人ノ自由意思ニ基ク結果動モスレバ精神修養ニ資スベキ書籍ヲ出願セザルノ弊害ナキニ非ズサレバ官本ハ更ニ其ノ内容ト共ニ充實ヲ圖ルヲ要ス

イ、精神訓練ニ直接資料トナルベキ書籍ヲ十分ナラシムベシ

ロ、改悛促進ノ拍車トナルベキ社會事情講話更生美談等ヲ集取シ編纂スルヲ可トス

ハ、雜誌「人」ノ内容ヲ刷新充實ヲ圖ルコトヲ要ス

二九、思想犯受刑者ニ對スル敎化上ノ特別取扱

思想犯受刑者ヲ敎化善導スル爲ニ特ニ唯心唯物兩論ニ通達セル有爲ノ敎誨師ヲ選任シ各控訴院管内ニ一名宛配置シ隨時巡回敎誨セシムルコト

三〇、拘禁區分ニ關スルコト

イ、初犯ト累犯トノ分禁ヲ嚴重ナラシメ累犯者ノ初犯者ニ及ボス影響ヲ防ギ再犯ノ防止ニ努ムルコト

ロ、五十歳以上者ト未滿者トハ之ヲ分禁スルヲ要ス

ハ、個性健全ナル者ト然ラザル者トハ之ヲ分禁シ以テ同一處遇ニ依ル精神訓練上ノ妨害ヲ避クルヤウスルコト

ニ、特殊受刑者ニ付テハ近親者其ノ他有力ナル者ト協力シテ敎化矯正ニ便利ナル刑務所ニ移送スルコト

（但シ刑務所長ノ專行トスルコト）

三一、收容者被服ヲ改良スルコト

赭色衣ハ收容者ノ自尊心ヲ極度ニ傷ケ自新ノ念ヲ起サシムル餘地ナキヲ以テ適當ニ改良スルヲ要ス

三二、四大節ノ式次ヲ全國的ニ統一スルコト

小學校令施行規則第二十八條ノ規定ヲ參照シ四大節ノ式次ヲ全國的ニ統一スルヲ適當トス

參考（同規則第二十八條）

紀元節、天長節、明治節及一月一日ニ於テハ職員及兒童學校ニ參集シテ左ノ式ヲ行フ

一、職員及兒童「君ガ代」ヲ合唱ス

二、職員及兒童ハ

天皇陛下

皇后陛下ノ御影ニ對シ奉リ最敬禮ヲ行フ

三、學校長ハ敎育ニ關スル勅語ヲ奉讀ス

四、學校長ハ敎育ニ關スル勅語ニ基キ聖旨ノ在ル所ヲ誨告ス

五、職員及兒童ハ其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ合唱ス

御影ヲ拜戴セザル學校及特ニ府縣知事ノ認可ヲ受ケ複寫シタル御影若クハ府縣知事ニ於テ適當ト認メタル御影ヲ奉藏セザル學校ニ於テハ前項第二號ノ式ヲ闕ク

三三、司法省ニ敎務官ヲ新設スルコト

本省ニ衞生官ノ制アル如ク敎化事務ヲ擔任スル敎務官ノ如キヲ設置シ敎誨敎育ノ事務ハ勿論新シキ指導精神ヲ鼓吹スルガ爲精神訓練ノコトヲ統括シ以テ指導監督ノ任ヲ輔佐セシムルヲ要ス

三四、敎務課ヲ敎誨敎育保護ノ三部門ニ分チ其ノ充實ヲ期スルコト

三五、收容費中新ニ敎養費ヲ設クルコト

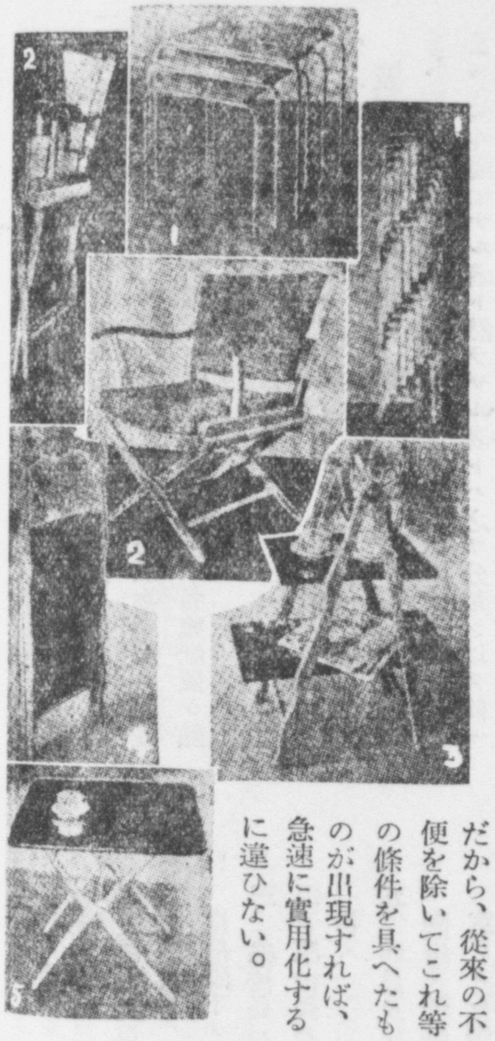
三六、一事貫行表ノ施行

（以上）

作業の栞

「解體式」家具の新様式

解體式家具の研究は最近非常に盛んであるが、もと〳〵大戰後の不況時代、ドイツに起つた新生活研究の一分野として始つたもので、最小の容積に納つてしかも最大の效果を擧げることを目的としてゐる。



現在の解體家具は折疊み、分解、可變組合せ、可動、組重ね、擴張の七形式に分れ、その中折疊式が一番普遍的である。條件としては折疊みの操作がなるべく簡單で、婦人子供の手にも容易に扱ひ得ること、疊んだ時は成可く平坦で一つの金具に全部の力を托するやうな構造はいけない。日本家屋に西洋家具を入れる場合は、どうしても解體式でなければ不便だから、從來の不便を除いてこれ等の條件を具へたものが出現すれば、急速に實用化するに違ひない。

寫眞1は左は大小三脚の椅子（又は小卓）を小さく纏めたもの、更にこの考へを一歩進めると1の右のやうに一寸した造り方のコツで廿數個も重ねることが出來る。2は左右開閉式椅子、折疊椅子は殆んど大部分前後開閉式だが、側面から見た形が貧弱なので家庭向きではない。それが左右開閉式にすると、側面に曲線的構成も任意に出來て客間にふさはしい堂々たる形式を具へるやうになる。3は手提げ式の簡易テーブル、木ネヂを外して兩脚を閉ぢると同時に上下の棚が二つに分れ4のやうな一枚の板狀になるのが身上である。5はX型脚の茶卓子、一般的な携帶用卓子などによくある型、これはX脚を閉ぢると兩端が下り中心から二分される仕掛となつてゐる。

（商工省工藝指導所豐口克平氏談）

刑務所便り

武道死傷者に開かれた新例

金澤刑務所

福井刑務支所勤務故看守部長金牧俊馬君は、昨年五月十七日武德會福井支部主催に係る福井縣下各警察署聯合武道大會に柔道選手として出場し、同日午後一時三十分頃、鯖江警察署巡査部長野邊重三二段と住友敎士審判の下に試合中、背負投の體勢より寢業に移らんとする瞬間、相手方と相重り合ひ轉倒せし際、頸部を强打して頸椎骨折・頸部神經切斷の重傷を負ふた。居合せた同僚と當日の武道世話掛は、同君を直ちに赤十字福井支部病院へ送り斯界の權威を集め極力治療と看護に努めたが、身體禍要部の負傷なりしが故に、暫時にして頸部以上を除く全身麻痺を起し如何とも術の施し様なく、唯餘病の併發を防ぎつゝ安靜せしむるの他なかつた。



然るに本人の意識は相當明瞭にして、斯かる重傷にも拘らず更に心を亂すことなく靜かに自己の本分を悟り「武道のために斃れたるは寧ろ本懷なり」と語り、枕頭の近親者殊に女性が密かに嗚咽するを見ては、男子の臨終に涕泣するは非常時日本の女性に非ずして誠に見苦しと叱呼し從容自若として死を待つものゝ如く、其の堂々たる古武士的態度には並居る人々をして感服せしめた。斯くの如く精神狀態確固たるものありしを以て之に一縷の望を繫ぎ自然の經過を待つべく、刑務所職員、近親者、縣警察部員等多數看護の下に一夜を明かした。しかし本人の容態は刻々惡化して次第に意識は不明に陷り、遂に一同の大きな期待は裏切られ十八日午後零時三十分、二十四歲を一期として永遠に不歸の客となつてしまつた。

葬儀は同月二十一日同君の實家に於て金澤刑務所長富山福井兩支所長以下刑務所職員の外、福井地方裁判所同檢事局職員、福井縣及市各部課長、縣内武道及學校等の關係者、其の他知名の士多數參列の下に極めて莊嚴に執行せられた。

此の報一とたび各地の新聞に揭載せら

るゝや各方面の同情は翕然として集り、就中全國刑務所及本縣各警察署より多額の弔慰金の寄贈があつて遺族は申すに及ばず當面の關係者一同は大に感激して敬意を表して居る。

然るに從來は今回の如く他の演武場へ出演したる場合の死傷に對しては公務上の死傷と認められたる先例なきも、元來武道は我國固有の武士道的氣風養成上必要とせられ、尠くとも事實上刑務官の心身鍛錬と變質的收容者の戒護に備ふるため、刑務官に對する必須科目として夙に本省に於ても奬勵せられ、平素の訓練は之を職務の一端と看做されてゐる。殊に前記同君の場合にあつては其の訓練を奬勵するため特に選手として指名出場を命ぜられたるにも拘らず、之を公務上の死傷と認められざるため、死者の弔慰料すら充分ならずして遺族に對する慰安の途なきは勿論、其の生活上の救濟方法立たざるは洵に同情に堪へず、職を刑務に奉ずる者の齊しく遺憾とする處なるを以て、此旨を其の筋に上申したところ、本省當局に於ても精査の上、當然公務上の死傷と認むべきものなりとの御意見一致の下に大英斷を以て死傷者に不利の前例を打破すべく當局より大藏當局に屢々折衝を重ねられた結果、遂に刑務武道多年の懸案たりし問題も當局の熱心なる御盡力により解決せられ、今後に於ける全國刑務官の武道は何等後顧の憂ひなく精進し得ると同時に、武道奬勵上にも一層好都合となり、茲に我刑務界に於ける一新紀元を劃するに至つた。

斯の如き途が拓けたのも本省當局の御盡力と金牧俊馬君の犧牲の賜であるので、此報到ると同時に同君の實家に通知したところ、遺族は本省當局多大の御盡力に依り俊馬の死を意義あるものにして頂いたことは誠に難有いと驚喜して客年十二月十九日其の墓前に殉職公認の報告祭を執行することになつた。

當日は恰も北陸特有の曇天なりしも幸ひに雨なく徽風除に臻りて雲間を洩るゝ陽光は鈍く地上に投げられ靜寂其のものの情景であつた。祭場の周圍には幔幕を廻らし、墓前には數々の供物に生花と花環が飾られ、晃々たる燈明は墓碑を照し、香煙は縷々として立登り芳香四方に薫散して總てを淨化し莊嚴の氣は場内に充ちた。導師たる當市聖護寺住職武田連枝は供奉員を隨へ肅々として入場、左右兩側には西岡金澤刑務所長以下各關係者及遺族近親者列席の上、西岡所長次で本間支所長表白文を捧讀し、次に導師以下の讀經中順次參列員の燒香あり斯くて嚴肅莊嚴裡に報告祭は終了した。茲に一同は倶に生を皇國に亨けたることを悦び、聖恩の遍きに恐懼感激し、轉々感慨無量目頭の熱きを覺えた次第である。定めし故人も亦茲に榮譽を擔ひ泉下に感泣しつゝ安んじて瞑目したのであらう。

遙拜所竣工報告祭

川越少年刑務所

我が川越少年刑務所に於ては豫てより企畫中であつた通牒行甲第四九二號による神宮遙拜所落成を告げたので昭和十一年十二月三日を卜し竣工式を擧行した。

前日より氣遣はれた天候も全く定まり廳舍の後方遙か彼方に突兀として聳ゆる秩父連峰も白雪を戴ける雄姿を鮮に現はし、秩父颪の捲き起す名だたる砂塵も全くその影をひそめ師走とは云へ春日の長閑さを思はする此の日、廳内運動場西端中央部の淨地に設けられた遙拜所は、紅白の幔幕をもつて圍まれ、土壇の中央に移植せられた榊に紅白の由布取結び志傳垂れ下げて神籬となし、場内一帶箒目の跡も清らに掃き清められ、正面鳥居に張られた注連繩の志傳も眞白に自づと清淨の氣四方に漂ひ、詣る者をして自ら肅然たらしめるものがあつた。

かくて諸般の準備なるや受刑者一同或は武裝又は手に小國旗を携へ金林少尉指揮の下に肅々と入場、遙拜所前面に整列、定刻の來るをまつた。

定刻九時三十分所長を先頭に川越區裁判所下山判事、山田檢事、星川越警察署長、橋本川越市長その他來賓職員設の幄舍に入るや、喇叭たる喇叭吹奏裡に國旗掲揚、國歌奉唱行はれ、ついで村社川越脇田八幡神社榊原社掌司祭の下に遙拜所設置奉告の神事いと嚴に修せられた。

神事終るや山田檢事、橋本市長はいづれも今回の擧は受刑者の改悛、皇國精神の把握に最も有効適切なるものとして、且つ又これを契機として受刑者一同一意專心淬礪の誠を効して陛下の赤子たれと視辭を述べられ、最後に泉所長は敬神崇祖は實に神祇奉齋の大本たるのみならず、同時に皇國道義の根本、國民道德の大精神となり、且つ此の大精神の上に我が國家の基礎が据ゑられて居る旨微細に說かれ、今回の遙拜所設置も朝夕皇祖の神靈に接し奉り以つて此の念の眞髓に觸れ、完全なる帝國臣民に復歸せしむるにあるを說かれ、十一時に無事に式は終了したのであつた。

因に今回の神事は極めて嚴肅に執り行はれ、來賓、職員、收容者皆御儀の莊嚴さに嚴肅なる感にうたれ、完全に神人合一の境に入つた觀があつたのである。

就中、修祓降神祝詞、神職祭文、泉所長奏上の際の如き、靈氣場を壓し收容者一同讖らず識らず低頭し微動だにせず、思ひなしか彼等の眉宇に犯し難き何物か漂ひ、彼等も今日の御儀に際り降鑒し給へる神明の直毘の靈に觸れ日頃の穢汚を淸らに淸祓ひ、皇國に於ける神の觀念の本質をなせる正直の德を感得し、直く明るき皇國人本來の姿相に立歸り又幸魂奇魂の幸を得て隨神大八洲國治らす天皇の大御寶として各々その生業に平けく安らけく勉め勵げまむ日も遠からざる樣思料せられたのである。

遙拜所竣工式狀況

京都刑務所

構内東北隅運動場の東端に地を卜し、客年十一月三日明治節の佳辰に地鎭祭を行ひ、爾來齋戒して工事中なりし遙拜所

は舊臘十二月竣工に付き、本年一月元旦午前八時三十分收容者全員を集合せしめ、所長以下全職員參列、先づ遥拜所前に於て國歌齊唱裡に國旗揭揚式を行ひ、次で三宮神社々掌平館齊一郎氏の修祓、祝詞、所長以下幹部職員並收容者總代恭しく玉串を奉奠し、戒護課長の號令にて一齊に最敬禮を行ひ嚴肅に竣工式兼初遥拜を終了した。當日は寒氣强からず風なく加之前夜來の降雨全く歇み、遥拜所の樹木靑々として木の香馥しき白木の鳥居、玉砂利を踏む神官の沓音も神々しく拍手は冴へ場の內外に響き、眞に神國の尊さを偲ばしむるものがあつた。職員收容者共に深く感激し精神訓練上多大の効果を收め得た次第である。

「六七會」第二十三回例會

名古屋控訴院管內刑務教誨研究機關たる「六七會」は初春梅花のやうやく綻びんとする去る一月三十日午後一時第二十三回例會を名古屋刑務所會議室に於て開催した。當會は先年滿五周年をかざるに當り、閉會後敬意を表さんがため熱田神宮の參拜を勸議せらるれば會員擧つて直に讃同し、引續き研究發表に移り、名古屋刑務所千葉教誨師は「刑務教誨ノ立場ニツイテ」と題し、人間の社會性意識を佛教々理史の中に探究し、受刑者の法精神の體現は人間の原罪性の自覺に基くものにして其處に教誨の立場を求めて行くべきであると主張せられ、從來の教誨態度に對して一矢をはなち確固不動の信念を鼓吹せられた。次いで福井刑務支所小笠教務主任は「常習的初犯者に對する一考察」の題下に精密なる統計的研究を以て犯罪者の個性、原因、性質、生育關係を發表せられ、彼等常習的初犯者が再び恐るべき罪を犯さぬ防禦策としては、直に社會と刑務所の中間的なる保護觀察所の設立が急務であることを力說せられその達見を傾けられた。

やうやく午後四時を過ぎる頃研究發表終るに及んで、藤井教務課長は兩氏の有益なる研究發表に感謝せられ、續いて此の指導精神に基きその實蹟を擧ぐべく力强い足跡を殘しつゝあるも、內外思想界は益々復雜多岐となり、教誨態度も先年の提唱に加はふるに確固たる指針の探究を期せんとして例會を開き、研究に又協議に眞摯な意圖を見せた。

當日は嚴寒とも思はれぬ陽日射す好日なりしため、遠くは金澤、福井より近くは三重、岐阜、岡崎等と多數會員の參集あり て熱心なる當會の意氣を吐いた。當刑務所側に於ては河邊所長を始め田中典獄補等列席され藤井教務課長以下全員出席盛會であつた。

定刻一時半司會者名古屋刑務所藤井教務課長は開會の辭に當つて當會員各位のゆるぎなき研究の發表を感謝せられ、その成果をして將來に於ける教誨の態度と なし、以て現下の非常時局に當らんことを述べられた。次いで昭和十二年の初春に當り、閉會後敬意を表さんがため熱田神宮の參拜を勸議せらるれば會員擧つて直に讃同し、引續き研究發表に移り、名古屋刑務所千葉教誨師は「刑務教誨ノ立場ニツイテ」と題し、人間の社會性意識を佛教々理史の中に探究し、受刑者の法精神の體現は人間の原罪性の自覺に基くものにして其處に教誨の立場を求めて行くべきであると主張せられ、從來の教誨態度に對して一矢をはなち確固不動の信念を鼓吹せられた。次いで福井刑務支所小笠教務主任は「常習的初犯者に對する一考察」の題下に精密なる統計的研究を以て犯罪者の個性、原因、性質、生育關係を發表せられ、彼等常習的初犯者が再び恐るべき罪を犯さぬ防禦策としては、直に社會と刑務所の中間的なる保護觀察所の設立が急務であることを力說せられその達見を傾けられた。

やうやく午後四時を過ぎる頃研究發表終るに及んで、藤井教務課長は兩氏の有益なる研究發表に感謝せられ、續いて此の機會に於て會員諸氏に對し協議的な座談開催を提議せられ直に座談に移つた。最初に金澤刑務所福島教務課長が教誨の指導原理について諸氏の討論を要求せらるれば、列席者こぞつて多方面から華々しく論議をかはされた。その結果當會は次回の研究發表をこの主旨に基きて爲すべきと決定を見、不斷の努力と倦まざる研究熱を漲ぎらした。次いで藤井教務課長は四大節唱歌の問題を提案せられた。これに對して會員諸氏はそれぞれ勤務先刑務所の情態につき發言せられ、遺憾なきを期した。次いで次回開催地と研究發表の人選を協議決定した結果、來る四月名古屋刑務所に於て再び例會閉催することゝなつた。猶終りに山內教誨師より「六七會雜誌」の件、會計の報告ありて協議を終り、藤井教務課長の閉會の辭あり、會の結末を告げることゝなつた。

それより會員打揃つて名古屋刑務所を出發し、途上自動車の中より正に沈まんとする紅陽に多の夕暮を味はひつゝ、午後五時過ぎ熱田神宮東門に到着した。暮方の神苑は神燈もほのかにして、さくさくと踏む砂礫の音にいやが上にも神々しさを增した。神前に額きて三拜二拍手新春初めての例會にあたりて萬腔の感謝をなし、それより會員一同は新年祝賀と懇親の意味に於て晚餐を共にし和氣藹々のうちに午後八時半散會した。

第十五回東京行刑衞生集談會

第十五回東京行刑衞生會集談會は十二月十九日午後一時から刑務協會樓上に於て開催、出席者三十三名で甚だ盛會であつた。先づ警視廳防疫課長井口乘海博士の「赤痢及腸チブスの豫防に就て」と題する特別講演あり、引續いて左の通り會員の研究發表があつた。

一　浦和刑務所に於ける受刑者のマンツー氏反應成績に就て
　村尾　敏雄（浦和）
二　赤血球沈降速度の年齡的考察　第二報　二〇歲—五九歲迄赤血球沈降速度に就て　會田　隆顯（小菅）
三　犯罪者の生物學的考察
　富田　信雄（豐多摩）
四　「ゴノワクチン」に依る發熱療法續報　殊に氣管支喘息の發熱療法に就て　大島　久雄（水戶）
五　平川式檢眼鏡について
　平川　浩一（小菅）

集談會終了後午後六時から忘年會を兼ねて懇談會に移り和氣藹々裡に散會した。

尙同日出席會員は左の如し

（行刑局）芥川衞生官　野崎陽之助（小菅）平川浩一　三井文夫　會田隆顯　速水猪左衛門（府中）柏木直九郎　有馬力天ヶ瀨六三郎　赤羽根貞雄（豐多摩）曾川良貞　高田信雄　山中麟次郎　山下良吉（横濱）渡邊賢　寺岡辰（千葉）大谷靜夫（水戶）山東光裕　大島久雄（甲府）廣田四熊（宇都宮）成田德太郎（浦和）松岡修一　村尾敏雄（長野）飛田昭正（川越）行定形治（八王子）津島衛　脇山憲（小田原）土肥直方（市谷）窪田幸記　三上敬　坂本賢三　高島實　藤井廉

遙拜所落成並修祓式狀況

久留米少年刑務所

當所に於ては、少年受刑者に對して、敬神崇祖の觀念を涵養し、國體の尊嚴と日本精神を正しく認識せしめ、精神訓育に資せんため、所内運動場の東方に清淨の地を選び、遙拜所を設置すべく豫てより工事中であつたが此程竣工し、簡素ながら極めて莊嚴な遙拜所の落成を告げたので、二月七日縣社篠山神社々司山田靜雄氏外二名の神官を招聘して、これが修祓式を擧行した。

當日は前夜來時雨あり朝に至るも尙空模樣定らず一時は氣遣はれたが、幸に次第に明るくなり雲の切間には青空さへも見らるゝやうになり、のみならず嚴寒の候なるにも拘らず暖く、屋外の擧式には一段と惠まれた好日であつた。前日に掃き淸められた式場は塵一つ留めず、雨に拭はれて一層淨化の感あり、莊嚴の氣は漲つて得もいはれぬ神々しさを覺えた。

遙拜所淨域には朝來神職の手によつて眞榊や鳥居に注連繩を張り廻らし、海の幸山の幸など數々の供物を供へ、萬端の準備は遺憾なく調ふたので、午前十時より收容者を繰入れ式場に整列せしめた。

巫て所長は幹部以下の職員を隨へて入場、齋主の參入を俟つて着席、茲に意義深き式典は開始せられた。

擧式は、一、開式の辭、一、一同敬禮、一、國歌合唱、一、御祓の儀、一、降神の儀、一、齋主祝詞奏上、玉串奉奠、一、玉串奉奠（所長各課長主任工事關係者及び收容者代表）、一、昇神の儀、一、所長訓示（遙拜所設置と敬神崇祖について）、一、講演（遙拜の意義と自己反省、山田靜雄氏）、の順序にて行はれ、この間前後一時間、參列の受刑者は唯嚴肅に充ちて終始直立不動の姿勢に少しも疲勞の色なく、敬虔謹嚴の裡に多大の感銘をうけ、午前十一時三十分最も嚴肅なる式典は滯りなく終了した。

尙式後收容者一同に對して此の日を記念祝福し慶びを共にする意味に於て果物を給與した。

本會々則第八條ニ依ル一月分表彰慰藉者

一、銀杯壹箇宛（退職）
　清水豐治外三拾七名
一、金參拾六圓也（死亡）
　（故）松田次郎七遺族
以　上



讀者の頁

喜ばしき交涉

福島刑務支所　S　生

拘置場の勤務に就く樣になつてから、何時も蒼白い神經質な顏で視察窓を通してヂット此方を凝視して居る若い受刑者を、私は意識的に關心を以て注意する樣になつた。彼は病身であつた。それに長い獨居拘禁生活から來る不安と焦慮のあるものが常に彼を襲ふてゐる樣にも思はれた。或る日私は彼に對話を求める機會を得た。その對話の內に彼の持つ性格が餘りにも良心的で純情な思想の持主であることが初めて解つた。彼は露西亞の文豪トルストイの深刻なあの人間的な人生の苦しみと、彼が現在斯く運命付けられた悲慘な境遇からくる反省的な懊惱とを結び付けて『私は卑怯な回避的宿命論者ではない積りです。私が背負はなければならない良心的な苦痛にはあくまで英雄的でありたいのです。私に與へられた運命的な罪過に打ち勝つ爲には、どんな苦難をも受け入れる覺悟です。これが私の現在抱いて居る人生觀です。』と語つた。彼は決して斯く運命付けられた過去の出來事に對しては一語も話さうとはしなかつた。勿論私もそんな忌はしい過去の告白を敢て聽きたいとも思はなかつた。

私は時折視察窓に身を寄せてそつと室內の樣子を窺き込んだ。時に彼は實に冥想的な表情でヂッと狹い獨房內の一角を凝視して居る姿を見ることがあつた。周章して私は其場からハッと身を退いた。こんな雰圍氣の中にある彼の心境を打ち壞すには餘りにそのポーズが嚴肅すぎる樣に思はれた。時とすると云ひ難い苦悶の表徵があり〳〵と彼の表情に刻み付けられてゐる樣な日があつた。こんな時には彼の兩眼には淚さへ催してゐるのを見逃がす事が出來なかつた。『どうかしたのか？』私は靜かに尋ねて見た。彼はハッと我にかへつた樣であつたが巫て次の樣な事を云つた。『此の頃私は本當に救はれて居る樣な氣持が致します。此の前擔當さんから聽かされた親鸞上人の歎異抄の中の教へが今やつと解つてきました。そうです。上人の教へは理論的な難かしい宗教ではないのですネ。簡單なその言葉の中に奧深い眞理があるのですネ。人がその罪過に氣付いた時本當に眞劍な氣持で南無阿彌陀佛の六字を靜かに唱へることによつてその人はすでに救はれて居ると、解りました。私の世界が今本當に明るくなつた樣な心持が致しま

す。』彼の表情には救はるゝ者の感謝の氣持がはつきりと窺はれた。斯うした僅かの時間の對話の內に彼と私との關係は受刑者と役人と云ふ感情を全く超越した溫かい友情的な心の交渉がある樣にさへ思はれてきた。

それから幾日か過ぎて彼は突然假釋放の恩典により出所する事が出來た。私はホッとした。間も無く彼からこんな喜ばしい便りが屆いた。手紙の文面には次の樣な事が書き綴つてあつた。『……鋼鐵の樣な意志と熱情的な感激とを以て新しい自由の天地にその第一歩をスタートする私の雄々しい更生の姿を御想像下さい。私は永久に御貴官のあの御敎訓を忘るゝことなく……』私は早速返信を書いた。手紙を投函する路すがら『彼は本當に救はれたのだな』とこんな事を獨語しながら彼の輝かしい姿を今一度腦裡に畫いて見た。

工場數へ歌

名古屋　梅村春汀

一つとや　（協和）
　人々互に勵み合ひ勵み合ひ
二つとや　（努力）
　不斷の努力を怠るな怠るな
三つとや　（清潔整頓）
　皆々心を一つにして一つにして
四つとや　（雜話禁止）
　清潔整頓第一に第一に
五つとや　（精勵）
　一心不亂に精出せば精出せば
六つとや　（良品製作）
　やがては光る榮と智慧榮と智慧
七つとや　（緊張）
　冗をばはぶいて眞劍に眞劍に
　何事爲すにも緊張し緊張し
八つとや　（物品愛護）
　良き品作れよ諸共に諸共に
　力一ぱい努力せよ努力せよ
九つとや　（細心注意）
　細い處に氣を配り氣を配り
　破るな棄るな製素品製素品
　器械も大事に手入せよ手入せよ
十とや　（災害豫防）
　時々器械を點檢し點檢し
　故障災害防ぐべし防ぐべし

吾等の希望

大阪刑務所　ＯＹ生

行刑が古き殼を脫して新らしき敎育的行刑へ進化したことは、まことに特記すべきであつた。蓋し收容者は恒久的のものにあらざるは勿論必ず社會に復歸すべき權利と責務を有するものなるは言を俟たないからである。卽ち特殊の收容者を除いては將來必ずその拘禁より解放されて社會へ復歸するのであつて、現在の收容者は日々社會生活への復歸の道を辿りつゝあるものであるが故に、收容者にして社會に復歸したる時は、眞に健

全忠良なる國民として自己を堅持し、奉公の至誠を致すべき充分なる資格を體得せしむるのが、今日の敎育的行刑の骨子だと思ふのである。

彼の累進處遇令の如きも、社會に於ける人の地位が各人の努力に依りて順次其位置が向上するが如く、處遇を刑期四階級に分ち、考査級、修練級、改善級、責任級の四階級とし、夫々相應の責任を負擔せしめて各々の成績を考察して進步優良のものを以て順次處遇を向上し、最後には假釋放の恩典に浴せしむる組織であり、採點の標準を作業、行狀意志强弱、責任觀念の三點に置き、之に依りて收容者の勞働精神を涵養促進し、意志責任觀念を强固ならしめ、操行をして醇化せしめ、以て健全優良の人格を養成し、社會復歸に備へしめんとするのである。

然りと雖も之に依りて敎育行刑の目的を終りたるものと云ふべきにあらずして、要は收容者の社會復歸後の實績如何に存するのではあるまいか。卽ち收容中の成績が實際の生活に如何に反映するかが問題なのである。收容者をして收容中の修養の行に依り收穫し得たる向上せる人格を以て、社會に於て更生一番充分なる活躍をなさしめ幸福なる生活を營ましめ、以て進んで奉公の至誠を盡さしむるのが敎育的行刑の有終の美ではあるまいか。私は思ふに此處に到り、敎育的行刑の眞價を得んとする時、常に問題となつて來る釋放者と社會とのデリケートなる關係を如何に處理すべきかに惱むもので ある。果して社會は如何なる程度に敎育的行刑を認識し得たるや。社會の認識不足せば折角の敎育的行刑の光明も乃至は意義も之を空しくしなければならぬのである。恰も車の片輪を失ひたるが如く、其機能を如何ともし得ないのである。

私は過去十八年の奉職期間中不幸にして幾度となく釋放者の悲しき聲を聞き悲しむべき結果を知るものである。收容中相當の好成績を保ち、堅く更生を誓ひ、異常なる決心を持して社會に出たるも、親戚知己は彼を受け入れず、親兄弟も相手にしない。折角の就職も刑餘者なるの故を以て之を失ふ。其の結果は申すまでもなく再度收容の運命を辿らしむるのである。

私は常に思ふのである。此の如き不幸なる同胞をして、充分なる理解を持ち溫情に依りて彼等の更生を促進せしむるは、共存共榮の社會の一つの使命ではあるまいか。國家の施政なる敎育的行刑の有終の目的は、此の社會の理解なかりせば到底到達する事は出來ないのである。社會人にして眞に彼等に理解と溫情を持すものは、實に單なる同情にあらずして、實に奉公至誠の顯現者と謂はねばならぬのである。故に私は此の事柄を一般社會人に望んで止まない次第である。

切抜帖より

司法省新規要求額削減

司法省所管新規要求承認費目については一月號本欄で既報したが、その後内閣の更迭により約二割五分の九十萬圓餘の歳出見合せを見ることとなつた。司法部充實案は大體原案の趣旨を認められ多少各項目に亙つて數字の減少を見たが、就中判檢事其他職員の增員については實質上司法部の希望が通り、年度繰延によつて當初の三年案が四年計畫となつたが人員に於ては全體として變りはない。判檢事書記の待遇是正も原案に近く、人事刷新のための整理資金は二割五分乃至三割に削減を受けたが趣旨は認められ、法規整備費も認められ右委員會及び調査部も新設されることに決定、其他刑務職員增加も幾分削られたが同樣趣旨は認められ福岡少年審判所及び矯正院は營繕費は見合せとなつたが、事務費は通過、全部見合せとなつたのは物件購入に關する事務費にすぎず、營繕費關係では大阪北區刑務所移築費が見合せ、水戸刑務所、東京刑事地方裁判所の新營費は承認されるところとなつた。

未決拘禁制度改正案

司法制度の改革を期して昭和十年十月に設置された司法制度調査會に對し司法當局は

未決拘禁ニ關シ考慮スベキ點如何

他三項を諮問し、同調査會では一年餘に亙つて各特別委員會を設置して審議を續行してゐたが、その中三項は改正案を得て總會に於て決定　漸次實施をみる筈である。未決拘禁制度改正に關する大綱はほゞ左の通りである。

一、未決拘禁所と既決刑務所とを外觀上區別し得るやうに設備し獨立の名稱を付すること

二、未決拘禁所の支所を增設し、なるべく代用監獄を廢止すること

三、未決拘禁所の舍房は原則として獨房とし保健衞生等に特に留意すること

四、前科を有する未決拘禁者と然らざるものを嚴に區劃して收容すること

五、各未決拘禁所に人事相談所を設けること

六、現在の差入制度を改善すること特定の者を指名して差入れの事務室、炊事場を刑務所の圍ひ中に建設し、從業者は身體檢査を行ふが差入れ物の調理については出來上つたものに對しては特に一々檢査を施行しない。

最近一ケ年間の殺人事件統計

內務省防犯課では重要犯罪豫防對策確立の第一歩として、全國の殺人事件を檢討して統計にとり科學的な研究を進めてゐるが、それによると昭和十年十二月から十一年十一月に至る全國一ケ年の殺人事件（大阪府の分未着）は既遂未遂を合して三百七十五件に達し犯罪原因は痴情、怨恨等が最も多く、次が喧嘩口論によるもの、月別では三四、五及八、九、十の各月、時間的には午後九時、八時、職務別では勞働者が最も多く、犯人の年齢は二十一歳から三十歳迄が過半數を占め、性別では男九十%であることが判明した。兇器の種類は八十一種に達してゐるが、そのうち出刃庖丁が三十四件、匕首の二十七件、手斧二十三件、日本刀十七件の順序で、藥品では猫イラズの十二件が首位を占めてゐる。殺人方法は兇器で斬りつけたものが依然第一位で百七件、刺傷したもの六十六件、絞首四十九件、毆打四十一件、壓殺三十件、便所投入六件、水中投入四件で、壓殺以下は殆んど嬰兒殺しの場合に限られてゐる。殺傷部位は頸部が一番多く五十二件、頭部の四十四件、顏面十九件、咽喉十六件の順序を示してゐる。

贋金の科學的調査

內務省では最近增加の一途を辿つてゐる「贋金」の撲滅のため、全國各府縣から贋金を集めて、その地質、巧拙、使用區域、製作年代等の科學的調査を行ふことゝなり、同省防犯課大岸技手が專任となつて贋金一掃を期する一方益々精巧を極める贋金のために一目して觀破出來る照魔鏡——比較顯微鏡をドイツより購入して我國最初の科學的な贋金調査を行つてゐる。

最近の統計によれば、大正十五年に新鑄された五十錢銀貨の贋金は昭和七年——四〇二六、八年——四〇六〇、九年——五一九九、十年——五四五六と鰻上りに增加し、十年間に三四五四六の大きな數字を示してゐる。この割に紙幣は少なく、一番多い十圓紙幣の贋造が六五九四（最近十年間）である。滑稽なことには最近臺灣に現れた五十錢の贋銀貨は、眞物（七二パーセントの銀含有）よりも數パーセント銀分を多く含み、眞物より贋物の方が高價なものが出現して當局を面食はせた話がある。

海外異聞錄

◇五ツ兒を攫ふ陰謀、病院と生家に警戒陣

世界の驚異として持てはやされてゐるカナダのデイオンヌ家の五ツ兒はダフオ病院の周到な養育のもとに全部揃つてスクスクと成長してゐるが、最近この五ツ兒を攫はんとする陰謀が暴露され、第二のリンデー事件として人々を戰慄させてゐるが、カナダ警察當局は五ツ兒の收容されてゐるダフオ病院とその生家との双方とに嚴重な警戒網を張り、五ツ兒とその兩親とに特別の保護を加へてゐるといふ。

神が地上に惠んだ藝術品として騒がれる此の五ツ兒は、皆な揃つて可愛らしくおかつぱの髪もふさ〳〵と今年三回目の正月を迎へた。日本流に云へば四歳の春を迎へたことになるが、二年半前オンタリオの片田舎カランダー村の政府救濟家族デイオンヌ氏方にこの奇蹟の誕生があつた。貧しい父親ディオンヌ氏に同情した土地の婦人會が三十ドルを醵金したのが口火となり、ついでシカゴの萬國博から五萬ドルを送られ五ツ兒姉妹は忽ち黄金の洪水につつまれてしまつた。現在までの收入が五十萬ドル、昨年一年だけでも二十五萬ドル(邦貨八十八萬圓)にのぼり、五人はいまオンタリオ州政府のダフオ醫師が指揮して十六萬五千ドルの現金を背景に看護婦二人、家政婦一人、女中二人が付添て玉宮のお姫樣よりも大切に育てられ、州政府からは三名の警官か出張し日夜當直警戒にあたり、まさに「世界の寶物」にふさはしい豪奢極まるもので、昨年五ツ兒見物に世界から集つた旅行者は四十九萬五千人、それまで木材製造で細々やつてゐた生地カランダー村は今では五ツ兒のおかげで世界の名所になつてしまつた。

陰謀暴露の發端は、トロント市郊外に住む警官ヂエームス・サギット氏の細君に何處からともなく電話がかゝつて來て、今バフアロ發ニューヨーク行のバスの中で「二人の怪しげな乘客がひそ〳〵と誘拐の計畫を語り合つてゐた、二人とも痩せぎすな男で服裝はりゆうとしてゐた」と告げたが、サギット婦人がいくら名前を聞いても電話の主はその名を明さなかつた。直ちにこの事を夫君サギット氏に電話しサギット氏は卽刻警察に急報したので、時を移さずダフオ病院及びデイオンヌ家警戒の警官を增員すると同時に、八方に打電し水も洩さぬ捜査網を張つた。當局では問題の主が直接警察に報知せず警官の家に報せて來た點を不審がつてゐるが兎に角近頃珍らしい緊張振りを見せてゐる。

◇撲られた保險

齒醫者のヤスリ車でギリギリやられる中に夢中で齒醫者を撲りつけて問題の起るのはニューヨークだが、これが裁判になると大概撲つた患者の方は精神能力を失つたものとみなされて、醫者が撲られ損になる、殊にその相手が女性に多い。そこで、斯ういふ被害を屢ゝ受けたのではやりきれぬとあつて、先頃ニューヨークの齒醫者達が、被害の慰安を保險會社と契約した。これで齒醫者の方で過失がなければ、撲られる度毎に三百ドルの保險金を受取ることが出來るやうになつたと。

◇ドイツの珍處罰一人の防空演習

ナチス・ドイツで防空演習規則違反者に對する珍處罰が行はれた。フランクフルトに近いギッセン地方ではこの程防空演習を實施、市民各家に燈火管制を嚴達したところ、全地方黒一色に塗りつぶされた中に、ラインハルドシヤイン町のシュミツトと云ふ男だけはどうした所存かいつかな電燈を消さうとしない。すつかり憤慨した防護團員たちは何かよい處罰法はないものかとより〳〵協議した結果、翌日シュミツト一人だけの爲に特に防空演習を施行することになり、シュミツトは一寸した意地を通したばかりに皎々たる電燈の中で、唯一人珍無類の燈火管制を實行、防護團員や近所のおかみさん達の意地悪い監視の中で、此の珍處罰が行はれた。

◇トルコに乞食會社

最近トルコのスミルナに「乞食會社」といふものが發見され評判になつた。この會社は十七人の乞食から組織されてゐるが、內數名が不具者で、大部分は僞の不具者、此の數名が他の連中に「片輪になり方」を教授し、哀れつぽく見える物乞ひのコツを傳授するといふのである。乞食達はトルコ全國を股にかけて稼ぐが、その稼ぎ高は一應會社に送り、その內何割かの分け前を貰ひ、他はこの乞食教師に授業料として提供するほか「救濟基金」として保管する、その爲めにスミルナの會社內には專門の會計係が居て收支を記帳するといふ大掛りのもの、これを發見した警察當局は「乞食企業は不埒だ」とばかり、忽ち會社をつぶしてしまひ、會員十七人はそれ〳〵の身體に應じて國道建設工事に使用することゝなつた。

◇クロスワードをめぐる珍奇な論爭

クロスワードは遊戲か、スポーツかといふ極めて珍奇な論爭がボストン控訴院で行はれた、だが結局スポーツではないといふ判決が與へられた。その判決の結果バイキング會社は破產を免れ會社代表者のアロンスン君はホツと胸をなで下した。この會社はクロスワードを利用したため巨額の利益を得たが、これを知つた州政府はクロスワードはスポーツなりといふわけで五萬ドルの課稅を申渡した。しかし會社側が稅金を支拂はないため破產申請とまでなつたが、これは代表者アロンスン君が「クロスワードは遊戲でスポーツではない、故に課稅さるべき筋合のものではない。」と強硬に頑張り訴訟を起し、控訴院でつひにその主張が認められ勝訴となつたものである。

◇ブタペストから乞食一掃

ハンガリー內務省はこの程法令を發して首府ベタペスト市內で乞食をすることを禁止した。これを犯すものは容赦なく引捕へて投獄するかブタペストから追放するといふ嚴しい取締り振りである。市ではこの法令實施のため市民から邦貨約七十萬圓の寄附を集めたと。

選句所感

◇

玲峰君の句、その取材、境地に特異性があり、表現にリズムの快い流動があつて、一讀清新な感に打たれる。從來雪といへば野とか山とか里とかであるのに、これは海に着眼してゐるのである。海といへば廣茫として捉へ難い、そこへ降る雪の情景を印象的に表現するのは中々の手腕が要る。そこをこの句は夜明けといふ時間を以て見事に成功してゐるのである。ほのかに明けそめて、刻々に進む夜明けの海、そこには船の影もなく、勿論艪の音やエンヂンの響や人聲はない。波も立たないからその音もしない。夜は明けゆくのに海はまだ眠りから醒めぬもののやうに靜かである。かうして靜かに明けゆく海に雪の降る光景は、寂しいといふよりは嚴かと云つた方がいゝであらう。しかしいかに情景がよくても之を表現することが拙くてはその情景を生きゝとさながらに傳へることは出來ない。此の句の表現に注意すべきところは「しづけさに」のこの一に」である。この一字が一句を生かしてゐるのである。ここは俳句的常套手段の切字「や」を用ひたいところで、その方が反つて句に締りがある樣に思ふのが、まづ普通である。かういふ微妙なところに一句の活殺があることを注意し、その表現を苦心しなければ、たとへ一千句作つても一萬句作つても無駄骨折りに終る。この「に」は海の明けつゝある靜けさを受けてゐると共に雪の降るのに强く働きかけてゐることが一讀して解らう。これを「や」で切ると、海の明けつゝある靜かさだけを强調するに止まつてしまふ。雪の降る中に刻々に明けて來る海の靜寂を極めたその景觀は、それでは表現出來ない。尙俳句が極短詩形のところから、その表現が簡潔を貴ぶ結果は措辭の角立つのを普通とし、これを反つて俳句らしく思ふのであるが、此の句はその點も極めてなだらかで非常に快いリズムの流動がある。このリズムの流動も同じく「に」から發してゐるのである。

◇

豐水君の句は、一歩を誤れば陳腐常套の句で危いところにあるが、尙捨てがたい情趣を有つてゐる。莚を織るといふので、そこにローカルカラーが窺はれ、農村のさま

毎月募集

刑政俳壇

題當季隨意
〆切每月十五日限
用紙官私製葉書

編輯部選

天

秋田　玲峰

海明けて來るしづけさに雪の降る

地

前橋　豐水

草の戸に莚織る音春の雨

人

三重　蝶々

芽柳や屋根葺き替ふる舟番所

秀逸

松江　道暗

梅見茶屋障子煤けし焚火かな

大曲　華白

春曉の鳥の音こもる一樹かな

名古屋　筑聲

春霜や石切小屋に湯のたぎる

清州　十九市

乘船や燭れつゝくゞる注連飾り

府中　水陽

物洗ふ乙女に照るや春の水

佳作

福岡　陵風

社の影伸び來し麥を踏みにけり

釧路　漁翁

天井にひと日勤かず多の蠅

釧路　船風

春寒の巢鷄借り來て抱かせけり

釧路　霧笛

海の色染みて女の海苔採れり

釧路　星丘

笊の目を凍てたる魚の滑りけり

清州　吼月

九官鳥呼べば答へて多日和

大曲　刀羅象

大寒や障子に響く雪おろし

府中　水陽

柏手のひびく社や殘る雪

三次　野良雄

春の日の縁まで出でし病婦かな

千葉　松風

海遠く見晴らす丘の土筆かな

名古屋　明峯

大江に溯ふくれ來ぬ白魚舟

水戸　夢村

春雨や傘さして見る紙芝居

小倉　龍上

田の路に牛追ふ人や春淺し

長崎　華城

漁火の沖がかりなる霜夜かな

二見ヶ岡　湖月

寒月や電柱の影己が影

旅順　漣

武裝して祝ふ雜煮や移民村

三重　無恙柳

藪かげや枯葉かぶりて蕗の薹

名古屋　春汀

千鳥啼く河口廣し多の月

小倉　素川

泉水の石の起伏や水仙花

高知　高月

春の雲山より山へ流れけり

三次　九來生

紅梅の咲きぬれてあり雨上り

八戸　花仙

吠えながら逃げる仔犬や寒念佛

西巢鴨　非水

月の夜の曇りて梅の白さかな

釧路　霧笛

月に顏伏せて樒鈴鳴らし來ぬ

を思はしめるので救はれてゐるのである。春先の農家の忙しさは雨が降るからとて野良の仕事を休んでも遊んではゐられない。雨の日はまた雨の日で仕事がある。しとしとと柔かく降る春の雨に濡れた草家の中からトン〳〵とゆるやかに聞えるのは莚を織る音なのである。その鈍重な音は春の雨に調和してなつかしまれるのであつて、桑の若葉に圍まれた養蠶地の草家を思はずにはゐられない。

◇

蝶々君の句、行樂の春の來たことを餘情としてゐるところがおもしろい。川岸にある柳は他の木に魁けて芽が青む。そこには舟番所があつて、屋根の葺き替へをしてゐる。多の間は川に舟を出して遊ぶ者もないから、番人も引き上げてしまふ。番小屋は荒れるに任せておく、だがまた春になつて來た。行樂の人を待つ準備をしなければならないのだ。かうして糸のやうに垂れた柳の青く芽ぐむ傍に舟番所の屋根が新しく葺き替へられるさまは、行樂の春にふさはしい明るい情景である。

春曉の目に沁む麥の青さかな　大曲刀羅象
大寒や二タ穹つゞく小雷　大曲華白
ままごとの座に蒲公英の亂れけり　水戸村夢
梅の花こぼれて白し朝の雨　小倉龍上
飛行機の音のみ高し花曇　宮城みなしご
鴨翔ちし水輪の中や鴛鴦眠る　三重苔生子
着ぶくれて袖に手の出ぬ子供かな　三重古稀緒
春淺き土掘り返す堅さかな　小倉貫川
鷄の聲いづくともなく村霞む　飯田五風
池のさゞ荒れたるまゝに水溫む　旭川乞水
暮れそめし臺場めぐるや春の波　晉州雲岳坊
塵捨場に下りて騒ぐや寒鴉　二見ヶ岡湖月
物洗ふ乙女に照るや春の水　府中水陽
華々しく降るだけなりし春の雪　名古屋一心
寄り添ひて老いし夫婦の麥を踏む　岡山玉窓
里よりの牡丹餅屆く彼岸かな　三重蝶々
夜の汽車の警笛長し大吹雪　釧路星丘
初凪や國旗揭げし濱の家　清州月吼
道問ひに入りたる家や梅盛り　三重無恙柳
春晝や緣に持出す小鳥籠　三次九來生
あか〳〵と焚く篝火や初詣　松江道暗

叙任辭令

昭和十二年一月十一日

國際刑法竝獄監常設委員會委員ヲ命ス　行刑局長　瀧川秀雄

一月十三日
勳五等　所長典獄　西岡三郎（金澤）
同　同典獄補　金澤公炳（八王子少年）
勳七等　看守長　堀池猪太郎（栃木支）
勳八等　同　牧野料（大阪）

一月十五日
從六位　教誨師　竹ヶ鼻尚友（熊本）
同　同　東山惠雄（德島）
同　保健技師　丸山郁雄（福岡）
同　同　安達政信（三重）
從七位　同　西田捷美（浦上支）
同　同　松岡功（沖繩）
同　同　關川東平（新潟）

一月十六日
免本職松山勤務　看守長　成瀨正太郎（中村支）
看守長中村支所長　六三　看守　茂木嘉勝（府中）

一月廿三日
司法研究委員會委員ヲ命ス　行刑局長　瀧川秀雄

勳四等　一月卅日　所長典獄　吉田律（豐多摩）

二月一日
行刑局兼務ヲ免ス　司法書記官　大竹武七郎
行刑局兼務ヲ命ス　同　平野利
北區支府中兼務　保健技師　黒田常三郎（府中）
正七位　同　坂本賢三（市谷）
從七位　作業技師　岸野春一（小菅）
同　司法屬　牟田初太郎（行刑局）
同　看守長　谷田傳次郎（廣島）
同　同　白倉通雄（横濱）

二月九日
文官普通分限委員會豫備委員ヲ命ス　行刑局長　瀧川秀雄
免本職土浦支所長　支所長　野手甚之助（栃木支）
免本職栃木支所長　看守長　小林利吉（土浦支）

二月十七日
死亡四級（朝鮮總督府）　同　古屋盛安（甲府）

十二月八日
監獄醫事衞生ニ關スル調査ヲ囑託ス　保健技師　片山恭一郎（京城）

十二月二十一日
本府教誨師ニ任ス九級　教誨師　佐長秀雄（新義州）
新義州刑務所在勤本府教誨師ニ任ス十級　教誨師　藤本章廣（光州）

命平壤刑務所在勤　本府教誨師ニ任ス十級　教誨師　木村　融（西大門）
命感興刑務所在勤　任看守長　九級　看守　丸川佐治郎（木浦）
命西大門刑務所春川支所　命本所在勤　看守長　花籠貞男（春川）
任本府保護觀察所保護司七十圓　命京城保護觀察所在勤　看守長兼屬　横田伍一（西大門刑務局）
任本府保護觀察所保護司九級　命京城保護觀察所在勤　教誨師　伊藤　惠（仁川）
任本府保護觀察所保護司八級　命新義州保護觀察所在勤　看守　岡　圭輔（西大門）
任本府保護觀察所保護司九級　命光州保護觀察所在勤　教務囑託　富士原景樹（大邱）
任本府監獄技手兼本府屬　命西大門刑務所在勤、法務局勤務、行刑課勤務　塩田敏也（西大門）
願ニ依リ免本職　教誨師　神崎禾念（平壤）
願ニ依リ免本職　教誨師　藤井人杲（感興）
十一月二十八日　典獄補　石部武一（西大門）
十一月三十一日　典獄　小丸源左エ門（京城）
同　森田敬一（感興）
同　栗本眞一郎（金泉）

七級　六級　三級　七級　九級　四級　五級　四級　五級　四級　五級　七級　六級　六級　七十圓　五級　六級　七十圓　八級　六十圓　八級　九級　同

十二月三十一日

水町忠三（新義州）
石部武一（西大門）
内田鉉藏（西大門）
田中玄英（咸興）
大森翠（大田）
百濟慶勝（京城）
細川巧照（大邱）
金允九（金泉）
角田林二（晋州）
青木茂（大邱）
高昌鳳（西大門）
浪周七（咸興）
孔聖春（公州）
速見宗一（西大門）
李容九（平壤）
倉原門次（大邱）
先本恒輔（金山浦）
岩切好美（西大門）
鈴木傳太郎（開城）
塩田敏也（西大門）
原勇次（平壤）
淺吉鼎（西大門）
澤松次（清津）
中川一二（元山）
松井甫（大邱）
白石覺（開城）
徐大善（大邱）

◇◇◇　行刑統計　◇◇◇

昭和十一年十二月中入出監竝月末在監人員

Prison Population during the Month of December 1936

	現員	前月末日現在	前年同月末日現在	増減 前月比較	増減 前年比較
越員					
入監				△ 161	883
出監					
受刑者	51,977	52,138	51,094	△ 161	883
被疑者	47	206	120	△ 159	△ 73
刑事被告人	4,628	4,491	5,252	137	△ 624
勞役場留置者	432	616	490	△ 154	△ 28
労役場留置者	9	6	14	3	5
総計 男	56,494	56,494	56,055	△ 290	△ 149
総計 女	963	963	915	△ 44	4
総計 計	57,457	57,457	56,970	△ 334	153

備考　受刑者現員中ニ朝鮮人 男 5,826 女 331 計 6,157
　　勞役場留置者 男 906 女 3 計 909
　　刑事被告人 男 1,471 女 624 計 2,095
　　被疑者 男 73 女 149 計 222
　　受刑者 男 5,826 女 331 計 6,157
　　2,486人ヲ含ム
　　10人

本表中外國人ヲ國籍ニヨリ區分スレハ左ノ如シ

國名	受刑者	被疑者	刑事被告人	勞役場留置者	計
中華民國 男	57	—	1	—	58
滿洲國 男	2	—	—	—	2
露西亞 男	2	—	—	—	2
不詳 男	2	—	—	—	2
總計 男	63	—	1	—	64

東京帝國大學
教授法學博士 小野清一郎編

新刊 刑事判例

〔内容見本進呈〕

學徒・法曹家の好伴侶!!

現行法を知る上に於て判例が如何に重要なものであるかは更めて言ふまでもない。判例を度外視して現行法を論ずることは今や全く不可能である。しかも散漫なる判例の渉獵は勞多くして效少い。

本書は我國刑事法學の權威小野博士が我が全刑事判例を其の學的體系に從つて編纂されたものであつて、内容は飽くまでも學問的であると同時に又實際に役立つやう苟くも遺漏なきを期し、且つ利用上の便宜を考慮したものである。實に本書こそ一卷よく群書を壓倒するに足る斯法判例集の最高標準型である。司法、檢察、警察、辯護士等の實務家は勿論、法律學徒、學生、受驗生諸賢が本書を座右に備へらるゝ時は、必ずや研學上多大の便益を得らるゝことゝ信ずる。

本書の特色

①**收錄判例の極めて豐富なること**—— 古きは明治二十五年より最近に至る迄の大審院判例の外、下級審、軍法會議及外地法院判例の重要なるものを含み、事項的には刑法、刑事訴訟法の外、選擧法、稅法其他の行政的刑罰法規、陪審法、少年法、刑事補償等の特別法に及んでゐる。

②**整然たる學問的體系によつて分類排列されたること**—— 錯綜たる無數の刑事判例を殘る所なく涉獵し、其重要なるものを遺漏なく選擇し之を精彩ある理論體系の下に編成されてゐる、正に判例刑事法教科書であり、博士の別著「刑法講義」及「刑事訴訟法講義」と併讀されるならば現行刑法及刑事訴訟法の實狀は歷然たるであらう。

③**判例の事實關係及上告論旨を掲げたること**—— 判例研究の資料としては判決要旨や判決理由だけでは充分でない。本書は必要に應じて事實關係及上告論旨を掲げ、判例の具體的趣旨を明かにしてゐる。

④**精密なる總目次及索引を附したること**—— 判例を事項的に檢索するには卷頭の精密なる總目次を、年月日によつて檢索するには卷末の總索引を利用すれば、容易に求める判例が見出される。

⑤**携帶至便、價格亦至廉なること**—— 八ポイント二段組の密植、裝幀は最上の布裝、特に製本の堅牢に意を用ひた。正に浩瀚なる判例集の縮刷版である。しかも至廉の價格を以て提供し聞く江湖の愛用に適してゐる。

菊判總布裝全一册
總紙數一一六六頁
定價四圓八十錢
送料内地三十錢

東京 神田 神保町
有斐閣
振替東京三七〇番

訓令通牒

（刑政第五〇巻第三號）

◇作業技手考績調書提出方變更ノ件

（司法省 行秘甲第二一三號ノ二 行刑局 昭和十一年十二月七日）

標記考績調書ハ大正十四年十月行秘甲第一八六號通牒ヲ以テ五級俸以上ノ者ニ限リ提出ノコトニ致居候處爾今作業技手全部ニ對シ保健技手、教誨師ノ例ニ準シ提出相成樣致度候

追テ來ル一月一日現在ニ依リ取纏メ一月十五日迄ニ當局ヘ到着ノ見込ヲ以テ提出相成度尚寫眞ハ後送差支無之候

◇女就業者ニ對シ冬季半股引ヲ使用セシムルコトヲ得ル件依命通牒

（司法省 行甲第一一四八號ノ一 行刑局 昭和十一年十二月十二日）

收容者ノ使用ニ供スル衣類中半股引ハ昭和四年十一月行甲第一七一四號訓令收容者ノ使用ニ供スル衣類、臥具、食器及雜具ノ製式別表ノ備考二ニ依リ婦女ニシテ掃除、耕耘、洗濯等ノ作業ニ就ク者ニ著用セシムルコトヲ得ラレ候處爾今上記作業外ノ休業ニ就ク女收容者ニ對シテモ冬季作業時間中ニ限リ保健上必要アルトキハ給半股引迄使用セシメ差支無之コトニ決定相成候條右ニ御了知相成度候

◇蔓細工食量中細目增設等ニ關スル件依命通牒

（司法省 行丙第二一五八號ノ二 行刑局 昭和十一年十二月十二日）

收容者倉糧給與手續第二號作業別食量表中蔓細工ノ細目ニ籐引、型造、大物編方、同仕上ヲ加ヘ編方、仕上ヲ小物編方、同仕上ニ改メ左記ノ通食量決定相成候條御了知相成度候

記

業名	種目	細目	食量
蔓細工	蔴及籐細工ヲ含ム	籐引、型造	五等
		大物編方、同仕上	六等
		割方	七等
	蔓細工	小物編方、同仕上	八等

◇公務上死傷ノ解釋ニ關スル件

（司法省 甲第五、七一五號 會計課 昭和十一年十二月十日）

矯正図書館

標記ノ件ニ關スル別紙甲號照會ニ對シ大藏省主計局長ヨリ乙號ノ通回答有之候條御了知相成度

（甲號）　司法省會甲第二、五四五號
昭和十一年六月五日
司法大臣官房會計課長
大藏省主計局長宛

公務上死傷ノ解釋ニ關スル件

左記ノ如キ場合ノ死傷ハ公務上ノ死傷ト解スベキコト當然トハ思考致候ヘ共御意見承知致度

左記

某刑務所ニ於テハ五月十七日某警察署ヨリ縣下各警察署聯合武道大會ヲ某市武德會支部ニ於テ開催スルニ該リ選手派遣方ノ交渉ヲ受ケタルヲ以テ某支所長ハ銓衡ノ結果看手某外一名ヲ武道訓練ノ爲同試合ニ參加セシメ候處同看守ハ午後七時二十分頃某警察署勤務某巡査部長ト演武中過テ頸骨損傷ヲ起シ重傷ヲ負ヒタルニ依リ直ニ赤十字社支部病院ニ入院セシメ極力手當ヲ施シタルモ經過不良ニシテ五月十八日午後零時四十分遂ニ死亡致候ニ付テハ右ノ如キ場合之ガ公務ナリヤ否ヤニ依リ弔祭料遺族扶助料其ノ他ニ著シキ相違ヲ生ズル次第ニ有之卓見トシテハ公務上ノ死傷ナリト思料候ヘ共他ニ前例モ無之聊カ取扱上疑義相生ジ候條至急何分ノ御指示相仰度此段及御伺候

（乙號）　藏計第七七九號
昭和十一年六月五日
大藏省主計局長
司法大臣官房會計課長宛

六月五日附司法省會甲第二、五四五號ヲ以テ公務上死傷ノ解釋ニ關スル件御照會ノ趣了承右ハ明治三十四年勅令第一四九號（巡査看守ノ療治料及弔祭料ニ關スル件）ノ適用ニ關シ之ヲ職務上ノ死傷ト看做スコトハ事情已ムヲ得ザルモノト被存候此段及回答候也

◇刑務事故ニ關スル注意ノ件

（司法省行刑局　行甲第五號　昭和十二年一月十八日）

刑務所々屬自動車ノ事故ハ近時頻發ノ傾向有之爲ニ人ノ生命ヲ奪ヒ又ハ公ノ交通ニ支障ヲ來ス等洵ニ遺憾ノ節有之候此ノ點ニ付テハ平素注意監督セラレツツアルコトハ思料致シ候モ尚一層留意ヲ加ヘ苟モ如斯事故ハ爾今絶無ト致シ度候間此ノ際特ニ一般ニ訓示相成ハ勿論運轉手ノ採用其他監督上萬遺算ナキヲ期セラレ度然カルニモ不拘向後此種ノ事故發生シタル場合ハ斷然責任者ニ對シ嚴重責任ヲ問フノ要有之ト思料致候ニ付遲滯ナク詳細報告相成樣致度候

◇雜誌「人」取扱ニ關スル件

（司法省行刑局　行甲第三三號　昭和十二年一月十九日）

標記ノ件ニ關シテハ昭和二年十二月行甲第一七九九號通牒雜誌「人」ノ項二ノ後段ニ依リ適當處理相成居候事ト被思考候モ同誌ニハ時々高貴ノ御尊影若ハ宮廷御內儀事項等謹載ノ場合モ有之萬一之カ取扱又ハ處理其ノ當ヲ得スシテ假ニモ不敬不都合ノ儀有之ニ於テハ眞ニ恐懼ノ至リニ被存候條將來猶一層御留意ノ上萬遺漏ナキヲ期セラルル樣致度爲念及通牒候

追テ同誌上ニ前出事項等奉揭ノ際ニハ爾今表面欄外見易キ個所ニ「處理注意」ノ警告ヲ印行スル見込ニ有之候

◇醫務課ニ設置スヘキ諸室ニ關スル件通牒

（司法省行刑局　甲第五一號　昭和十二年一月二十二日）

行刑衞生上ノ施設ニ關シ昭和九年九月行甲第一、三八八號通牒ヲ以テ調査シタル所ニ依レハ各所醫務課ニ於ケル室ノ狀況ハ十數種ノ室ヲ設置セル所アリ又室數少ク一室ヲ以テ診察、檢査、治療等數室ヲ兼用セル所アリ或ハ檢査室手術室等ヲ有セサルアリ從テ其ノ室ノ名稱モ各所區々ナルノミナラス診療上必要ナル電氣瓦斯水道等ノ設備モ不完全ニシテ室本來ノ目的ニ添ハサルモノアリ斯クテハ診療ノ適正ヲ期シ難キモノト思料セラレ候就テハ爾今醫務課ニ設置スヘキ各室ノ種類、名稱ヲ別紙ノ如ク定メ候條既ニ室ノ設置シアル所ニ於テハ其ノ名稱ヲ右ニ改メ又右諸室ノ設置無キ向ニ在リテハ漸次設置相成度尚電氣瓦斯水道モ各室本來ノ目的ニ添フ如ク漸次設備ヲ以テ各室ヲ夫々其ノ名稱ニ相應スル樣工夫相成度候

追而各室ノ設置ニ當リテハ現在ノ各室ニ付充分檢討シ區劃若クハ模樣換ノ方法ヲ講スル等可及的現在ノ諸室ヲ利用スルノ方途ニ出テラレ度尚豫算緊縮ノ折柄之又可及的自廳配賦豫算內ニ於テ逐次實施相成度而シテ眞ニ事情止ムヲ得サル場合ニ於テハ當局ニ於テモ考慮可致候條一應上申相成度候

尚今回ノ通牒ヲ實施セラレ候曉ハ醫務課ノ配置圖ヲ作成シ一葉提出相成度而シテ今回規定セラレタル醫務課各室以外ノ室ヲ設置スルノ必要アルトキハ一應室名ト其ノ理由ヲ具シ內議相成度又支所ニ於ケル醫務係ノ各室ハ本通牒ニ準シ適宜實施相成度申添候

別紙

矯正図書館

醫務課ニ設置ス室ヘキ諸

一、事務室
二、保健技師室（醫務課長室ヲ別ニ設クルコトヲ得）
三、診察室（心理考査室、レントゲン室ヲ別ニ設クルコトヲ得）
四、患者控室（便宜上之ニ代ハル患者控所トナスコトヲ得）
五、治療室（電氣治療室ヲ別ニ設クルコトヲ得）
六、手術室（準備室ヲ設クルコトヲ得）
七、消毒室
八、齒科診療室
九、檢査室（理化學檢査室、細菌檢査室ヲ各別ニ設クルコトヲ得）
一〇、器械室
一一、調劑室（藥室ヲ別ニ設クルコトヲ得）
一二、物置

◇保護觀察所ニ對スル通知方調査ノ件

（司法省行秘甲第一五號
行刑局昭和十二年一月二十六日）

罰査上必要有之候條本月末日迄ノ治安維持法違反釋放者ニ關スル犯思想保護觀察法施行令第三條ニヨル標記ノ件別紙樣式ニ依リ本支所合併作成ノ上來二月十日迄ニ遲滯ナク御報告相成度候
追テ若シ該當者ナキ向ハ其ノ旨報告相成度候
尙本調査ハ思想犯保護觀察法施行後ノ釋放者ハ勿論昭和四年一月一日以降ノ釋放者全部ニ關シ調査シ通知ノ有無ヲ記載相成度候

（樣式）

保護觀察所ニ對スル通知調

昭和　年　月　日

何某刑務所

釋放年月日	釋放別	釋放刑務所	通知ノ有無	通知年月日	通知先保護觀察所	氏名

本調書作成上ノ注意
一、美濃版罫紙ヲ用ヒテ作成シ送付書ヲ附スルニ及バズ　右上

部ニ發送番號ヲ付シ其ノ下ニ日附所名ヲ記入捺印ノコト
二、記入ノ順序ハ釋放年月日ノ舊キモノヨリ順次掲上スルコト
三、釋放別ニハ刑終了釋放、假釋放ノ別ヲ明記スルコト
四、釋放刑務所欄ニハ本支所名別ヲ記載スルコト
五、通知セザルモノハ通知年月日、通知先保護觀察所ノ欄ノ記入ヲ要セザルモ他ノ欄ニハ夫々記入ヲ要スルコト

◇四大節奉祝歌合唱ニ關スル件

（司法省行甲第六九號
行刑局昭和十二年一月二十七日）

紀元節、天長節、明治節及一月一日ノ四大祝日ニ際シテハ從來夫々適當ナル式典擧行相成居候儀ト被存候ヘ共爾今右式典ニ際シテハ「君が代」及其ノ祝日ニ相當スル唱歌ヲ彈奏スルコト、シ受刑者中ノ希望者ヲシテ合唱セシメ以テ我ガ國民精神ノ作興ニ資スルト共ニ一層行刑教化ノ實ヲ擧クル樣致度及通牒候
追テ右ハ來ル二月十一日紀元節ヨリ實施有之度奉祝歌歌詞並樂譜ニ付テハ明治二十六年八月文部省告示第三號（改正昭和三年第三六九號）ヲ御參照ノ上、合唱訓練ニ付テハ職員中ヨリ可然指導者御選定相成度右祝日唱歌「レコード」ハ近ク指定ノ見込ニ付申添候

◇保護觀察所ニ對スル通知方ノ件

（司法省行秘甲第二一號
行刑局昭和十二年二月四日）

司法省行刑局長　瀧川秀雄
司法大臣官房保護課長　森山武市郎

治安維持法ノ罪ヲ犯シタル者刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル場合ニ關シテハ思想犯保護觀察法施行令第三條ノ規定ニ準據シ夫々速ニ所轄保護觀察所ニ通知相成居候事ト思料候處同施行令附則ニ依レバ同令施行前ニ刑ノ執行ヲ終リ又ハ假出獄ヲ許サレタル者ニ付テハ右ニ關スル關係官廳タル刑務所ノ長ニ於テ必要アリト思料シタルトキニ限リ右ノ通知ヲ爲スヲ以テ足ル旨ノ規定アリ而シテ假出獄者ハ其ノ處分ノ性質ニ鑑ミ原則的ニ保護觀察ニ付スルヲ必要トスベク又滿期出獄者ハ現時ノ行刑實情ニ照ストキハ概ネ非轉向者又ハ準轉向者ナルヲ常トスルヲ以テコレ亦保護觀察ニ付スルノ必要アルモノト思料セラルルヲ以テ結局右施行令實施前ニ於ケル假出獄者並ニ滿期出獄者ニ付テハ殆ド其ノ全部ヲ夫々所轄保護觀察所ニ通知スルヲ要スル義ニ有之候間右ノ點御諒承ノ上可成速ニ其ノ旨ノ通知相成度尙ホ右通知ニ際シ付スベキ保護觀察ニ關スル意見ハ成ルベク保護指導ノ內容ニ亙リ具體的ニ付セラレ度此段及通牒候

警察研究

昭和十二年二月五日發行
第八卷第二號
一冊四十錢　一年四圓五十錢
發行所　東京市小石川區江戸川町一五
良書普及會
振替東京六四四九番

連結環としての調停制度……東京帝大教授　牧野英一
選擧制度調査會と其の答申に就て……內務事務官　清水重夫
軍事秘密と安寧秩序……內務事務官　赤羽穰
特殊建築物規則について（上）……內務書記官　雪澤千代治
自動車運轉者行政處分猶豫制度論（上）……警視廳交通課長　吉江勝保
勞働行政より見たる國民生活安定策（下）……警視廳工場課長　鈴木宗正
議院法逐條示解（十二）……警察講習所教授　有松昇
新法令の研究——訓令通牒——警察關係判例
質疑應答……擔當者（內務屬　鍾村一男／內務屬　松尾英敏）

資料

法曹會雜誌

第十五卷　第二號
昭和十二年二月一日發行
定價　金五十錢
司法省構內
法曹會
振替口座東京一五六七〇番

○調停手續ノ運用ニ就テ……東京區裁判所判事　恆田文次
○假差押假處分命令ノ異議ニ就テ（一）……橫濱區裁判所判事　小川保男
○刑罰體系概論……松本區裁判所判事　佐藤孝文
○代襲相續……直系卑屬ノ家督相續權　其三……（一）……神戸地方裁判所判事　小石壽夫
○名判官物語（二十二）……小山松吉
○法曹會決議　○司法省訓令通牒回答　○大審院判例要旨　○戸籍事務協議會決議
○新法令　○雜報

刑政第50巻第3号
矯正図書館

法學論議

昭和十二年三月　三月號　發行所　京都帝國大學法學會
第三十六卷　第三號　壹冊金五拾錢郵稅壹錢半
壹年分郵稅共金參圓　半年分郵稅共金六圓　發賣所　東京　有斐閣

論說・資料

和議手續の機關……齋藤常三郎
相續の承認拋棄前に於ける相續人の地位と相續財產……近藤　英吉
警察の觀念……須貝　脩一
商法改正法案を評す（一四）……烏賀陽然良
批評と紹介
相續稅法改正案を評す……（近藤　英吉／三谷　道麿）
栗生教授著『法の變動』……西本　穎
判例研究
〔民事法〕條件附所有權の假登記の效力……田島　順
抵當不動產の賣却と詐害行爲……於保不二雄
株主總會の（繼續會）の意義……大森　忠夫
〔刑事法〕墮胎幇助罪の構成……宮本　英脩
雜　報　研究會記事

法學新報

中央大學法學部門機關
第四十七卷　第三號　昭和十二年三月

商法改正法案に於ける變態設立及び事後設立……教授　佐々　穆
結果的加重犯と刑法改正草案……講師　草野豹一郎
判例法主義の價値……教授　穗積　重威
金錢侵害の賠償請求權及其の時效……梶田　年
フオン・シユウエリン「ゲルマン法の發展」……武藤　智雄
刑事判例研究
間接に正犯を幇助したる行爲と從犯（草野豹一郎）――刑法第百五十六條の文書僞造と共同正犯の成立（吉田常次郎）
民事判例研究（二六）……民事判例研究會
選擇債權を目的とする債權質（吉田久）――民事訴訟法第七百條第一項第二號の負擔の記入（岡村玄治）――否認と連帶債務者の辨濟及破產法第百九十九條の適用（黑川眞前）――條件附所有權の假登記の效力（梶田年）――親權者が特別代理人に依らずして爲したる保證と子の追認（吉田久）――保證供託金取戻權の讓渡と擔保取消の申立（森田豐次郎）
近着外國雜誌法律論題要目

編輯餘錄

□　新興國リトアニアは昨年から新刑務法を實施したが、ベルリン會議に於ける世界の聲に聽いて、刑務委員會を置くことにして居る。其の職責の內容を見ると多少行過ぎた點もあり、從つて運用上の價値に疑ひなしとしないが、とまれリトアニアが此の制度に對する關心を失はなかつたことを同國の爲に喜び度い。

□　たしかに刑務委員會の設置は最近に於ける世界的要望の最大なるもの一つであり、今は寧ろ、一方に於て續續立法化しつゝある保護委員會との連絡の方を研究しなければならぬ程の情勢に　つて居るのである。

□　此の意味から言つて、橫濱で東所長が試行されて居る一種の刑務委員會は、我が國に先鞭をつけるものとして充分注目に値するものである。これ、其の委員會議事の一部を本誌に連載することゝした所以である。

□　刑務委員會の意義は、今日では最早や刑務官の恣意を抑止すると言ふが如き消極的な點に在るのではなく、寧ろ刑務官の價値判斷に普遍妥當性を與へ行刑に社會的基礎を供給すると言ふ積極的な點に在ることを忘れてはならない。

□　今後資料欄には、刑政上參考と成る立法例其他を出來る丈け廣く紹介する積りである。從らなる外國模倣は淺薄の限りであるが、ことさら海外の事情に耳を蔽うて文化の世界性を否定する獨善主義は編輯子のとらざる所である。

□　訓令通牒の部には切取り線を附した。離して別綴りと出來やう。

□　庭の梅一輪、何時の間にかこぼれ落ちた。人をも待たで今年の春は早い。

N生

二月二十一日

定價表

一冊（稅共）金二十五錢
六冊（稅共）金一圓五十錢
十二冊（稅共）金三圓

廣告料

一等一頁　金五十圓
二等一頁　金四十圓
普通一頁　金三十圓

注文規定

●御注文は總て前金のこと
●御送金は郵便爲替ならば司法省郵便局取扱にて拂込のこと、但しなるべく振替を利用せられたし、口座は東京二五〇五九番刑務協會とすること
●御注文の際は必ず送附先明記のこと、從つて轉居の際は新舊住所を御屆け下されたし

明治二十七年二月二十六日第三種郵便物認可
昭和十二年二月二十八日印刷納本
昭和十二年三月一日發行
東京市麹町區西日比谷町一番地
編輯兼發行人　伊藤忠次郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷人　大河內恭三郎
東京市葛飾區小菅町一二八四番地
印刷所　刑務協會印刷所
東京市麹町區西日比谷町一番地
發行所　刑務協會
電話銀座二三四四・三八二五番
振替口座　東京一二五〇五九番

矯正図書館

50e Année N° 3 Mars 1937

KEISEI

Revue pénitentiare du Japon

dirigée par

H. Takikawa

Président de la Société des Prisons du Japon

Sommaire

Note éditoriale.

Y. Takase et S. Makimura —— La classification des prisonniers juveniles du point de vue de la capacité économique et l'efficacité de leur travail pénitentiaire (à suivre).

K. Hosokawa —— Des prisons de l'ancien Japon.

Mouvement des idées à l'étranger.

KEIMU-KYOKWAI

(Société des Prisons du Japon)

près le Ministère de la Justice